昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の昭和二十二年法律第五十四号)

野生は、ション等により、 目次 本的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 禁止及び公正取引の確保に関する法律)

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 私的独占及び不当な取引制限(第二条

割、株式移転及び事業の譲受け(第九第四章株式の保有、役員の兼任、合併、分第三章の二 独占的状態(第八条の四)第三章 事業者団体(第八条―第八条の三)

二十条の七) 第五章 不公正な取引方法(第十八条の二―第条―第十八条)

第二十六条)第二章 適用除外(第二十一条—第二十二条)第二十一条—第二十三条)

章 公正取引委員会

第二節 手続(第四十五条―第七十条の十等(第二十七条―第四十四条)

第九章 訴訟(第七十七条—第八十八条)第三節 雑則(第七十一条—第七十六条)

第十章 雑則(第八十八条の二)

第十二章 犯則事件の調査等(第百一条—第百第十一章 罰則(第八十九条—第百条)

十八条)

第一章 総則

第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限を配外で健全な発達を促進することを目的とする。

第二条 この法律において「事業者」とは、商第二条 この法律において「事業者」とは、
一章の規定の適用については、これを事業者と
う。事業者の利益のためにする行為を行う役
業、工業、金融業その他の事業を行う者をい
第二条 この法律において「事業者」とは、商

る。 この法律において「事業者団体」とは、事業 この法律において「事業を営んでいるものを含まないものとす を目的として商業、工業、金融業その他の であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、 であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、 だし、二以上の事業者の結合体又はその連合体 だし、二以上の事業者の結合体又はその連合体 だし、二以上の事業者の結合体又はその連合体 だし、二以上の事業者の結合体又はその連 としての共通の利益を増進することを主たる とは、事業

- 二以上の事業者が理事又は管理人の壬兌、を含む。)である社団法人その他の社団を含む。)である社団法人その他の社団ニ以上の事業者が社員(社員に準ずるもの

業務の執行又はその存立を支配している財団 二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、

のではころとである。 対による二以上の事業者の結合体 三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契

更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はは本店若しくは支店の事業活動の範囲内において、は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。この法律において「競争」とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、会談事業活動のをでいる。とは、理事、取締にの、当該事業活動のをでいる。

役務の供給を受けること 一同一の供給者から同種又は類似の商品又は

ることをいう。

この法律において「私的独占」とは、事業者にの法律において「私的独占」とは、要問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又を問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくが、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくが、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくが、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくが、単独において「私的独占」とは、事業者

ことをいう。
ことをいう。
ことをいう。

の商品(当該同種の商品に係る通常の事業活動この法律において「独占的状態」とは、同種

の施設又は態様に重要な変更を加えることなくの施設又は態様に重要な変更を加えることなくの施設又は態様に重要な変更を加えることなくの施設又は態様に重要な変更を加えることなくの施設では、次に掲げる市場で定める場合において、次に掲げる市場でで定める最近の一年間した額とする。)の政令で定める最近の一年間と対る合計額が千億円を超える場合における合計額が千億円を超える場合における合計額が千億円を超える場合における合計額が千億円を超える場合における合計額が千億円を超える場合における合計額が千億円を超える場合におけるの施設又は態様に重要な変更を加えることなくの施設又は態様に重要な変更を加えることなくの施設では、

当該一年間において、一の事業者の事業分 当該一年間において、一の事業者の事業分 野占拠率(当該一定の商品並びにこれとその 機能及び効用が著しく類似している他の商品 で国内において供給されたもの(輸出された ものを除く。)又は国内において供給された ものを除く。)又は国内において供給された ものを除く。)又は国内において供給された ものを除く。)又は国内において供給された とが適当でな が場合にあつては、これらの価額とする。以 下この号において同じ。)のうち当該事業者 下にの号において同じ。)が二分の一を超え、又 は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の は二の事業者のそれぞれの事業分の方的。以下こ の号において同じ。)が二分の一を超え、又 は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の は二の事業者のそれぞれの事業分の方の号において同じ。)が二分の一を超え、又 の号において同じ。)が二分の一を超え、又 の号において同じ。)が二分の一を超え、又 は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の

新たに営むことを著しく困難にする事情があ 一 他の事業者が当該事業分野に属する事業を

一 当該事業者の供給する当該一定の商品又はかに該当していること。

を著しく超える率の利益を得ていること。おける標準的な政令で定める種類の利益率当該事業者の属する政令で定める業種に

管理費を支出していること。
管理費を支出していること。
業者の標準的な販売費及び一般管理費に比業者の標準的な販売費及び一般管理費に比談事業者の属する事業分野における事

(活動 出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じた同種 経済事情が変化して国内における生産業者の

は、次の各号のいずれかに該当する行為をいこの法律において「不公正な取引方法」とにつき政令で別段の定めをするものとする。ときは、これらの事情を考慮して、前項の金額ときは、これらの事情を考慮して、前項の金額

と。 て、次のいずれかに該当する行為をするこて、次のいずれかに該当する行為をするこ

は内容を制限すること。供給に係る商品若しくは役務の数量若しくイーある事業者に対し、供給を拒絶し、又は

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をそ難にさせるおそれがあるものることであつて、他の事業者の事業活動を困価をもつて、商品又は役務を継続して供給す 不当に、地域又は相手方により差別的な対

の供給に要する費用を著しく下回る対価で継

・ 相手方に対しその販売価格の自由な決売価格を定めてこれを維持させることその売価格を定めてこれを維持させることその売のをである。

相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者の当該商品をして当該事業者にこれを維持させることをして当該事業者にこれを維持させることをして当該事業者の当該商品を購入する事業者の当該商品を購入する事業者の販売する当該商品を購入する事と。

こと。
不当に、次のいずれかに該当する行為をするることを利用して、正常な商慣習に照らして五 自己の取引上の地位が相手方に優越してい

- 継続して取引する相手方(新たに継続し、継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおて取引しようとする相手方を含む。ロにおて取引しようとする相手方(新たに継続し

のために金銭、役務その他の経済上の利益 を提供させること。 継続して取引する相手方に対して、自己

更し、又は取引を実施すること。 引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額 品を受領した後当該商品を当該取引の相手 領を拒み、取引の相手方から取引に係る商 るように取引の条件を設定し、若しくは変 を減じ、その他取引の相手方に不利益とな 方に引き取らせ、取引の相手方に対して取 取引の相手方からの取引に係る商品の受

会が指定するもの するおそれがあるもののうち、公正取引委員 に該当する行為であつて、公正な競争を阻害 前各号に掲げるもののほか、次のいずれか

イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこ

うに誘引し、又は強制すること。 不当に競争者の顧客を自己と取引するよ 不当な対価をもつて取引すること。

をもつて取引すること。 相手方の事業活動を不当に拘束する条件

業者とその取引の相手方との取引を不当に 妨害し、又は当該事業者が会社である場合 会社と国内において競争関係にある他の事 手方と取引すること。 において、その会社の株主若しくは役員を 自己の取引上の地位を不当に利用して相 自己又は自己が株主若しくは役員である

ること。

その会社の不利益となる行為をするよう

に、不当に誘引し、唆し、若しくは強制す

第二条の二 この章において「市場占有率」と 割合をいう。 を受ける当該商品若しくは役務の価額の占めるしくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給 供給される商品若しくは役務の価額のうち一若 合又は一定の取引分野において一定の期間内に 受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割 くは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を 給される商品若しくは役務の数量のうち一若し は、一定の取引分野において一定の期間内に供 第二章 私的独占及び不当な取引制限

することができる事項の全部につき議決権を行 下同じ。)の議決権(株主総会において決議を 子会社(法人がその総株主(総社員を含む。以 この章において「子会社等」とは、事業者の

> 除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第 業者と親会社が同一である他の会社をいう。 いう。以下この項において同じ。)又は当該事 会社とみなす。以下この項において同じ。)若 権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年 るものとみなされる株式についての議決権及び 使することができない株式についての議決権を しくは親会社(会社を子会社とする他の会社を 及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の する他の会社をいう。この場合において、法人 この項及び次項において同じ。)の過半数を有 四十八条第一項の規定により発行者に対抗する 法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第百 八百七十九条第三項の規定により議決権を有す ことができない株式に係る議決権を含む。以下 一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決

会社(会社を完全子会社とする他の会社をい 章及び第五章において同じ。)若しくは完全親 商品又は役務を供給したものをいう。 事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係 条において単に「違反行為」という。)をした 条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第 者と完全親会社が同一である他の会社をいう。 う。以下この項において同じ。) 又は当該事業 その総株主の議決権の全部を有する他の会社 全部を有する他の会社をいう。この場合におい 者の完全子会社(法人がその総株主の議決権の る一定の取引分野において当該違反行為に係る 行為(第十三項及び第十四項を除き、以下この 二項に規定する違反行為のうちいずれかの違反 は、当該法人の完全子会社とみなす。以下この 社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社が て、法人及びその一若しくは二以上の完全子会 この章において「供給子会社等」とは、第七 この章において「完全子会社等」とは、事業

受けたものをいう。

当該違反行為をしたものをいう。 の当該違反行為に係る一定の取引分野において 供給子会社等であつて、違反行為をした事業者 この章において「違反供給子会社等」とは、

とは、非違反供給子会社等のうち、違反行為を は、供給子会社等であつて、違反行為をした事 した事業者と完全子会社等の関係にあるもので いて当該違反行為をしていないものをいう。 業者の当該違反行為に係る一定の取引分野にお この章において「特定非違反供給子会社等」 この章において「非違反供給子会社等」と

> 情報に基づき当該商品又は役務を供給したもの示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は 役務を供給することについて当該事業者から指 あつて、他の者に当該違反行為に係る商品又は

行為をした事業者の子会社等であつて、当該違 行為に係る商品又は役務の供給を受けたものを 反行為に係る一定の取引分野において当該違反

当該違反行為をしたものをいう。 購入子会社等であつて、違反行為をした事業者 の当該違反行為に係る一定の取引分野において この章において「違反購入子会社等」とは、

とは、非違反購入子会社等のうち、違反行為を 業者の当該違反行為に係る一定の取引分野にお 示又は情報に基づき当該商品又は役務の供給を から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指 は役務の供給を受けることについて当該事業者 あつて、他の者から当該違反行為に係る商品又 いて当該違反行為をしていないものをいう。 は、購入子会社等であつて、違反行為をした事 した事業者と完全子会社等の関係にあるもので この章において「特定非違反購入子会社等」 この章において「非違反購入子会社等」と

の規定により課徴金の納付を命ずる場合におい二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項 する第五十条第一項の規定により公正取引委員て、第六十二条第四項において読み替えて準用 会が違反行為をした事業者に対してする通知を この章において「事前通知」とは、第七条の

の事業活動がなくなる日までの期間をいう。 ときは、同日)から当該違反行為の実行として 第百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われ 号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第百 当該違反行為について第四十七条第一項第一 行為をした事業者に係る当該違反行為の実行と 二第一項又は第七条の九第一項に規定する違反 て事前通知を受けた日)の十年前の日前である た日(当該事業者に対し当該処分が行われなか 二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は しての事業活動を行つた日(当該事業者に対し つたときは、当該事業者が当該違反行為につい この章において「違反行為期間」とは、第七 この章において「実行期間」とは、第七条の

号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、 二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は に係る当該違反行為をした日(当該事業者に対 し当該違反行為について第四十七条第一項第一

この章において「購入子会社等」とは、違反

ときは、同日)から当該違反行為がなくなる日 までの期間をいう。 第百三条の三各号に掲げる処分が最初に行わ て事前通知を受けた日)の十年前の日前である つたときは、当該事業者が当該違反行為につい た日(当該事業者に対し当該処分が行われなか

当該違反行為について事前通知を受けた日)を る処分が最初に行われた日(当該処分が行わ 号に掲げる処分、第百二条第一項若しくは第二 第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四 なかつたときは、当該違反行為をした事業者が 項に規定する処分又は第百三条の三各号に掲げ 査開始日」とは、違反行為に係る事件について この章(第七条の四を除く。)において「調 れ

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限 をしてはならない。

第四条及び第五条 削除

第六条 事業者は、不当な取引制限又は不公正な 定又は国際的契約をしてはならない。 取引方法に該当する事項を内容とする国際的協

第七条 第三条又は前条の規定に違反する行為が 規定に違反する行為を排除するために必要な措 あるときは、公正取引委員会は、第八章第二節 置を命ずることができる。 為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行

第二節に規定する手続に従い、次に掲げる者に だし、当該行為がなくなつた日から七年を経過 るために必要な措置を命ずることができる。た 措置その他当該行為が排除されたことを確保す 対し、当該行為が既になくなつている旨の周 違反する行為が既になくなつている場合にお したときは、この限りでない。 ても、特に必要があると認めるときは、第八章 公正取引委員会は、第三条又は前条の規

当該行為をした事業者

一 当該行為をした事業者が法人である場合に における合併後存続し、 おいて、当該法人が合併により消滅したとき 又は合併により設立

条の九第二項に規定する違反行為をした事業者

正さりたるでは、アンチーでよっている。 四 当該行為をした事業者から当該行為に係る 係る事業の全部又は一部を承継した法人 おいて、当該法人から分割により当該行為に 三 当該行為をした事業者が法人である場合に

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じて得た額及び第四号に掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することができる手続に従い、当該事業者に対しているよりであるときは、その納付を命ずることができるいるときは、その納付を命ずることができない。

ることに係るものに限る。以下この号におい二 当該違反行為(商品又は役務の供給を受け 場合に限る。)が他の者に当該商品又は役務 けたもの及び当該事業者又は当該特定非違反 から当該特定非違反購入子会社等が供給を受 供給を受けた当該商品又は役務(当該事業者 該事業者及びその特定非違反購入子会社等が て同じ。) に係る一定の取引分野において当 当該違反行為に係る実行期間における売上額 く。)の政令で定める方法により算定した、 違反供給子会社等から供給を受けたものを除 を供給するために当該事業者又は当該特定非 子会社等又は特定非違反供給子会社等である 商品又は役務(当該供給子会社等(違反供給 が当該事業者の供給子会社等に供給した当該 当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等 除く。)並びに当該一定の取引分野において 当該事業者の供給子会社等に供給したものを 該事業者又は当該特定非違反供給子会社等が 定非違反供給子会社等が供給したもの及び当 業者及びその特定非違反供給子会社等が供給 じ。) に係る一定の取引分野において当該事 とに係るものに限る。以下この号において同 当該違反行為(商品又は役務を供給するこ した当該商品又は役務(当該事業者に当該特

定の取引分野において当該事業者及び当該特定の取引分野において同じ。)が行ったものに限る。次号において同じ。)が行ったものに限る。次号において同じ。)が行ったものに限る。次号において同じ。)が行ったものを子会社等(当該違反行為に係る実行期間におり3算定した、当該違反行為に係る南品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社等(当該違反行為に係る商品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及び当該特定がある。次号において同じ。)が行ったものの対価の額に相当する額として政令で定めるの対価の額に相当する額として政令で定めるの対価の額に相当する額として政令で定めるの対価の額に相当する額として政令で定めるの対価の額に相当する額として政令で定める

方法により算定した額 四 当該違反行為に係る商品若しくは役務を他当該違反行為をした他の事業者及びその供給子会社等を除く。)に供給しないこと又は他の者(当該事業者の購入子会社等並びに当該違反(当該事業者の購入子会社等並びに当該違反(当該事業者の購入子会社等並びに当該違反(当該事業者の購入子会社等並びに当該違反(当該事業者の開入子会社等が得た金銭その他の財産上の利金に相当する額として政令で定める方法により算定した額

前項の場合において、当該事業者が次の各号でに掲げる業種及び第五号の政令で定める業業、運輸業その他の業種(次号から第四号ま業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号のいずれたも該当しないで、製造業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業としてきない。

を主たる事業として営むもの 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の一 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の対に常時使用する従業員の数が百人以会社並びに常時使用する従業員の数額が一億円以下の

の会社並びに常時使用する従業員の数が百人三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下

購入子会社等が当該事業者の購入子会社等か

ら供給を受けたものを除く。)並びに当該一

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下る事業を主たる事業として営むもの(第五号の政令で定める業種を除く。)に属す以下の会社及び個人であつて、サービス業

正 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める業種に属する事業を主たる事業とのする数以下の会社及び個人であつて、その政める数以下の会社及び個人であつて、その政める数以下の会社及び個人であつてに対して営むもの

規模のものところにより、前各号に定める規模のものところにより、前各号に定める実種ごとに当該各号に定める規模に相当するで事業を行うことを主たる目的として設立さて事業を行うことを主たる目的として設立さん。

事業者から入手した資料その他の資料を用い くは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の る商品若しくは役務を供給する他の事業者若し 特定非違反購入子会社等又は当該違反行為に係 事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは の基礎となるべき事実を把握することができな の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算 求めに応じなかつたときは、公正取引委員会 るべき事実に係る事実の報告又は資料の提出の る当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎とな 該事件の調査に関する事務に従事する職員によ 当該違反行為に係る事件について第四十七条第 合において、当該事業者が公正取引委員会又は第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場 できる。 い期間における第一項各号に掲げる額を、当該 は、当該事業者に係る実行期間のうち当該事実 二項の規定により指定された審査官その他の当 により推計して、課徴金の納付を命ずることが て、公正取引委員会規則で定める合理的な方法

第七条の三 前条第一項の規定により課徴金の納第七条の三 前条第一項の規定の適用を受ける者であらさむ。) 中「合算額」とあるのは、「合算額に一・五を乗じて得た額」とあるのは、「合算額にを含む。) 中「合算額」とあるのは、「合算額にあるときは、第三項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

 等」という。)を受けたことがある者(当該 高事 よる決定(以下この項において「納付命令 でによる通知又は第六十三条第二項の規定による 近く、 定による通知又は第六十三条第二項の規定による 近く、 定による通知又は第六十三条第二項の規定による 以下 命令(当該命令が確定している場合に限る。) 以下 命令(当該命令が確定している場合に限る。) は、 次条第七項若しくは第二項の規定による が出いら遡り十年以内に、前条第一項又は第 の規定による

違反行為をしていた場合に限る。) 違反行為をしていた場合に限る。) を受けたことがあ会社である場合に限る。) を受けたことがあ会社である場合に限る。) を受けたことがあい内に、その完全子会社が納付命令等(当該以内に、その完全子会社が納付命令等(当該以内に、その完全子会社が納付命令等(当該上である場合に限る。)

納付命令等の日以後において当該違反行為を

していた場合に限る。)

乗じて得た額」とする。ただし、当該事業者 中「合算額」とあるのは、「合算額に一・五を れかに該当する者であるときは、同項(同条第 る場合において、当該事業者が次の各号のいず 三 前二号に該当する者を除き、当該違反行為 が、次項の規定の適用を受ける者であるとき は、この限りでない。 「項において読み替えて適用する場合を含む。) 前条第一項の規定により課徴金の納付を命ず おいて当該違反行為をしていた場合に限る。) 法人(当該合併、譲受け又は分割の日以後に 業の全部若しくは一部を承継した事業者たる 等に係る違反行為に係る事業の全部若しくは は当該他の事業者たる法人から当該納付命令 事業者たる法人と合併した事業者たる法人又 年以内に納付命令等を受けたことがある他 に係る事件についての調査開始日から遡り十 一部を譲り受け、若しくは分割により当該事

して、次のいずれかに該当する行為であつ三 前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同

反行為について事前通知を受けた日をいう。

て、当該違反行為を容易にすべき重要なもの

は唆すこと。 と又はやめないことを要求し、 他の事業者に対し当該違反行為に係る商 他の事業者に対し当該違反行為をするこ 依頼し、

は当該事実に係る虚偽の事実の報告若しく る資料を隠蔽し、若しくは仮装すること又 る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係 行為の実行としての事業活動について指定 市場占有率、取引の相手方その他当該違反 の際に当該違反行為又は当該違反行為に係 ることを除く。)。 すること(専ら自己の取引について指定す 品又は役務に係る対価、供給量、購入量、 他の事業者に対し公正取引委員会の調査

求し、依頼し、又は唆すこと。 規定による協議の申出を行わないことを要 告及び資料の提出又は第七条の五第一項の 第一号若しくは第二号に規定する事実の報 は資料の提出をすることを要求し、 し、又は唆すこと。 一項第一号から第四号まで若しくは第三項 他の事業者に対し次条第一項第一号、 依頼

額」とあるのは、「合算額に二を乗じて得た額」 であるときは、同条第一項(同条第二項におい いずれか及び前項各号のいずれかに該当する者 る場合において、当該事業者が、第一項各号の て読み替えて適用する場合を含む。)中「合算 前条第一項の規定により課徴金の納付を命ず

第七条の四 公正取引委員会は、第七条の二第一 課徴金の納付を命じないものとする。 同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、 の各号のいずれにも該当する者であるときは、 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次 う。以下この条において同じ。) (当該処分が 行われなかつたときは、当該事業者が当該違 条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第 該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為 る事実の報告及び資料の提出を行つた者(当 ち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係 り、単独で、当該違反行為をした事業者のう に係る事件についての調査開始日(第四十七 項に規定する処分が最初に行われた日をい 公正取引委員会規則で定めるところによ

> た場合を除く。) 次号及び次項において同じ。)以後に行われ

号及び第五号に該当する者であるときは減算前 及び第五号に該当する者であるときは減算前課 課徴金額に百分の十を乗じて得た額を、第四号 を乗じて得た額を、第二号及び第五号又は第三 この条及び次条において同じ。)に百分の二十 の規定により計算した課徴金の額をいう。以下 当する者であるときは減算前課徴金額(前二条 委員会は、当該事業者が第一号及び第五号に該 当該減算前課徴金額から減額するものとする。 徴金額に百分の五を乗じて得た額を、それぞれ 行為に係る事件についての調査開始日以後に(当該事実の報告及び資料の提出が当該違反 第七条の二第一項の場合において、公正取引 係る事実の報告及び資料の提出を行つた者 ち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に り、単独で、当該違反行為をした事業者のう 公正取引委員会規則で定めるところによ われた場合を除く。)

ち三番目に公正取引委員会に当該違反行為に り、単独で、当該違反行為をした事業者のう 行われた場合を除く。) 行為に係る事件についての調査開始日以後に (当該事実の報告及び資料の提出が当該違反 係る事実の報告及び資料の提出を行つた者 公正取引委員会規則で定めるところによ

三 公正取引委員会規則で定めるところによ 違反行為に係る事実の報告及び資料の提出ち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該 に係る事件についての調査開始日以後に行わ該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為 会によって把握されている事実に係るものを 第四項の措置その他により既に公正取引委員 れた場合を除く。) 除く。次号において同じ。)を行つた者(当 (第四十五条第一項に規定する報告又は同条 単独で、当該違反行為をした事業者のう

者(当該事実の報告及び資料の提出が当該違為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた ち六番目以降に公正取引委員会に当該違反行 に行われた場合を除く。 反行為に係る事件についての調査開始日以後 公正取引委員会規則で定めるところによ 単独で、当該違反行為をした事業者のう

始日以後において、当該違反行為をしていな二 当該違反行為に係る事件についての調査開

者(前号に該当する者を除く。) 為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた より、単独で、公正取引委員会に当該違反行 でに、公正取引委員会規則で定めるところに 始日以後公正取引委員会規則で定める期日ま

出を行つた日以後において、当該違反行為を していない者

ころにより、共同して、公正取引委員会に当該 二号又は第三号のいずれかに該当する者である 事業者のうち二以上の事業者(会社である場合 違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行 に限る。) が、公正取引委員会規則で定めると ときに限り、当該事実の報告及び資料の提出を つた場合において、第一号に該当し、かつ、第

Ŧī. 始日以後において、当該違反行為をしていな 当該違反行為に係る事件についての調査開

額から減額するものとする。 を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金 する者であるときは減算前課徴金額に百分の五 当する者であるときは減算前課徴金額に百分の 委員会は、当該事業者が第一号及び第三号に該 十を乗じて得た額を、第二号及び第三号に該当 第七条の二第一項の場合において、公正取引

する事実の報告及び資料の提出を行つた者のび資料の提出を行つた者の数とこの号に規定 号に規定する事実の報告及び資料の提出を行 数を合計した数が五以下であり、かつ、この じ。)を行つた者(第一項第一号又は前項第 より既に公正取引委員会によつて把握されて 又は第百二条第一項に規定する処分その他に の提出(第四十七条第一項各号に掲げる処分 会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料 及び資料の提出を行つた者の数が五に満たな 第一号から第三号までに規定する事実の報告 つた者の数を合計した数が三以下である場合 いる事実に係るものを除く。次号において同 定めるところにより、単独で、公正取引委員 で定める期日までに、公正取引委員会規則で 一号から第三号までに規定する事実の報告及 ついての調査開始日以後公正取引委員会規則 い場合において、当該違反行為に係る事件に 当該違反行為に係る第一項第一号又は前項

当該違反行為に係る事件についての調査開

三 前二号に規定する事実の報告及び資料の提

第七条の二第一項に規定する違反行為をした

及び資料の提出を行つた二以上の事業者につい 単独で行つたものとみなして、当該事実の報告 告及び資料の提出を行つた事業者の数の計算に 第一項第一号、第二項第一号から第四号まで並 びに前項第一号及び第二号に規定する事実の報 て前三項の規定を適用する。この場合における 業者とする。 ついては、当該二以上の事業者をもつて一の

関係にあること。 び資料の提出の時において相互に子会社等の 当該二以上の事業者が、当該事実の報告及

三 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の 一 当該二以上の事業者のうち、当該二以上 ずれかに該当する事実があること。 違反行為をしていないものについて、次の 事業者のうちの他の事業者と共同しては当該 業者と相互に子会社等の関係にあつたこと。 以内の期間に限る。)において、当該他の 報告及び資料の提出を行つた日から遡り十 反行為をしたものが、当該他の事業者と共 して当該違反行為をした全期間(当該事実の 事業者のうちの他の事業者と共同して当該違 事 车

を開始したこと。 が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為 は一部を承継させ、かつ、当該他の事業者 より当該違反行為に係る事業の全部若しく の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割に の事業者に対して当該違反行為に係る事業 その者が当該二以上の事業者のうちの他

その旨を通知するものとする。 を行つた事業者に対し、速やかに文書をもつて 第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を 受けたときは、当該事実の報告及び資料の提出 一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは 公正取引委員会は、第一項第一号、第二項第 割の日から当該違反行為を開始したこと。は一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分 全部若しくは一部を譲り受け、又は分割に 他の事業者から当該違反行為に係る事業 より当該違反行為に係る事業の全部若しく その者が、当該二以上の事業者のうち

第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及 び資料の提出を行つた事業者に対し第七条の二 るものを含む。) をした場合を除き、第一項第 第二項各号に掲げる行為をすることを内容とす 号、第二項第一号から第四号まで又は第三項 公正取引委員会は、次条第一項の合意(同条

ができる。 実の報告又は資料の提出を追加して求めること 間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事 間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事 第一項の規定による通知をするまでの

第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一 第二号に掲げる行為をすることを内容とする合 号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が る事項に係る事実の内容その他の事情を考慮し に資するものとして公正取引委員会規則で定め り得られることが見込まれる事件の真相の解明 により報告し、又は提出する事実又は資料によ 資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為 者との間で協議を行うものとし、当該事実及び いての協議の申出があつたときは、報告等事業 者」という。)から次の各号に掲げる行為につ つた事業者(以下この条において「報告等事業 号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第 意をすることができる。 二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行 報告等事業者との間で、報告等事業者が同 公正取引委員会規則で定めるところによ

- , 角を弱義において 次に掲げる行為
- し、又は提出すること。 た事実又は資料を当該合意後直ちに報告 し、報告し、又は提出する旨の申出を行つ は、報告し、又は提出する旨の申出を行つ は、報告し、又は提出する旨の申出を行つ
- 諸その他の行為を行うこと。 諸その他の行為を行うこと。 おのののの行為を行うこと。 おののの行為を行うこと。 おその他の行為を行うこと。 おその他の行為を行うこと。 おその他の行為を行うこと。 おその他の行為を行うこと。
- た事実に関し、公正取引委員会の求めに応 公正取引委員会による調査により判明し

- その他の行為を行うこと。
 じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾
- イ 前条第二頁第一号から第四号までこ見定く 前条第二頁第一号から第四号までこ見定める特定の割合(同号及び第三項においてう。)の範囲内において、当該合意においてう。)の範囲内において、上限割合」という。)の範囲内において、上限割合」という。)の範囲内において、上限割合」という。)の範囲内において、上限割合」という。
- 業者 百分の四十以下する事実の報告及び資料の提出を行つた事する事実の報告及び資料の提出を行つた事
- 者 百分の二十以下事実の報告及び資料の提出を行つた事業事実の報告及び資料の提出を行つた事業

項第二号に掲げる行為をすることに代えて第二 の内容に含めるとともに、公正取引委員会が同 えて第一号に掲げる行為をすることを当該合意 めるときは、報告等事業者に対し、当該協議に 当該合意後一定の期間を要する事情があると認 新たな事実又は資料であつて同項の公正取引委 等事業者が同項の合意後に当該事件についての の迅速な解明に必要であることに加えて、報告 行為により得られる事実又は資料が事件の真相 等事業者により説明された同項第一号に掲げる 号に掲げる行為をすることを当該合意の内容と おいて、報告等事業者が同号に掲げる行為に加 把握する蓋然性が高いと認められる場合におい 員会規則で定める事項に係る事実に係るものを て、当該新たな事実又は資料の報告又は提出に するよう求めることができる。 公正取引委員会は、前項の協議において報告

- その他の行為を行うこと。
 で、事実の報告、資料の提出、検査の承諾で、事実の報告、資料の提出、検査の承諾で、事実の報告、資料の提出、検査の承諾では、一個の行為を行為により得られた。
- 割合を加算した割合(上限割合以下の割合に定めるところにより当該合意において定めるとができる割合として公正取引委員会規則でることに対し減算前課徴金額を更に減ずるここれに報告等事業者が前号に掲げる行為をす、減算前課徴金額に、特定割合を下限とし、

すること。

すること。

ない、当該減算前課徴金額から減額

立項において「評価後割合」という。)を乗

立項において「評価後割合」という。)を乗

の内容を評価して決定する割合(次項及び第

の内容を評価して決定する割合(次項及び第

の内容を評価して決定する割合(次項及び第

の内容を評価して決定する割合(次項及び第

の内容を評価して決定する割合(次項及び第

の内容を評価して決定する割合(次項及び第

第七条の二第一項の場合において、公正取引第七条の二第一項の場合において、公正取引があるときは、所名第二項又は第三項の規定により減額する額前条第二項又は第三項の規定により減額する額前条第二項又は第三項の規定により減額する額が、第一項の合意(前項各号に掲げる行委員会は、第一項の場合において、公正取引第七条の二第一項の場合において、公正取引

公正取引委員会は、第二項第二号に掲げる行その内容を明らかにしてするものとする。事業者が署名又は記名押印をした書面により、第一項の合意は、公正取引委員会及び報告等

を求めることができる。

まつり、報告等事業者に対し、報告等事業者に対し、報告等事業者が同項第一報告等事業者に対し、報告等事業者が同項第一報告等事業者に対し、報告等事業者が同項第一報告等事業者に対し、報告等事業者が同項第一項の協議において、公正取引委員会は、

る評価及び評価後割合の決定の方法を前項の書場合には、同号に規定する公正取引委員会によ為をすることを内容とする第一項の合意をする

面に記載するものとする。

の物件を証拠とすることができない。公正取引委員会は、第一項の合意が成立したときを除く。)にを内容とする合意が成立したときを除く。)にを内容とする合意が成立したときを除く。)にを内容とする合意が成立したときを除く。)にない、第一項各号に掲げる行為をすることのみいつた場合(報告等事業者が第二項の求めに応いている。

る。 し必要な手続は、公正取引委員会規則で定め し必要な手続は、公正取引委員会規則で定め 協議の申出の期限その他の第一項の協議に関

書面により教示するものとする。
書面により教示するものとする。
、代理人(弁護士又は弁護士法人に限る。次り、代理人(弁護士又は弁護士法人に限る。次り、代理人(弁護士又は弁護士法人に限る。次の、代理人(弁護士又は弁護士法人に限る。次の、代理人(弁護士又は弁護士法人に限る。次の、代理人(弁護士又は弁護士法人に限る。次の、代理人(弁護士又は弁護士法人に限る。次の、代理人(弁護士又は弁護士法人に限る。次の、代理人(弁護士文は弁護士法人に限る。次の、代理人(弁護士)をいる。

「「ない」との間で協議」と、第四項中「及び報告を乗をする特定代理人をいう。第四項において同い第一議」とあるのは「又は特定代理人(第九項に規定、規定の適用については、第一項中「との間で協事。」 人を選任した場合における第一項及び第四項の場の 人を選任した場合における第一項及び第四項の場の規定により特定代理

び特定代理人」とする。

等事業者」とあるのは「並びに報告等事業者及

第七条の六 公正取引委員会が、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第七段び資料の提出を行つた事業者に対し第七条の二第一項の規定による通知をするまでの間に、次の七項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、同条第一項から第三項まで及び前条第三項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

- の提出をしたこと。

 の提出をしたこと。

 の提出をしたこと。

 の提出をです。

 文は虚偽の事実の報告若しくは資料をです。

 文は虚偽の事実の報告若しくは資料の提出を行った事

 文は虚偽の事実の報告若しくは資料の提出を行った事

 でする事実の報告及び資料の提出を行った事

 でする事実の報告及び資料の提出を行った事
- て当該事実の報告及び資料の提出を行つた他ときは、当該事業者及び当該事業者と共同しときは、当該事業者が第七条の四第四項に規定するときは、当該事業者が第七条の四第四項に規定するといて、当該事業者がした当該違反行為に係る事件四 当該事業者がした当該違反行為に係る事件

実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者 当該事業者及び当該事業者と共同して当該事 該違反行為をやめることを妨害していたこ 定する違反行為をすることを強要し、又は当 以外の事業者に対し)第七条の二第一項に規 の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、

を妨害していたこと。 提出又は前条第一項の協議の申出を行うこと くは第二号に規定する事実の報告及び資料の 号から第四号まで若しくは第三項第一号若し 業者に対し)同条第一項第一号、第二項第一 及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事 者及び当該事業者と共同して当該事実の報告 のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業 実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者 当該事業者及び当該事業者と共同して当該事 告及び資料の提出を行つた者であるときは、 業者が第七条の四第四項に規定する事実の報 当該事業者が、他の事業者に対し(当該事

六 当該事業者が、 行つた他の事業者以外の者に対し)明らかに と共同して当該事実の報告及び資料の提出を 以上の事業者が、 の提出を行つた他の事業者のうちいずれか一 該事業者と共同して当該事実の報告及び資料 を行つた者であるときは、当該事業者及び当 第四項に規定する事実の報告及び資料の提出 旨を第三者に対し(当該事業者が第七条の四 又は前条第一項の合意若しくは協議を行つた 定する事実の報告及び資料の提出を行つた旨 四第一項第一号、第二項第一号から第四号ま で若しくは第三項第一号若しくは第二号に規 当該事業者及び当該事業者 正当な理由なく、第七条の

第七条の七 公正取引委員会は、第七条の二第一 算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金 三項若しくは第七条の五第三項の規定により計 徴金の額とするものとする。ただし、第七条の 額の二分の一に相当する金額を控除した額を課 より計算した額に代えて、その額から当該罰金 若しくは第三項又は第七条の五第三項の規定に ときは、同条、第七条の三、第七条の四第二項 業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判がある 項の場合において、同一事件について、当該事 て当該合意に係る行為を行わなかつたこと。 当該事業者が、前条第一項の合意に違反し 第七条の三、第七条の四第二項若しくは第

円未満であるときは、この限りでない。 額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万

員会は、課徴金の納付を命ずることができな 前項ただし書の場合においては、公正取引委

あつては、公正取引委員会規則で定める時まで れた事業者に対し、当該事業者がした第七条の するものとする。 に)、これと併せて文書をもつてその旨を通知 よる命令をする際に(当該命令をしない場合に の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せら て当該事業者以外の事業者に対し同項の規定に 一第一項に規定する違反行為に係る事件につい 公正取引委員会は、前項の規定により課徴金

第七条の八 第七条の二第一項の規定による命令 を受けた者は、同条、第七条の三、第七条の四 前条第一項の規定により計算した課徴金を納付 第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は しなければならない。

未満の端数があるときは、その端数は、切り捨 若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第 一項の規定により計算した課徴金の額に一万円 第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項

条までの規定を適用する。 受けた命令等とみなして、第七条の二からこの 等」という。)は、合併後存続し、又は合併に 事業者が法人である場合において、当該法人が 併後存続し、又は合併により設立された法人が より設立された法人がした違反行為及び当該合 よる決定(以下この項及び次項において「命令 定による通知並びに第六十三条第二項の規定に る命令、第七条の四第七項及び前条第三項の規 反行為並びに当該法人が受けた同項の規定によ 合併により消滅したときは、当該法人がした違 第七条の二第一項に規定する違反行為をした

法人(会社である場合に限る。)がその一若し その一若しくは二以上の子会社等に対して当該 事業者が法人である場合において、当該法人が 又は分割により当該事業の全部若しくは一部を は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、 合併以外の事由により消滅したときは、当該法 違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、 くは二以上の子会社等に対して分割により当該 違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該 人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等 第七条の二第一項に規定する違反行為をした

> て」と、第一項中「受けた者は」とあるのはを受けた他の特定事業承継子会社等と連帯し あるときは、第七条の二第一項中「当該事業者 条からこの条までの規定を適用する。この場合 業承継子会社等が受けた命令等とみなして、 と連帯して」とする。 会社等をいう。以下この項及び同条第一項にお に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等 等」という。)がした違反行為及び当該特定事 いて同じ。)に対し、この項の規定による命令 (第七条の八第四項に規定する特定事業承継子 において、当該特定事業承継子会社等が二以上 による命令を受けた他の特定事業承継子会社等 「受けた特定事業承継子会社等は、同項の規

条の五の規定の適用に関し必要な事項は、 前二項の場合において、第七条の四及び第七 政令

課徴金の納付を命ずることができない。 きは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る 実行期間の終了した日から七年を経過したと

第七条の九 事業者が、私的独占(他の事業者の 事業活動を支配することによるものに限る。) ることを命じなければならない。ただし、その の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付す のをしたときは、公正取引委員会は、第八章第 ることによりその対価に影響することとなるも 者が供給する商品若しくは役務の供給量、市場 若しくは役務の対価に係るもの又は被支配事業 額が百万円未満であるときは、その納付を命ず 分の十を乗じて得た額並びに第三号に掲げる額 占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限す て「被支配事業者」という。) が供給する商品 であつて、当該他の事業者(以下この項にお ることができない。 し、第一号及び第二号に掲げる額の合計額に百 |節に規定する手続に従い、当該事業者に対

特定非違反供給子会社等が供給した当該商品 次号及び第三号において同じ。)並びに当該 供給するために必要な商品又は役務を含む。 務(当該被支配事業者が当該違反行為に係る 等が被支配事業者に供給した当該商品又は役 又は役務(当該事業者に当該特定非違反供給 子会社等が供給したもの並びに当該事業者又 一定の取引分野において当該事業者及び当該 一定の取引分野において当該商品又は役務を 当該事業者及びその特定非違反供給子会社

承継した子会社等(以下「特定事業承継子会社 特定非違反供給子会社等から供給を受けたも である場合に限る。)が他の者に当該商品又 のを除く。)の政令で定める方法により算定 は役務を供給するために当該事業者又は当該 反供給子会社等又は特定非違反供給子会社等 会社等が当該事業者の供給子会社等に供給し おいて当該事業者及び当該特定非違反供給子 ものを除く。)並びに当該一定の取引分野に 者及び当該事業者の供給子会社等に供給した は当該特定非違反供給子会社等が被支配事業 した、当該違反行為に係る実行期間における た当該商品又は役務(当該供給子会社等(違

- 方法により算定した額 の対価の額に相当する額として政令で定める 全子会社等(当該違反行為をしていないもの 定めるものであつて、当該事業者及びその完 又は役務に密接に関連する業務として政令で は一部の製造、販売、管理その他の当該商品 に限る。次号において同じ。)が行つたも 当該違反行為に係る商品又は役務の全部又
- 三 当該違反行為に係る商品若しくは役務を他 の他の財産上の利益に相当する額として政令該事業者及びその完全子会社等が得た金銭そ で定める方法により算定した額 数料、報酬その他名目のいかんを問わず、 社等を除く。) に供給しないことに関し、手 違反行為をした他の事業者及びその供給子会 の者(当該事業者の供給子会社等並びに当該 当

者の供給子会社等を除く。)に当該事業者及び 商品又は役務を供給する他の事業者(当該事業く。)並びに当該一定の取引分野において当該 (当該一定の取引分野において当該商品又は役定非違反供給子会社等が供給した商品又は役務 事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は 事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当 品又は役務(当該他の事業者が当該商品又は役 当該特定非違反供給子会社等が供給した当該商 務を供給する他の事業者に供給したものを除 従い、当該事業者に対し、当該違反行為に係る 取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に を排除することによるものに限り、前項の規定 む。)並びに当該一定の取引分野において当該 務を供給するために必要な商品又は役務を含 に該当するものを除く。)をしたときは、公正 一定の取引分野において当該事業者及びその特 事業者が、私的独占(他の事業者の事業活動

の七 項第	項の「第一第七条の九第一項場合を含む。)場合を含む。)場合を含む。)同項(同条第二同項	第第3第3第333435353636373839 <t< th=""><th>第七条の二第三項 第七条の九第一項の 第七第一項の 第七条の九第一項の 時期項まで及び第六項の規定は、第一項に規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同規で中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同規で中同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</th><th>は (違反供給子会とは、その納付を は (違反供給子会と は (違反供給子会と は (違反供給子会と は (違反供給子会と ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、</th></t<>	第七条の二第三項 第七条の九第一項の 第七第一項の 第七条の九第一項の 時期項まで及び第六項の規定は、第一項に規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同規で中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同規で中同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	は (違反供給子会とは、その納付を は (違反供給子会と は (違反供給子会と は (違反供給子会と は (違反供給子会と ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、 ならない。ただし、
項第前 四条 項第七条 の二 第 一	世 田 本 を で に 一 は 知 を で に 一 は 知 を の 二 か ら 次 条 第 一 頂 に が 発 第 一 頂 に が 発 第 一 頂 を の に が れ に は に は の の の の の の の の の の の の の	次 し第用項条を発展します。 ままま おいま はいま はいま はいま かんしょう はいま かんしょう はいま かんしょう かんしょう はいま かんしょう はいま かんしょう はいま かんしょう はいま かんしょう はいま かんしょう はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいま	条第一項同条第一項目条第一項目条第一項目の	第条の四第二項若えて準用する 第条の四第二項若えて準用する 第条の四第二項若次で進用する 第条の四第二項若次で進用する 第条の四第二項若次を 項ただし書 項をだし書 項をだし書 項をだし書 可 市項 日前項 日前
第 三項 (まで) 第 第 第 第 第 第 第 第 年 第 年 第 年 第 年 第 年 第 年 第 年 第 年 第 年 第 年 第 年 2 年 3 年 4 年 5 年 6 日 6 日 7 日 8 日 9 日 <t< td=""><td>る。この場合において 第七第一項の 第 表の下欄に掲げる字句 る。 第七第一項の 第</td><td>京</td><td>にお (にお)</td><td> Tan</td></t<>	る。この場合において 第七第一項の 第 表の下欄に掲げる字句 る。 第七第一項の 第	京	にお (にお)	Tan
条の九第二項の	2 - 項の	(こついて準用する第 し書	(司条第三項こおハ た特定事業承継子会 た特定事業承継子会 大の世界 (司条第三項において読 条の七条の三 条第三項において読 条の七条の三 第二項若 第二項若	事業承継子会社等 年の項 中項 一項 市へ 一項 市へ 一項 市へ 一項 市へ 一項 市へ 一項 市へ 日本 市へ 日本 市へ 日本 市へ 日本 中の 日本 日本 日本 日本 日本
し書を除く。)若しくは 第七条の三第一項(た 変条第二項又は同 で除く。)若しくは を除く。)若しくは を除く。)若しくは を除く。)若しくは を除く。)若しくは を除く。)若しくは を除く。)若しくは を除く。)若しくは	八て読み替えて進用で、条第二項を第二項を第二項を第二項を第二項ののである。	(マラーエ)	七条の同項又は同条第四項にお ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第一

8		THE WA	-E M- M.
`承受	゜。 項項い承定の会	項第前 四条 : 特 ま同 項第	項 第 前 三 条 こ 第 通 項 第 項 第 項 第
で	一項おいて一切の子会特定を発生を発生を表現のでは、一項のの一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切のでは、一切ので、一切ので、一切ので、一切ので、一切ので、一切ので、一切ので、一切ので	: 定事 で た事 さ この条	世 知並びに 発素の二から を集まで 大条の五第三 大条の五第三
とけた特定事業 番継子会社等(同条第二項において同じ。)下この項において同じ。)下この項において同じ。)という。以上の項に規定する特定事業の項においる第二項に対した特定事業承継子会	えて準用する第一項 条第四項において読	条同項並びに同条第四項に 条同項並びに同条第四項に 書を除く。)、前条並びに 書を除く。)、前条並びに で第一項からこの項まで及 で第六項	一次条第二項 次条第二項 特えて準用する 潜えて準用する 性に第二項並びに同条第 四項において読み替えて 準用する第七条の三第一項 (ただし書を除く。)、前条 で及び第六項
テ欄に掲げる字句に読み替えるも 下欄に掲げる字句に読み替えるも 下欄に掲げる字句は、そ 中同表の中欄に掲げる字句は、そ 中同表の中欄に掲げる字句は、そ でする行為が行われた場合に限る。) 反する行為が行われた場合に限る。) でする行為が行われた場合にでいる場合において、次の表の上欄 にあり契約をする場合に限る。) でする行為が行われた場合についる場合において、次の表の上欄 にあり契約をする場合に限る。)	まると認めるときは 第八章第二号 年続に従い、当該団体の役員若しくは 手続に従い、当該団体の役員若しくは でも、第一項又は前項において同じ。 む。第二十六条第一項において同じ。 む。第二十六条第一項において同じ。 む。第二十六条第一項において連用す 「理を命ずることができる。 おこれのできる。 第二項に規定する措置を確保するため 第二項に規定する措置を確保するため 第二項に規定する措置を確保するため 第二項に規定する措置を確保するため 第二項に規定する措置を確保するため 第二項に規定する措置を確保するため 第二項に規定する措置を確保するため 第二項に対して 第二項を 第二項を 第二項を 第二項を 第二項を 第二項を 第二項に規定する 第二項において 第二項を 第二次を	まります。 「東京社に 7 公司 表に 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第二章 事業者団体は、次の各号のいずれか 第二章 事業者団体は、次の各号のいずれか 第八条 事業者団体は、次の各号のいずれか 第一一定の取引分野における競争を実質的 一一定の取引分野における競争を実質的 でいること。 一一定の事業分野における現在又は将来 料をすること。 二 第六条に規定する国際的協定又は国際 でいる。以下同じ。)の機能又は活業者の数を制限すること。 業者の数を制限すること。 一 構成事業者(事業者団体の構成員であ 業者をいう。以下同じ。)の機能又は活業者をいう。以下同じ。)の機能又は活業者をいること。
表示の主視に読み替えるものとする。 「大第一項、第二項及び第六項の規定は、七行為が行われた場合に限る。」の規定に違 が契約をする場合に限る。」の規定に違 が契約をする場合に限る。」の規定に違 が表が行われた場合について準用する。 大第一項、第二項及び第六項の規定は。 大第一項、第二項及び第六項の規定は。 大第一項、第二項及び第六項の規定は、 大第一項、第二項及び第六項の規定は、 大第一項、第二項及び第六項の規定は、 大第一項、第二項及び第六項の規定は、 大第一項、第二項及び第六項の規定は、 大第一項、第二項及び第六項の規定は、 大第一項、第二項の規定は、 大第一項、第二項の規定は、 大第一項、第二項の規定は、 大第一項の規定は、 大第一項の規定は、 大第一項の規定は、 大第一項の規定は、 大第一項の規定は、 大部では、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに、 大がに 大が	及び第二 に必管がまた。 ※他め管規定を での での での での でん	は7公司で取引力法に影当するや点に7公司で取引するにおいて、特に必要が出置を命ずることができる。 出置を命ずることができる。 出置を命ずることができる。 出置を命ずることができる。 出置を命ずることができる。 出間を命ずることができる。 は、事業者団体に対し、当該行為 が入り、当該行為があると は、事業者団体に対し、当該行為 が、事業者団体に対し、当該行為 が、事業者団体に対し、当該行為 は、事業者団体に対し、当該行為 があると において準用する第七条第二項に規定 を命ずる場合において、特に必要が において準用する第七条第二項に規定 を命ずる場合において、特に必要が において準用する第七条第二項に規定 を命ずる場合において、特に必要が を命ずる場合において、特に必要が において準用する第二年に見ずるや点 において準用する第二年に見ずるや点 において準用する第二年に対し、第二年に表	け はで 将 国 質 れ かに
項二項二項 条 の 二 第 第 第	項二 条 の 二 第	事 四項	四第 項二 条 の二 条 の二 第 為かう違にく第第第
事業者と事業者と事業者等業者事業者等者事業者等者	い	? こ 事 合 構 代 行 の 業 事	(のち反規は一七一七 第違い行定第項条項条 十反ず為す二若の又の 三行れのる項し九は二 る第 ② 第 準にこ
をしての事業をしての事業をしたもの事業をしての事業をしての事業をしたものの事業をしたものの事業をしたものの事業をしたものの事業をしたものの事業をしたものの事業をしたものの事業をもどいる。	Lと 団体 して して い な の 事業 に	これは、1で他従る者の 1での業行の構 ででいる者員為利成 では、当場が、を益事	東京 (第八条の三年) では、東京の三に規定する第七条の四年 (第八条の三年) を除く (1) では、
ー項名号列記 第七条の四第 第七条の四第 事業者 い で り り り り り り り り り り り り り り り り り り	項を号	各条 項条 号の 列二 二 記第 第	第二条の二第事業者 十一項 第二条の二第事業者と 十二項 第二条の二第事業者と 十二項 第一項又は 第一項又は 第一項又は 第一項表の九
巻 を違反行為をした事業者 特定事業者 特定事業者 特定事業者	1	事事業事特 者違	本の (5)事業者団体の 等者と 業者と 業者と 業者と 事業者団体の特定事業者 であり、 事業者団体の特定事業者 であり、 事業者団体の特定事 業者

社が相互に関連性のある相当数の事業分野におること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業である。大きいこと、これらの会社の総合的事業規模が相当数の事業である。

り、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ

いてそれぞれ有力な地位を占めていることによ

自由な競争の促進の妨げとなることをいう。自由な競争の促進の妨げとなることをいう。と、当該会社及びその子会社の発資産の額(公正取引委員会規則で定める方法により合計した額取引委員会規則で定める方法により合計した額取引委員会規則で定める方法により合計した額取引委員会規則で定める方法により合計した額取引委員会規則で定める方法により合計した額取引委員会規則で定める方法により合計した額取引委員会規則で定める方法によりでは、一次表別委員会に提出しなければならない。たい、当該会社が他の会社の子会社である場合には、当該会社及びその子会社の事業に関する報告である場合には、当該会社の子会社の事業に関する報告である場合によりでは、当該会社が他の会社の子会社である場合によりでない。

一若しくは二以上の子会社以外の会社 二兆円三 前二項において「子会社」とは、会社がその意決権を含む。以下この条から第十一条まで、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項で、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項で、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項で、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項で、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項で、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項で、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項で、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項を社会ができる事項の全部といる。

前項の場合において、会社が有する議決権並前項の場合において、会社が有する議決権を含むものとする。
に係る議決権を含むものとする。
に係る議決権を含むものとする。
がに会社及びその一若しくは二以上の子会社又びに会社及びその一若しくは二以上の子会社が有する議がに会社及びその一若しくは二以上の子会社又びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又

新たに設立された会社は、当該会社がその設立時において第四項に規定する場合に該当するときは、公正取引委員会に届け出なければならない。を公正取引委員会に届け出なければならない。競争を実質的に制限することとなる場合には、又は所有してととなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

若しくは受益者となり議決権を行使することが 券の信託に係る株式について、自己が、委託者 式の取得をしようとする場合(金銭又は有価証 の条において「株式発行会社」という。)の株 り合計した額が五十億円を下回らない範囲内に 売上高を公正取引委員会規則で定める方法によ その国内売上高と当該他の会社の子会社の国内 式取得会社」という。)は、他の会社であつて、 る金額を超えるもの(以下この条において「株 百億円を下回らない範囲内において政令で定め 正取引委員会規則で定める方法により合計した 以下この条において同じ。)の国内売上高を公 じ。) その他これらに類似する事業体をいう。 に相当するものを含む。以下この条において同 以外の会社等(会社、組合(外国における組合 る集団をいう。以下同じ。) に属する当該会社 該会社及び当該会社の子会社を除く。)から成 子会社でないもの及び当該親会社の子会社(当 社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の 属する企業結合集団(会社及び当該会社の子会 定めるものをいう。以下同じ。)と当該会社が 度における合計額として公正取引委員会規則で て供給された商品及び役務の価額の最終事業年 いて政令で定める金額を超えるもの(以下こ 会社であつて、その国内売上高(国内におい (以下「国内売上高合計額」という。) がニ

> 則で定めるところにより、あらかじめ当該株式を超えることとなるときは、公正取引委員会規 政令で定めるところにより、それぞれの数値)る数値(複数の数値を定めた場合にあつては、 指図を行うことができる場合において、受託者 行うことが困難である場合として公正取引委員 なければならない。ただし、あらかじめ届出を の取得に関する計画を公正取引委員会に届け出 の二十を下回らない範囲内において政令で定め 社の総株主の議決権の数に占める割合が、百分 の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会 該株式取得会社以外の会社等(第四項において 場合を含む。)において、当該株式取得会社が 会規則で定める場合は、この限りでない。 所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権 株式取得会社の属する企業結合集団に属する当 株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該 当該取得の後において所有することとなる当該 に株式発行会社の株式の取得をさせようとする できる場合又は議決権の行使について受託者に 「当該株式取得会社以外の会社等」という。) が

いて所有することとなる株式に係る議決権及びにおける当該株式取得会社が当該取得の後にお その行使について指図を行うことができるもの 価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己 当該取得の後において所有することとなる株式 当該株式取得会社が第一種金融商品取引業を営 を除く。次項並びに次条第一項及び第二項にお 条第一項及び第二項において同じ。)であり、 委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次 会社(保険業を営む会社にあつては、公正取引 受託者に指図を行うことができるものに限る。) 者又は受益者が行使し、又はその行使について 式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は 該取得の後において所有することとなる当該株 次項において同じ。) 及び社債、 (公正取引委員会規則で定める議決権を除く。 が、委託者若しくは受益者として行使し、又は に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有 しようとする場合における当該株式取得会社が む会社であり、かつ、業務として株式の取得を いて同じ。)の株式の取得をしようとする場合 む会社その他公正取引委員会規則で定める会社 かつ、他の国内の会社(銀行業又は保険業を営 有価証券の信託に係る株式に係る議決権(委託 当該株式取得会社が銀行業又は保険業を営む 前項の場合において、当該株式取得会社が当 株式等の振替

る。ができない株式に係る議決権を含むものとすができない株式に係る議決権を含むものとす八条第一項の規定により発行者に対抗することに関する法律第百四十七条第一項又は第百四十

る法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第 る当該株式取得会社以外の会社等が業務として 種金融商品取引業を営む会社である場合におけ 決権及び当該株式取得会社以外の会社等が第一 社等が所有する他の国内の会社の株式に係る議 である場合における当該株式取得会社以外の会社等が銀行業又は保険業を営む会社 係る株式に係る議決権(委託者又は受益者が行 外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式 ない株式に係る議決権を含むものとする。 とができるもの及び社債、株式等の振替に関す て行使し、又はその行使について指図を行うこ 所有する株式に係る議決権を含まないものと うことができるものに限る。)、当該株式取得会 使し、又はその行使について受託者に指図を行 議決権で、自己が、委託者若しくは受益者とし し、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に 項の規定により発行者に対抗することができ 第二項の場合において、当該株式取得会社以

使することができる場合又は議決権の行使につ 員が、委託者若しくは受益者となり議決権を行 る場合(金銭又は有価証券の信託に係る株式に として株式発行会社の株式の取得をしようとす 団体の財産を含む。以下この項において同じ。) 項において同じ。)が組合財産(特定組合類似 限る。以下この項において同じ。)の組合員 並びに外国の法令に基づいて設立された団体で 第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合 任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律 律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業 業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法 定する組合契約によつて成立する組合、投資事 年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規 いて受託者に指図を行うことができる場合にお ついて、会社の子会社である組合の組合員の全 項において「特定組合類似団体」という。)に あつてこれらの組合に類似するもの(以下この 有限責任組合(次条第一項第四号において単に (特定組合類似団体の構成員を含む。以下この いて、受託者に株式発行会社の株式の取得をさ 「投資事業有限責任組合」という。)及び有限責 会社の子会社である組合(民法(明治二十九

は、当該組合の規定を適用する場合を含む。)には、当該組合の規定を適用する場合では、当該組合の親会社のうち他のすべての親会社の子会社である組合の組合財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合財産に属する場合の組合財産に保守するとができる場合の組合財産に保守を含む。)には、当該組合のはようとする場合を含む。)には、当該組合のはようとする場合を含む。)には、当該組合のはようとする場合を含む。)には、当該組合のはようとする場合を含む。)には、当該組合のはようとする場合を含む。)には、当該組合のはようとする場合を含む。)には、当該組合のはようとする場合を含む。)には、当該組合のはようとする場合を含む。)には、当該組合のはようとする場合を表して、第二項の規定を適用する。

第二項及び前項の「社会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その総株主の議決権の過半数を有する株式会社その総株主の議決権の過半数を有する株式会社その総株主の議決権の過半数を有する株式会社がそ

出受理の日から三十日を経過するまでは、当該第二項の規定による届出を行つた会社は、届会規則で定めるものをいう。の経営を支配している会社として公正取引委員第二項及び第五項の「親会社」とは、会社等

届出に係る株式の取得をしてはならない。ただ

定により当該届出に系る株式の取得に関し必要でにより当該届出に系る株式の取得一項の規公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規る。る場合には、当該期間を短縮することができる場合には、当該期間を短縮することができし、公正取引委員会は、その必要があると認めし、公正取引委員会は、その必要があると認め

公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要をにより短縮された期間(公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引取得会社に対し、第五十条第一項の規定により短縮された期間(公正取引委員会が株式取得会社に対し、第五十条第一項の規定により短縮された期間(公正取引を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内に公正取引取得会社に対し、第五十条第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な報告、第十七条の二第一項の規定は対する場合は、この限りでない。

うち、第一項の規定に照らして重要な事項が一 当該届出に係る株式の取得に関する計画の

こ 当亥虽出こ系ろ朱弋り文景こ場广る十亙り 期限までに行われなかつた場合 当該計画において行われることとされている

場合

場合

場合

当該届出に係る株式の取得に関する計画の

「有な品当に係る株式の取得に関し、第四十八条の三第一項の規定による認定て、第四十八条の三第一項の規定による認定八条の二の規定による通知をした場合におい四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十四 当該届出に係る株式の取得に関し、第四十四 当該届出に係る株式の取得に関している。

八条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)一、公の取消しがあつた場合で、第四十一、第四十八条の五第一項の規定による変更の認定を含むで、の取消しがあつた場合で、第三項の認定の規定による第四十八条の三第三項の認定の規定による第四十八条の三第三項の認定の規定による第四十八条の三第三項の認定の規定による第四十八条の三第二項(第一号に係る部分に限る。)

(同条第八項の規定による変更の認定を含むの規定による第四十八条の三第三項の認定

をしなければならない。

京九項第三号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項のて、公正取引委員会は、第十七条の二第一項ので、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の第九項第三号の規定に該当する場合におい

の取下げがあつた日までの期間に相当する期間第四十八条の二の規定による通知の日から同号要な措置を命じようとするときは、通知期間に規定により当該届出に係る株式の取得に関し必て、公正取引委員会は、第十七条の二第一項のて、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の第九項第四号の規定に該当する場合におい

ければならない。 を加算した期間内に、第九項本文の通知をしな

をしなければならない。

第九項第五号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項のて、公正取引委員会は、第十七条の二第一項ので、公正取引委員会は、第十七条の二第一項ののが、のでは、第五号の規定に該当する場合におい

は、。 第九項第六号の規定に該当する場合におい で、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定による決定の日から起算して の五第一項の規定による決定の日から起算し必 規定により当該届出に係る株式の取得に関し必 で、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の 第九項第六号の規定に該当する場合におい

第十一条 銀行業又は代物弁済の受領により株 国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五 (保険業を営む会社にあつては、百分の 十。次項において同じ。)を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保となる場合には、その議決権を取得し、又は保となる場合には、その議決権を取得し、又は保めの認可を受けた場合及び次の各号のいずれ則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれりに該当する場合は、この限りでない。

場合 所有する株式に係る議決権の割合が増加した所有する株式に係る議決権の割合が増加したたことにより、その総株主の議決権に占める 他の国内の会社が自己の株式の取得を行つを取得し、又は保有する場合

式を取得し、又は所有することにより議決権

議決権を取得し、又は保有する場合して株式を取得し、又は所有することにより三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産と

ならない。

四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員 と
四 投資事業有限責任組合の有限責任組合員
となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は所有することにより議決権を領責任組合の無限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を育りことができる場合、ただし、有限責任組合員
となった日から政令で定める期間を超ることとなった日から政令で定める期間を超ることができる場合、ただし、有限責任組合員
となった日から政令で定める期間を超ることとなった日から政令で定める期間を超るする場合を除く。

契約で会社に対する投資事業を営むことを約 民法第六百六十七条第一項に規定する組合

五.

前項第一号から第三号まで及び第六号の場合して公正取引委員会規則で定める場合社の事業活動を拘束するおそれがない場合と、前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会

権を速やかに処分することを条件としなければに東京、銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を記し、の国内の会社の議決権をその総株において、他の国内の会社の議決権をその総株において、他の国内の会社の議決権をその総株において、他の国内の会社の議決権をその総株において、他の国内の会社の議決権をその総株において、他の国内の会社の議決権をその総株において、他の国内の会社の議決権をその総株において、他の国内の会社の議決権をその総株において、他の国内の会社の議決権をその総株において、他の国内の会社の議決権をその総株をごうとするときは、公正取引委員会の関ラとするときは、公正取引委員会の認った。

なければならない。
からかじめ内閣総理大臣に協議しているときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議しな正取引委員会は、前二項の認可をしようと

委任する。 前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に

第十二条 削除

第十三条 会社の役員又は従業員(継続して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者を分野における競争を実質的に制限することとないう。以下この条において同じ。)は、他の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引社の役員又は従業員(継続して会社のの場合には、当該役員の地位を兼ねてはならない。

内において競争関係にある他の会社に対し、自会社は、不公正な取引方法により、自己と国

てはならない。

ではならない。

ではならない。

ではならない。

ではならない。

第十四条 会社以外の者は、会社の株式を取得し、又は所有することにより会社の株式をには、当該株式を取得し、又は所有してはならには、当該株式を取得し、又は所有してはならい。

一 当該合併によつて一定の取引分野における場合には、合併をしてはならない。

一 当該合併が不公正な取引方法によるもので競争を実質的に制限することとなる場合

会社は、合併をしようとする場合において、合社は、合併をしようとする会社(以下この条において「合併会社」という。)のうち、いずれかいて「合併会社」という。)のうち、いずれかいて「合併会社」という。)のうち、いずれかいて「合併会社」という。)のうち、いずれかいて政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他の会社が同一の企業結合集団に属する場合において、会社は、合併をしようとする場合において、当該合併を社が同一の企業結合集団に属する場合において、会社は、合併をしようとする場合において、会社は、合併をしようとする場合において、会社は、合併を社が同一の企業結合集団に属する場合において、会社は、合併をしようとする場合において、会社は、合併を社が同一の企業結合集団に属する場合において、会社は、合併をしようとする場合において、のうちに対した。

をし、又は吸収分割をしてはならない。社と共同してする新設分割をいう。以下同じ。)当する場合には、共同新設分割(会社が他の会第十五条の二 会社は、次の各号のいずれかに該

限することとなる場合て一定の取引分野における競争を実質的に制て一定の取引分野における競争を実質的に制当該共同新設分割又は当該吸収分割によつ

会社は、共同新設分割をしようとする場合に正な取引方法によるものである場合 当該共同新設分割又は当該吸収分割が不公

会社は、共同新設分割をしようとする場合に、、公正取引委員会に届け出なければならない。を公正取引委員会に届け出なければならない。を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての共同新設分割をしようとする計画を公正取引委員会規則で定めるところによるとが同一の企業結合集団に属する場合によいて、次の各号のいずれかに該当するときおいて、次の各号のいずれかに該当するときおいて、次の各号のいずれかに該当する場合に

当該共同新設分割をしようとする会社のう当該共同新設分割をしようとする会社にその事業の全部を承継させよ高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいて政令で定める金額を超え、かつ、他のいがて政令で定める金額を超え、かつ、他のいがれか一の会社(全部承継会社に限る。)に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるい範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二 当該共同新設分割をしようとする会社のう に限る。)の当該承継の対象部分に係る国内において 重要部分を承継させようとするもの(以下この要部分を承継させようとするもの(以下この要において「重要部分承継会社」という。)に限る。)の当該承継の対象部分に係る国内に限る。)の当該承継の対象部分に係る国内に限る。)の当該承継の対象部分に係る国内に限る。)の当該承継の対象部分に係る国内において 重要部分承継会社」という。)に限る。)の当該承継の対象部分に係る国内において政令で定める金額を超えるとき。

三 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか一の会社(全部承継会社に限る。)に係る国内売上高合計額が五十億円をを超え、かつ、他のいずれか一の会社(重要を超え、かつ、他のいずれか一の会社(重要を超え、かつ、他のいずれか一の会社(重要を超え、かつ、他のいずれか一の会社(重要を超え、かつ、他のいずれか一の会社(重要を超え、かつ、他のいずれか一の会社(重要を超え、かつ、他のいずれか一の会社(重要を超え、かつ、他のいずれか一の会社(全部承継会社)の当該を担いて、いずれか一の会社(全部承継会社)の当該を担いて、いずれか一の会社(全部本)といずれば、いずれが、というというというというという。

一の会社(重要部分承継会社に限る。)の当今で定める金額を超え、かつ、他のいずれか長高が百億円を下回らない範囲内において政限る。)の当該承継の対象部分に係る国内売限る。)の当該承継の対象部分に係る国内売収 当該共同新設分割をしようとする会社のう

金額を超えるとき。 円を下回らない範囲内において政令で定める該承継の対象部分に係る国内売上高が三十億

員会に届け出なければならない。ただし、すべ かじめ当該吸収分割に関する計画を公正取引委 正取引委員会規則で定めるところにより、あら 結合集団に属する場合は、この限りでない。 ての吸収分割をしようとする会社が同一の企業 て、次の各号のいずれかに該当するときは、公 政令で定める金額を超えるとき。 計額が五十億円を下回らない範囲内において を承継しようとする会社に係る国内売上高合 定める金額を超え、かつ、分割によつて事業 二百億円を下回らない範囲内において政令で いう。)に限る。)に係る国内売上高合計額が するもの(次号において「全部承継会社」と 吸収分割でその事業の全部を承継させようと 分割をしようとするいずれか一の会社(当該 会社は、吸収分割をしようとする場合におい 当該吸収分割をしようとする会社のうち、

二 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社(全部承継会社に限る。)に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき(前号に該当するときを除く。)。

三 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか一の会社(当該の収分割でその事業の重要部分を承継させようとするもの(次号において「重要部分承継会社」という。)に限る。)の当該分割の対象部分に係る国内売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超らない範囲内において政令で定める金額を超るるとき。

社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回つ、分割によつて事業を承継しようとする会範囲内において政令で定める金額を超え、か分に係る国内売上高が三十億円を下回らない部分承継会社に限る。)の当該分割の対象部の割をしようとするいずれか一の会社(重要分割をしようとするいずれか一の会社(重要分割をしようとする会社のうち、一当該吸収分割をしようとする会社のうち、

-億 らない範囲内において政令で定める金額を超る。 こるとき(前号に該当するときを除く。)。 えるとき(前号に該当するときを除く。)。 第十条第八項から第十四項までの規定は、前 一項の規定による届出に係る共同新設分割及び 大工項の規定による届出に係る共同新設分割及び 第十年条の二第一項の規定による命令について準 第十年条の二第一項の規定による命令について準 一項の規定による届出に係る共同新設分割及び と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは 「共同新設分割又は吸収分割」と、「が株式取得 と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは 「共同新設分割又は吸収分割」と、「が株式取得 と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは 「共同新設分割とで定める金額を超 と、「大田新設分割をしようとする会社のうち少

をしてはならない。
当する場合には、共同株式移転をいう。以下同じ。)社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。)社と共同してする株式移転(会社が他の会のとする。

吸収分割をしようとする会社」と読み替えるもあるのは「、共同新設分割をしようとし、又はなくとも一の会社」と、「、株式取得会社」と

場合
場合
当該共同株式移転によつて一定の取引分野

るものである場合 当該共同株式移転が不公正な取引方法によ

会社は、共同株式移転をしようとする場合に 会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政 令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一 の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下 回らない範囲内において政令で定める金額を超 えるときは、公正取引委員会規則で定めるとこ えるときは、公正取引委員会規則で定めるとこ ただし、すべての共同株式移転をしよう とする会社が同一の企業結合集団に属する場合に とする会社が同一の企業結合集団に属する場合に は、この限りでない。

とあるのは「共同株式移転」と、「が株式取得同株式移転」と、同条第九項中「株式の取得」において、第十条第八項及び第十項から第十四の規定による命令について準用する。この場合の規定による命令について準用する。この場合の規定による届出に係る共同株式移転の制限項の規定による届出に所る共同株式移転の制限項の規定による届出に所る共同株式移転の制限項の規定は、前

会社」とあるのは「が共同株式移転をしようと会社」とあるのは「、共同株式移転をしようとする会社」と読み替えるものとする。 しようとする会社」と読み替えるものとする。 しまうとする会社」と読み替えるものとする。 しまうとする会社」と読み替えるものとする。 はならず、及び不公正な取引方法により次に掲げる行為をしてはならない。

受け(他の会社の事業の全部又は重要部分の譲

ての経営の受任 他の会社の事業の全部又は重要部分につい 他の会社の事業の全部又は重要部分の賃借

合集団に属する場合は、この限りでない。 会集団に属する場合には、公正取引委員会規 別で定める金額を超えるものは、次の各号のい 寺で定める金額を超えるものは、次の各号のい 事業上の固定資産(以下この条において「事業 事業という。)の譲受けに関する計画を公正取 引委員会に届け出なければならない。ただし、 事業等の譲渡をしようとする会社及び当該事 業等の譲渡をしようとする会社のでない。 会社であつて、その会社に係る国内売上高合

一 国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える他の会社の事業の全部若しくは重要部分の譲受けをし定資産の全部若しくは重要部分の譲受けをしたうとする場合であつて、当該譲受けの対象のようとする場合であつて、当該譲受けの対象がに係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える

は事業上の固定資産の譲受け」と、「株式取得人事業上の固定資産の譲受け」と、「事業又有事業工の固定資産の譲受け」と、同いでは、一年業工の規定による命令について準用する。この場ではおいて、第十条第八項及び第十項から第十項の規定による届出に係る事業等の譲受けの制項の規定による届出に係る事業等の譲受けの制項の規定による届出に係る事業等の譲受けの制質の規定による届出に係る事業等の譲受けの制質の規定による届出に係る事業等の譲受けの制質の規定は、前

でした。 のとする。 のとする。 のとする。 のとするのは「事業又は事業上の固定資産

第十七条の二、第十五条の二第一項、第十五条第一項、第十五条の二、第十十条の二、第十条第一項、第十一条第一項、免れる行為をしてはならない。

に必要な措置を命ずることができる。他これらの規定に違反する行為を排除するための全部又は一部の処分、会社の役員の辞任そのの全部又は一部の処分、会社の役員の辞任その他これらの規定に違反する行為者に対し、株式 きは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定 十四条又は前条の規定に違反する行為があると 十四条又は前条の規定に違反する行為があると

第十八条 公正取引委員会は、第十五条第二項及び同条第三項において読み替えて準用する第十においては、合併の無効の訴えを提起することにおいては、合併の無効の訴えを提起する第十ののできる。

効の訴え」と読み替えるものとする。 知可の規定は、第十五条の二第二項及び第三 確立びに同条第四項において読み替えて準用する。こ 第2がに同条第四項において読み替えて準用する。こ 第2がに同条第四項において読み替えて準用するが、 第十五条の二第二項及び第三

る。 第一項の規定は、第十五条の三第二項及び同 第一項の規定に違反して会社が共同株式移転をし 八項の規定に違反して会社が共同株式移転をし 八項の規定に違反して会社が共同株式移転をし 条第三項において読み替えて準用する第十条第 条第三項の規定は、第十五条の三第二項及び同

五章 不公正な取引方法

業者に対し当該違反行為について第四十七条第た事業者に係る当該違反行為をした日(当該事定する違反行為のうちいずれかの違反行為をしとは、第二十条の二から第二十条の六までに規第十八条の二 この章において「違反行為期間」

高がなくなる日までの期間をいう。 海がなくなる日までの期間をいう。 一項第一号、第三号又は第四号に掲げる処分が 高がなくなる日までの期間をいう。。 の一項第一号、第三号又は第四号に掲げる処分が 高がなくなる日までの期間をいう。。 一項第一号、第三号又は第四号に掲げる処分が の六までに規定する違反行為のうちいずれかの な正取引委員会が第二十条の二から第二十条 の六までに規定する違反行為のうちいずれかの はにより課徴金の納付を命 の六までに規定する違反行為のうちいずれかの はにより課徴金の納付を命 の六までに規定する違反行為のうちいずれかの はにより課徴金の納付を命 の六までに規定する違反行為のうちいずれかの はいて同じ。)を受けた日)の十年 の六までに規定する違反行為のうちいずれかの はいてする通知をいる。 の六までに規定する違反行為のうちいずれかの はいて同じ。)を受けた日)の十年 のっまでに規定する違反行為のうちいずれかの はいて同じ。)を受けた日)の十年 のっまでに規定する違反行為のうちいずれかの はいて同じ。)を受けた日)の十年 のっまでに規定する道をは、当該事業者に対し当該違反行為の のっまでに規定する違反行為のうちいずれかの のっまでに規定する違反行為のうちいずれかの のっまでに規定する違反行為のうちいずれかの のっまでに規定する違反行為のうちいずれかの のっまでに規定する違反行為のうちいずれかの はないでは、当該事業者に対しる当該違反行 のっまでに規定する違反行為のうちいずれかの はないでは、当該事業者に対しる当該違反行 のっまでに規定する過知をいる。 のっまでに規定する違反行為のうちいずれかの のっまでに規定する違反行為のうちいずれかの のっまでに規定する。 のっまでに規定する。 のっまでに規定する。 のっまでに対してする通知をいまない。 のっまでは、 のっなでは、 のっなでは

日)をいう。

田)をいう。

田)をいう。

田)をいう。

田)をいう。

田)をいう。

田、の章において「調査開始日」とは、第二十条の二から第二十条の五までに規定する違反行為をした事行われなかつたときは、当該違反行為をした事行われなかつたときは、当該違反行為をした事者が当該違反行為について事前通知を受けたの。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いて

第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するの、契約条項の削除その他当該行為を排除するにめに必更な引委員会は、第八章第二節に規定する行為があるとき

第二十条の二 事業者が、次の各号のいずれ 該当する者であつて、第十九条の規定に違反す 限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第 る行為(第二条第九項第一号に該当するものに 同一の商品又は役務を供給するために必要な商 と同一の商品又は役務(当該拒絶事業者が当該 た同号イに規定する商品又は役務と同一の商品 その供給に係る商品若しくは役務の数量若しく に対し、違反行為期間における、当該違反行為 八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者 る行為に準用する。 品又は役務を含む。)、拒絶事業者がその供給を に対し供給した同号ロに規定する商品又は役務 (以下この条において「拒絶事業者」という。) は、当該事業者が同号ロに規定する他の事業者 又は役務(同号ロに規定する違反行為にあつて は内容を制限した事業者の競争者に対し供給し において当該事業者がその供給を拒絶し、又は

> たとき、又はこの条の規定による課徴金の額がくは第六十三条第二項の規定による決定を受け 拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務 業者が当該違反行為に係る行為について第七条 ことを命じなければならない。ただし、当該事 得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付する は役務及び拒絶事業者が当該事業者に対し供給 の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者 百万円未満であるときは、その納付を命ずるこ 定している場合に限る。第二十条の四及び第二 の二第一項(第八条の三において読み替えて準 方法により算定した売上額に百分の三を乗じて とができない。 十条の五において同じ。)、第七条の四第七項若 において同じ。) 若しくは第七条の九第一項若 した当該同一の商品又は役務)の政令で定める に対し当該事業者が供給した当該同一の商品又 しくは第七条の七第三項の規定による通知若し しくは第二項の規定による命令(当該命令が確 ?する場合を含む。 次条から第二十条の五まで

当該違反行為に係る事件についての調査開当該違反行為に係る事件についての調査所による命令を受けたことがある者(当該命令の場合、第二条第九項第一号に係るものに限め日から遡り十年以内に、前条の規定によるが確定している場合に係る事件についての調査開出該違反行為に係る事件についての調査開

★り三 事業者が、欠り予号り、ずれかこの場合に限る。)を受けたことがある者の日において当該事業者の完全子会社である。)又はこの条の規定による命令(当該命令の日において当該事業者の完全子会社がある場合に限る事件についての調査開いる場合に限る事件についての調査開いる場合に限る事件についての調査開いる場合に限る事件についての調査開いる場合に限る事件についての調査開いる場合に関いる事件についての調査開いる場合に関いる場合に関いる場合に関います。

第二十条の三 事業者が、次の各号のいずれかに第二十条の三 事業者が、次の各号のいずれかに表示に残って、第二条第九項第二号に該当するものにない、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為に対し、違反行為期間における、当該違反行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当するでおいて当該事業者が供給した同号に規定するを売上額に百分の三を乗じて得た額に相当するた売上額に百分の三を乗じて得た額に相当するにおいて第二条の九第一項若しくは第二項若しくは次条の規定に違反する。

定による命令(第二条第九項第二号に係るものによる命令(第二条第九項第二号に係る中にの調査開ニ項の規定による決定を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、第二十条の出策三人は第六十三条第第三項の規定による命令(当該命令が確定している場合による命令(第二条第九項第二号に係るものによる命令(第二条第九項第二号に係るものによる命令(第二条第九項第二号に係るものによる命令(第二条第九項第二号に係る事件による。

限る。)又はこの条の規定による命令(当該おいて当該事業者の完全子会社である場合に第二十条の規定による命令(当該命令の日に始日から遡り十年以内に、その完全子会社が始目がら遡り十年以内に、その完全子会社が

令が確定している場合に限る。次号において定による命令を受けたことがある者(当該命限る。次号において同じ。)又はこの条の規

命令の日において当該事業者の完全子会社で

第二十条の四 事業者が、次の各号のいずれかに 第三項の規定による通知若しくは第六十三条第 に対し、違反行為期間における、当該違反行為 八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者 る行為(第二条第九項第三号に該当するものに 該当する者であつて、第十九条の規定に違反す 条の規定による課徴金の額が百万円未満である る命令、第七条の四第七項若しくは第七条の七 は第七条の九第一項若しくは第二項の規定によ 為に係る行為について第七条の二第一項若しく ばならない。ただし、当該事業者が当該違反行 額の課徴金を国庫に納付することを命じなけ た売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する 商品又は役務の政令で定める方法により算定し 限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第 ときは、その納付を命ずることができない。 において当該事業者が供給した同号に規定する 一項の規定による決定を受けたとき、又はこの ある場合に限る。)を受けたことがある者

一 当該違反行為に係る事件についての調査開 一 当該違反行為に係る事件についての調査開 同じ。) とはこの条の規 同じ。) とはこの条の規 同じ。) とはこの条の規 のいり が確定している場合に限る。次号において同じ。) とはこの条の規 のに 第二条第九項第三号に係るものに から が確定している場合に限る事件についての調査開 一 当該違反行為に係る事件についての調査開

始日から遡り十年以内に、その完全子会社が二 当該違反行為に係る事件についての調査開

為の相手方との間における政令で定める方法に る相手方に対するものである場合は当該違反行 額(当該違反行為が商品又は役務の供給を受け

条第

一項

条の五第三項又は

しくは第三項、

第七替えて準用する第七条 前の二第三項

|第七条の四第二項若||十条の七において読み

条、

第七条の三、

|これらの規定又は第1

為期間における、当該違反行為の相手方との間定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行 ときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規 であつて、継続してするものに限る。)をした する行為(第二条第九項第五号に該当するもの

における政令で定める方法により算定した売上

第二十条の五 事業者が、次の各号のいずれかに 金を国庫に納付することを命じなければならなに百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴 限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第 第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項の の九第一項若しくは第二項の規定による命令、 行為について第七条の二第一項若しくは第七条 い。ただし、当該事業者が当該違反行為に係る 商品の政令で定める方法により算定した売上額 において当該事業者が供給した同号に規定する に対し、違反行為期間における、当該違反行為 八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者 る行為(第二条第九項第四号に該当するものに 該当する者であつて、第十九条の規定に違反す ある場合に限る。)を受けたことがある者 命令の日において当該事業者の完全子会社で 限る。)又はこの条の規定による命令(当該 第二十条の規定による命令(当該命令の日に いて当該事業者の完全子会社である場合に t 第

第二十条の七 第七条の二第三項並びに第七条の は、その納付を命ずることができない。 金を国庫に納付することを命じなければならな 算定した売上額又は購入額の合計額とする。) 相手方との間における政令で定める方法により 方が複数ある場合は当該違反行為のそれぞれの より算定した購入額とし、当該違反行為の相手 に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴 ただし、その額が百万円未満であるとき

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ おいて、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中 が行われた場合について準用する。この場合に 第二十条の二から前条までに規定する違反行為 八第一項から第四項まで及び第六項の規定は、 る字句に読み替えるものとする。 第一項の

第 第 並びに当該法人が受は、 第七条のご 一第 項 十条の六まで 合併後存続し、

第二十条の二から第 十条の六までの

並びに第六十三条第項の規定による通知 併後存続し、又は合 等」という。) は、 次項において「命令 第七項及び前条第二 |る命令、第七条の四|た法人がした違反行為 |けた同項の規定によ|は合併により設立され 定(以下この項及び 一項の規定による決

項に規定する特定事

業承継子会社等をい

同条第一項において

以下この項及び

同じ。) に対し、この

第

項

特定事業承継子会社

(第七条の八第四

等に対し、

この条

特定事業承継子会社

「当該 第七条の二

一第

項

(中)第二十条の二から第1

-条の六までの規定中

当該

第六項

条の二第三項並びに第 み替えて準用する第七

項からこの項まで及

その納付を命ずることができない。

当該違反行為に係る事件についての調査開

令が確定している場合に限る。次号において

当該違反行為に係る事件についての調査開

定による命令を受けたことがある者(当該命 限る。次号において同じ。)又はこの条の規 よる命令(第二条第九項第四号に係るものに 始日から遡り十年以内に、第二十条の規定に

第

項各号に掲げる

第二十条の二から第二

十条の六までに規定す

規定する違反行為期間

第十八条の二

一第 項に

実行期間

定による決定を受けたとき、又はこの条の規定 規定による通知若しくは第六十三条第二項の規

第

による課徴金の額が百万円未満であるときは

第 第 |第七条の五第三項又||て読み替えて準用する |の三、第七条の四第十条の六までの規定又 第七条の二、 は前条第一項 |項若しくは第三項、|は第二十条の七にお 第七条第二十条の二から第二 第七条の二第三項 第二十条の二から第

項四

定事業承継子会社等違反行為及び当該特違反行為

同条からこの条まで が受けた命令等

これらの規定並びに第

一十条の七において読

|違反行為及び当該法||違反行為

人が受けた命令等

の条 七第 第八 条まで 第七条の二第 第七条の二からこの 設立された法人が受 けた命令等 項に 第二十条の二から第一 条の二第三項並びに第 これらの規定並びに第 み替えて準用する第七 十条の六までに 第六項 項から次項まで及び 一十条の七において読

> 七 第

規定する違反行為期間

第十八条の二第一項に

等をいう。以下この項 |る特定事業承継子会社 用する第四項に規定す

において同じ。) は、

これら

実行期間

項六第八の条

第二十条の六 事業者が、第十九条の規定に違反

第

の条

|第七条の二第一項

十条の六まで 第二十条の二から第 反購入子会社等

等若しくは特定非違

定非違反供給子会社 当該事業者、

及び当該合併後存続 法人がした違反行為 併により設立された

子会社等は、

同項

会社等(第二十条の七

において読み替えて準

受けた特定事業承継受けた特定事業承継子

第一項

て読み替えて準用する

第二十条の七にお

し、又は合併により

その特当該事業者

ある場合に限る。)を受けたことがある者 命令の日において当該事業者の完全子会社で 限る。)又はこの条の規定による命令(当該 おいて当該事業者の完全子会社である場合に 第二十条の規定による命令(当該命令の日に 始日から遡り十年以内に、その完全子会社が

第六章

第二十一条 この法律の規定は、著作権法、 法、実用新案法、 意匠法又は商標法による権利 特許

適用除外

い。の行使と認められる行為にはこれを適用しな

第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、次の各号に掲げない。

第二十三条 この法律の規定は、公正取引委員会 事業者の意に反してする場合は、この限りでな 業者がする行為にあつてはその商品を生産する することとなる場合及びその商品を販売する事 だし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害 正当な行為については、これを適用しない。た 同じ。)を決定し、これを維持するためにする 事業者がその商品を販売する価格をいう。以下 業者の販売する当該商品を買い受けて販売する の相手方たる事業者とその商品の再販売価格 産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売 ることを容易に識別することができるものを生 の指定する商品であつて、その品質が一様であ (その相手方たる事業者又はその相手方たる事 t Ŧi.

のない。 でなければ、前項の規定による指定をしてはなでなければ、前項の規定による指定をしてはないない。

るものであること。 当該商品が一般消費者により日常使用され

第一項の規定による指定は、告示によつてこること。 当該商品について自由な競争が行われてい

第一項と同様とする。
第一項と同様とする。
第一項と同様とする正当な行為についても、第を販売する事業者が、その物の販売の相手方たを販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者が、その物の販売の相手方た

買い受ける場合に限る。 買い受ける場合に限る。 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる 買い受ける場合に限る。。 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる 買い受ける場合に限る。。 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる 買い受ける場合に限る。 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる

歹) 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十

十二号) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三

二百号) 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第

Ξ

百四十二号)水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二

和二十三年法律第二百五十七号)
・ 行政執行法人の労働関係に関する法律(昭

・ 担方に答りに(召コニーにこには時に言い)第百八十一号) 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律)

十一号)
地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六

(昭和二十七年法律第二百八十九号) 地方公営企業等の労働関係に関する法律

十二年法律第百八十五号) - 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三

十三 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六法律第百五十二号) 出方公務員等共済組合法(昭和三十七年

定める場合は、この限りでない。 定める場合は、この限りでない。 第一項に規定する事業者は、同項に規定する 原元はり、その契約の成立の日から三十日 以内に、その旨を公正取引委員会規則の定める をころにより、その契約の成立の日から三十日 にならない。ただし、公正取引委員会規則の定める の契

第七章 差止請求及び損害賠償

違反する行為によつてその利益を侵害され、又第二十四条 第八条第五号又は第十九条の規定に

員会に属させられた事務

請求することができる。

は、その利益を侵害する事業者若しくは事業者
団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者
とい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるとき

免れることができない。かつたことを証明して、前項に規定する責任を事業者及び事業者団体は、故意又は過失がな

第二十六条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十九条に規定する納付命令(第八条第一十二条第一項に規定する納付命令(第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業号又は第二号の規定に違反する (第八条第一件工条第一項に規定する (第八条第一件工条第一項に規定する (第八条第一件工条第一項に規定する (第八条第一件工作)。

は、時効によつて消滅する。付命令が確定した日から三年を経過したとき付命令が確定した日から三年を経過したとき

第八章 公正取引委員会

第一節 設置、任務及び所掌事務並びに

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属

第二十七条の二 公正取引委員会は、前条第一項 第二十七条の二 公正取引委員会は、前条第一項

三 不公正な取引方法の規制に関すること。二 不当な取引制限の規制に関すること。 一 私的独占の規制に関すること。

基づく命令を含む。)に基づき、公正取引委所の事務に掲げるもののほか、法律(法律に対し、所掌事務に係る国際協力に関すること。 独占的状態に係る規制に関すること。 不公正な取引方法の規制に関すること。

しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるとき は、独立してその職権を行う。 は侵害されるおそれがある者は、これにより著 第二十八条 公正取引委員会の委員長及び委員

四人を以て、これを組織する。 第二十九条 公正取引委員会は、委員長及び委員

これを任命する。

これを任命する。

本員長及び委員は、年齢が三十五年以上で、
委員長及び委員は、年齢が三十五年以上で、

二十条 委員長及び委員の壬朝よ、五年とす 委員長及び委員は、これを官吏とする。 委員長の任免は、天皇が、これを認証する。

任者の残任期間とする。 但し、補欠の委員長及び委員の任期は、前第三十条 委員長及び委員の任期は、五年とす

3。 委員長及び委員は、再任されることができ

きには、その地位を退く。委員長及び委員は、年齢が七十年に達したと

委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の生じた場合において、国会の閉会ときは、内閣総理大臣は、前条第二項に規定する資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。この場合において、任命後最初の国会で両議院の事後の承認をは、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を

意に反して罷免されることがない。 常三十一条 委員長及び委員は、次の各号のいず

・ 燃え出ていいか …だけ 二掃 6一 破産手続開始の決定を受けた場合

へ 三 この去律の見定と違えして判これ 一二 懲戒免官の処分を受けた場合

れた

六 前条第四項の場合において、両議院の事後職務を執ることができないと決定された場合五 公正取引委員会により、心身の故障のため四 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

員長又は委員を罷免しなければならない。での場合においては、内閣総理大臣は、その委第三十二条 前条第一号又は第三号から第六号ま

の承認を得られなかつたとき。

総理し、公正取引委員会を代表する。 第三十三条 委員長は、公正取引委員会の会務を員長又は委員を罷免しなければならない。

る者を定めておかなければならない。ら、委員長が故障のある場合に委員長を代理すら、委員長が故障のある場合に委員長を代理す

第三十四条 公正取引委員会は、 決することができない。 以上の委員の出席がなければ、議事を開き、 委員長及び二人 議

長の決するところによる。 以て、これを決する。可否同数のときは、 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を 委員

よる決定をするには、前項の規定にかかわら公正取引委員会が第三十一条第五号の規定に 委員長が故障のある場合の第一項の規定の適 本人を除く全員の一致がなければならな

第三十五条 公正取引委員会の事務を処理させる 代理する者は、委員長とみなす。 用については、前条第二項に規定する委員長を ため、公正取引委員会に事務総局を置く。

事務総局に官房及び局を置く。 事務総長は、事務総局の局務を統理する。 事務総局に事務総長を置く。

の範囲及び内部組織について準用する。 の規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務 第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の 内閣府設置法第十七条第二項から第八項まで

加えなければならない。 に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を 数は、三以内とする。 事務総局の職員中には、検察官、任命の際現

第三十五条の二 公正取引委員会の事務総局の地 方機関として、所要の地に地方事務所を置く。 律の規定に違反する事件に関するものに限る。 前項の地方事務所の名称、 前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法 位置及び管轄区域

所を置き、 5を置き、地方事務所の事務を分掌させること第一項の地方事務所には、所要の地にその支 政令で定める。

閣府令で定める。 前項の支所の名称、 位置及び管轄区域は、 内

第三十六条 委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に 委員長及び委員の報酬は、 別に定め

第三十七条 委員長、委員及び政令で定める公正 取引委員会の職員は、在任中、次の各号のいず 反してこれを減額することができない。 かに該当する行為をすることができない。

なり、又は積極的に政治運動をすること。 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほ 国会若しくは地方公共団体の議会の議員と 報酬のある他の職務に従事すること。

> 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的と する業務を行うこと

第三十八条 委員長、委員及び公正取引委員会の 用について、意見を外部に発表してはならな 職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適 律に関する研究の結果を発表する場合は、この 限りでない。 い。但し、この法律に規定する場合又はこの法

| 職員並びに委員長、委員又は公正取引委員会の| 第三十九条 委員長、委員及び公正取引委員会の ない。 事業者の秘密を他に漏し、又は窃用してはなら 職員であつた者は、その職務に関して知得した

第四十条 公正取引委員会は、その職務を行うた ることができる。 団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又 より設立された法人、事業者若しくは事業者の は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求め めに必要があるときは、公務所、特別の法令に

第四十一条 公正取引委員会は、その職務を行う により設立された法人、学校、事業者、事業者 要な調査を嘱託することができる。 の団体、学識経験ある者その他の者に対し、 ために必要があるときは、公務所、特別の法令 、 必

第四十二条 公正取引委員会は、その職務を行う の意見を求めることができる。 ために必要があるときは、公聴会を開いて一般

第四十三条の二 公正取引委員会は、この法律に 第四十三条 公正取引委員会は、この法律の適正 その職務(この法律に規定する公正取引委員会 条において「外国競争当局」という。)に対し、 な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、 ると認められる場合は、この限りでない。 うことが、この法律の適正な執行に支障を及ぼ 要な事項を一般に公表することができる。 うことができる。ただし、当該情報の提供を行 じ。) の遂行に資すると認める情報の提供を行 の職務に相当するものに限る。次項において同 相当する外国の法令を執行する当局(以下この し、その他我が国の利益を侵害するおそれがあ 必

> 思料するときは、職権をもつて適当な措置をと る事実又は独占的状態に該当する事実があると

公正取引委員会は、この法律の規定に違反す

る事項を確認しなければならない。 報の提供を行うことができること。 当該外国において、前項の規定により提供 当該外国競争当局が、公正取引委員会に対 前項に規定する情報の提供に相当する情

する情報のうち秘密として提供するものにつ

とができる。

に規定する情報の提供を行うに際し、

次に掲げ

公正取引委員会は、外国競争当局に対し前項

第一項の規定により提供される情報について る目的以外の目的で使用されないこと。 より提供する情報が、その職務の遂行に資す一 当該外国競争当局において、前項の規定に 程度の秘密の保持が担保されていること。 いて、当該外国の法令により、我が国と同じ

第四十四条 公正取引委員会は、内閣総理大臣を 経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の ければならない。

は、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事

手続に使用されないよう適切な措置がとられな

る。 状況を報告しなければならない。 国会に対し、この法律の目的を達成するために 必要な事項に関し、意見を提出することができ 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して

第二節 手続

第四十五条 何人も、この法律の規定に違反する べきことを求めることができる。 に対し、その事実を報告し、適当な措置をとる 事実があると思料するときは、公正取引委員会

ればならない。 引委員会は、事件について必要な調査をしなけ 前項に規定する報告があつたときは、公正取

通知しなければならない。会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に 置をとらないこととしたときは、公正取引委員 係る事件について、適当な措置をとり、又は措 実を摘示してされた場合において、当該報告に 規則で定めるところにより、書面で具体的な事 第一項の規定による報告が、公正取引委員会

当する事実があると思料する場合において、前第四十六条 公正取引委員会は、独占的状態に該 条第四項の措置をとることとしたときは、その 知しなければならない。 旨を当該事業者の営む事業に係る主務大臣に通 ることができる。 前項の通知があつた場合には、当該主務大臣

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必 を回復するに足りると認められる他の措置に関 及び第八条の四第一項ただし書に規定する競争 は、公正取引委員会に対し、独占的状態の有無 し意見を述べることができる。

要な調査をするため、次に掲げる処分をするこ

徴すること。 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋 又はこれらの者から意見若しくは報告を

置くこと。 該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、 当

兀 他の物件を検査すること。 ち入り、業務及び財産の状況、 事件関係人の営業所その他必要な場所に立 帳簿書類その

を審査官に指定し、前項の処分をさせることが で定めるところにより、公正取引委員会の職員公正取引委員会が相当と認めるときは、政令 できる。

させ、関係者に提示させなければならない。 合においては、これに身分を示す証明書を携帯 第一項の規定による処分の権限は、犯罪捜査 前項の規定により職員に立入検査をさせる場

のために認められたものと解釈してはならな

第四十八条 公正取引委員会は、事件について必 明らかにしておかなければならない。 要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載 つたときは、処分をした年月日及びその結果を し、かつ、特に前条第一項に規定する処分があ

第四十八条の二 公正取引委員会は、第三条、 をした後は、この限りでない。 えて準用する場合を含む。)の規定による通 進を図る上で必要があると認めるときは、当該 なつた行為について、公正かつ自由な競争の促 項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一 第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、 六条、第八条、 面により通知することができる。ただし、第五 行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書 ると思料する場合において、その疑いの理由と 十条第一項(第六十二条第四項において読み替 十七条又は第十九条の規定に違反する事実があ 第九条第一項若しくは第二項、 第 第

当該行為の概要

違反する疑いのある法令の条項

ことができる旨 次条第一項の規定による認定の申請をする

第四十八条の三 前条の規定による通知を受けた 者は、疑いの理由となつた行為を排除するため ときは、 に必要な措置を自ら策定し、実施しようとする 公正取引委員会規則で定めるところに

することができる。 に公正取引委員会に提出して、その認定を申請 を作成し、これを当該通知の日から六十日以内 十八条の五において「排除措置計画」という。) という。)に関する計画(以下この条及び第四 から第四十八条の五までにおいて「排除措置」 より、その実施しようとする措置(以下この条

なければならない。 排除措置計画には、 次に掲げる事項を記載し

- 排除措置の内容
- 排除措置の実施期限

きは、その認定をするものとする。 画が次の各号のいずれにも適合すると認めると の申請があつた場合において、その排除措置計 公正取引委員会は、第一項の規定による認定 その他公正取引委員会規則で定める事項

ものであること。 するために十分なものであること。 排除措置が確実に実施されると見込まれる 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除

合議に出席した委員がこれに記名押印しなけれは、委員長及び第六十五条第一項の規定による 前項の認定は、文書によつて行い、認定書に

るときは、決定でこれを却下しなければならな 画が第三項各号のいずれかに適合しないと認め の申請があつた場合において、その排除措置計 を送達することによつて、その効力を生ずる。 公正取引委員会は、第一項の規定による認定 第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本

第四項及び第五項中「認定書」とあるのは、 る決定について準用する。この場合において、 「決定書」と読み替えるものとする。 第四項及び第五項の規定は、前項の規定によ

による変更の認定について準用する。 引委員会の認定を受けなければならない。 取引委員会規則で定めるところにより、 排除措置計画を変更しようとするときは、公正 第三項から第七項までの規定は、前項の規定 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る 公正取

第四十八条の四 第七条第一項及び第二項(第八 の三において読み替えて準用する場合を含む。) する場合を含む。)、第七条の二第一項(第八条 項及び第三項、 第七条の九第一項及び第二項、第八条の二第 の二第二項及び第二十条第二項において準用 第十七条の二、第二十条第一

> 規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定 十六条第二項において同じ。)をした場合にお 次条、第六十五条、第六十八条第一項及び第七 項並びに第二十条の二から第二十条の六までの つた場合は、この限りでない。 い。ただし、次条第一項の規定による決定があ 及び排除措置に係る行為については、適用しな いて、当該認定に係る疑いの理由となつた行為 (同条第八項の規定による変更の認定を含む。

第四十八条の五 公正取引委員会は、次の各号の 条の三第三項の認定を取り消さなければならな いずれかに該当するときは、決定で、第四十八

いと認めるとき 措置計画に従つて排除措置が実施されていな 第四十八条の三第三項の認定を受けた排除

けたことが判明したとき。 虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受 第四十八条の三第三項の認定を受けた者が

取消しの決定の日から二年間においても、する 認定の取消しがあつた場合において、当該取消 又は第八条の二第三項の規定による命令は、第 二十条第二項において準用する場合を含む。) 対する第七条第二項(第八条の二第二項及び第 間の満了する日の二年前の日以後にあつたとき む。以下この項において同じ。)に規定する期 及び第二十条第二項において準用する場合を含 ことができる。 七条第二項ただし書の規定にかかわらず、 しが第七条第二項ただし書(第八条の二第二項 当該認定に係る疑いの理由となつた行為に 当該

項及び第二十条の七において読み替えて」と、 三において準用する場合並びに第七条の九第四 条の八第六項(第七条の九第三項及び第八条の 第七条の九第一項若しくは第二項又は第二十条 三において読み替えて準用する場合を含む。)、 び第二十条第二項において」とあるのは「第七 「第七条第二項ただし書(第八条の二第二項及 ついて準用する。この場合において、前項中 の二から第二十条の六までの規定による命令に 前項の規定は、第七条の二第一項(第八条の

「、第七条第二項ただし書」とあるのは「、

書」とあるのは、「決定書」と読み替えるもの場合において、同条第四項及び第五項中「認定 前項の規定による決定について準用する。この 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、

第一項の規定による第四十八条の三第三項の

第四十八条の六 公正取引委員会は、第三条、 条第一項(第六十二条第四項において読み替え る上で特に必要があると認めるときは、第一号合においても、公正かつ自由な競争の促進を図 六条、第八条又は第十九条の規定に違反する疑 七条の八第六項」と読み替えるものとする。 により通知することができる。ただし、 に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面 いの理由となつた行為が既になくなつている場 て準用する場合を含む。)の規定による通知を 第五十

次に掲げる者

した後は、この限りでない。

疑いの理由となつた行為をした者

は合併により設立された法人 り消滅したときにおける合併後存続し、 である場合において、当該法人が合併によ 疑いの理由となつた行為をした者が法人 又

承継した法人 より当該行為に係る事業の全部又は一部をである場合において、当該法人から分割に 疑いの理由となつた行為をした者が法人

該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受 疑いの理由となつた行為をした者から当

二 次に掲げる事項

疑いの理由となつた行為の概要

違反する疑いのあつた法令の条項

ることができる旨 次条第一項の規定による認定の申請をす

第四十八条の七 る。 当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会 除確保措置計画」という。)を作成し、これを 措置(以下この条から第四十八条の九までにお 実施しようとするときは、公正取引委員会規則 とを確保するために必要な措置を自ら策定し、 で定めるところにより、その実施しようとする 者は、疑いの理由となつた行為が排除されたこ に提出して、その認定を申請することができ (以下この条及び第四十八条の九において「排 いて「排除確保措置」という。)に関する計画 前条の規定による通知を受けた

いしなければならない。 排除確保措置計画には、 次に掲げる事項を記

排除確保措置の内容

排除確保措置の実施期限

その他公正取引委員会規則で定める事項

置計画が次の各号のいずれにも適合すると認め の申請があつた場合において、その排除確保措 るときは、その認定をするものとする。 公正取引委員会は、第一項の規定による認定

であること。 排除されたことを確保するために十分なもの 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が

第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、れるものであること。 排除確保措置が確実に実施されると見込ま

前項の規定による認定について準用する。

らない。 認めるときは、決定でこれを却下しなければな 置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと の申請があつた場合において、その排除確保措 公正取引委員会は、第一項の規定による認定

場合において、同条第四項及び第五項中「認定 とする。 前項の規定による決定について準用する。この 書」とあるのは、「決定書」と読み替えるも 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、

正取引委員会の認定を受けなければならない。 公正取引委員会規則で定めるところにより、 排除確保措置計画を変更しようとするときは、 による変更の認定について準用する。 第三項から第六項までの規定は、前項の規定 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る 公

第四十八条の八 第七条第一項及び第二項(第八 引委員会が前条第三項の認定(同条第七項の規条の二から第二十条の六までの規定は、公正取 は、この限りでない。 置に係る行為については、適用しない。ただ の三において読み替えて準用する場合を含む。) 条の二第二項及び第二十条第二項において準用 に係る疑いの理由となつた行為及び排除確保措 おいて同じ。)をした場合において、当該認定 条、第六十八条第二項及び第七十六条第二項に 定による変更の認定を含む。次条、第六十五 する場合を含む。)、第七条の二第一項(第八条 し、次条第一項の規定による決定があつた場合 一項及び第三項、第二十条第一項並びに第二十 第七条の九第一項及び第二項、第八条の二第

第四十八条の九 公正取引委員会は、次の各号 条の七第三項の認定を取り消さなければならな いずれかに該当するときは、決定で、 第四十八

確保措置計画に従つて排除確保措置が実施さ 第四十八条の七第三項の認定を受けた排除 ていないと認めるとき。

一 第四十八条の七第三項の認定を受けた者が けたことが判明したとき。 虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受

書」とあるのは、「決定書」と読み替えるもの 場合において、同条第四項及び第五項中「認定 前項の規定による決定について準用する。この 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、

取消しの決定の日から二年間においても、 ことができる。 七条第二項ただし書の規定にかかわらず、当該 又は第八条の二第三項の規定による命令は、第 対する第七条第二項(第八条の二第二項及び第 は、当該認定に係る疑いの理由となつた行為に 間の満了する日の二年前の日以後にあつたとき む。以下この項において同じ。)に規定する期 及び第二十条第二項において準用する場合を含 しが第七条第二項ただし書(第八条の二第二項認定の取消しがあつた場合において、当該取消 二十条第二項において準用する場合を含む。) 第一項の規定による第四十八条の七第三項の する

七条の八第六項」と読み替えるものとする。 「、第七条第二項ただし書」とあるのは「、第 項及び第二十条の七において読み替えて」と、 三において準用する場合並びに第七条の九第四 条の八第六項(第七条の九第三項及び第八条の の二から第二十条の六までの規定による命令に 第七条の九第一項若しくは第二項又は第二十条 三において読み替えて準用する場合を含む。)、 び第二十条第二項において」とあるのは「第七 ついて準用する。この場合において、前項中 「第七条第二項ただし書(第八条の二第二項及 前項の規定は、第七条の二第一項(第八条の

第四十九条 公正取引委員会は、第七条第一項若 当該排除措置命令の名宛人となるべき者につい 措置命令」という。)をしようとするときは、 第二十条第一項の規定による命令(以下「排除 第二項において準用する場合を含む。)、第八条 しくは第二項(第八条の二第二項及び第二十条 |第一項若しくは第三項、第十七条の二又は 意見聴取を行わなければならない。

第五十条 公正取引委員会は、前条の意見聴取を でに相当な期間をおいて、 行うに当たつては、意見聴取を行うべき期日ま 排除措置命令の名宛

> により通知しなければならない 人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面

- 予定される排除措置命令の内容
- 対する法令の適用 公正取引委員会の認定した事実及びこれに
- 意見聴取の期日及び場所
- 称及び所在地 意見聴取に関する事務を所掌する組 温織の名

示しなければならない。 前項の書面においては、次に掲げる事項を教

- び証拠を提出し、又は意見聴取の期日への出 できること。 頭に代えて陳述書及び証拠を提出することが 意見聴取の期日に出頭して意見を述べ、及
- 条の規定による証拠の閲覧又は謄写を求める二 意見聴取が終結する時までの間、第五十二

第五十一条 前条第一項の規定による通知を受け ことができること。

は、代理人を選任することができる。 に関する一切の行為をすることができる。 た者(以下この節において「当事者」という。) 代理人は、各自、当事者のために、意見聴取

第五十二条 当事者は、第五十条第一項の規定に 覧又は謄写を拒むことができない。 取に係る事件について公正取引委員会の認定し までの間、公正取引委員会に対し、当該意見聴 の他正当な理由があるときでなければ、その閲 ができる。この場合において、公正取引委員会 る。以下この条において同じ。)を求めること 公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限 はその従業員が提出したもの又は当該当事者若 た事実を立証する証拠の閲覧又は謄写(謄写に よる通知があつた時から意見聴取が終結する時 は、第三者の利益を害するおそれがあるときそ しくはその従業員の供述を録取したものとして ついては、当該証拠のうち、当該当事者若しく

求めることを妨げない。 応じて必要となつた証拠の閲覧又は謄写を更に 前項の規定は、当事者が、意見聴取の進行に

第五十三条 意見聴取は、公正取引委員会が事件 ごとに指定するその職員(以下「指定職員」と いう。)が主宰する。 ついて日時及び場所を指定することができる。 公正取引委員会は、前二項の閲覧又は謄写に

他の当該事件の調査に関する事務に従事したこ いて審査官の職務を行つたことのある職員その 公正取引委員会は、前項に規定する事件につ

事者が意見聴取の期日に出頭せず、

かつ、

第五

とのある職員を意見聴取を主宰する職員として 指定することができな

第五十四条 指定職員は、最初の意見聴取の期 取の期日に出頭した当事者に対し説明させなけ会の認定した事実に対する法令の適用を意見聴 従事した職員(次項及び第三項並びに第五十六 の冒頭において、当該意見聴取に係る事件につ ればならない。 する証拠のうち主要なもの並びに公正取引委員 会の認定した事実及び第五十二条第一項に規定 予定される排除措置命令の内容、公正取引委員 条第一項において「審査官等」という。)に、 審査官その他の当該事件の調査に関する事務に いて第四十七条第二項の規定により指定された 第五十八条 指定職員は、意見聴取の期日にお

る当事者による意見陳述等の経過を記載した調

を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の 許可を得て審査官等に対し質問を発することが できる。 当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見

ない。 は審査官等に対し説明を求めることができる。 あると認めるときは、当事者に対し質問を発 し、意見の陳述若しくは証拠の提出を促し、又 指定職員は、意見聴取の期日において必要が 意見聴取の期日における意見聴取は、 公開し

第五十六条 指定職員は、意見聴取の期日におけ 第五十五条 当事者は、意見聴取の期日への出頭 という。)の結果、なお意見聴取を続行する必 る当事者による意見陳述、証拠提出及び質問並 でに陳述書及び証拠を提出することができる。 に代えて、指定職員に対し、意見聴取の期日ま 定めることができる。 要があると認めるときは、さらに新たな期日を び第二項において「当事者による意見陳述等」 びに審査官等による説明(第五十八条第一項及

聴取の期日に出頭した当事者に対しては、当該 意見聴取の期日においてこれを告知すれば足り により通知しなければならない。ただし、意見 かじめ、次回の意見聴取の期日及び場所を書面 前項の場合においては、当事者に対し、あら

第五十七条 指定職員は、当事者が正当な理由な 条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合 く意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五 聴取を終結することができる。 には、当該当事者に対し改めて意見を述べ、及 び証拠を提出する機会を与えることなく、 指定職員は、前項に規定する場合のほか、当 意見

> 見聴取を終結することができる。 拠の提出を求め、当該期限が到来したときに意 当該当事者に対し、期限を定めて陳述書及び証 の出頭が相当期間引き続き見込めないときは、 場合において、当該当事者の意見聴取の期日 十五条に規定する陳述書又は証拠を提出しない

が行われなかつた場合には意見聴取の終結後速 者の陳述の要旨を明らかにしておかなければ 書を作成し、当該調書において、第五十条第一 は各期日ごとに、当該当事者による意見陳述等 らない。 項第一号及び第二号に掲げる事項に対する当事 ける当事者による意見陳述等が行われた場合に 前項に規定する調書は、意見聴取の期日にお

を添付しなければならない。 出されたときは、提出された陳述書及び証拠) やかに作成しなければならない。 (第五十五条の規定により陳述書及び証拠が提 第一項に規定する調書には、提出された証

出しなければならない。 項に規定する調書とともに公正取引委員会に提 理された論点を記載した報告書を作成し、第一 該意見聴取に係る事件の論点を整理し、当該整 指定職員は、意見聴取の終結後速やかに、

第五十九条 公正取引委員会は、意見聴取の終結 命ずることができる。 提出された報告書を返戻して意見聴取の再開を は、指定職員に対し、前条第四項の規定により 後に生じた事情に鑑み必要があると認めるとき 規定する報告書の閲覧を求めることができる。 当事者は、第一項に規定する調書及び前項に

について準用する。 第五十六条第二項本文の規定は、 前項の場合

第六十条 公正取引委員会は、排除措置命令に係 容を十分に参酌してしなければならない。 する調書及び同条第四項に規定する報告書の る議決をするときは、第五十八条第一項に規定 内

第六十一条 席した委員がこれに記名押印しなければならな 長及び第六十五条第一項の規定による合議に出 事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員 又は違反行為が排除されたことを確保するため に必要な措置並びに公正取引委員会の認定した い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、 排除措置命令は、文書によつて行

大・こと きこをつこう (なんを) ここらを生ずる。お書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第六十二条 第七条の二第一項(第八条の三にお野六十二条 第七条の二第一項(第八条の三にお明確を記載し、委員長及び第六十万条第一項の規定による命令(以下「納付命令」という。)は、対学による命令(以下に、大大学での期間を記載し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員が行為並びに納期限を記載し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員が正統の第一項の規定による合議に出席した委員が記述が表示。第七条の二第一項(第八条の三におまた)

ずる。 の謄本を送達することによつて、その効力を生納付命令は、その名宛人に課徴金納付命令書

る。 書の謄本を発する日から七月を経過した日とす 書一項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令

るものとする。 に規定する証拠のうち主要なもの」と読み替え 定により読み替えて準用する第五十二条第一項 金に係る違反行為並びに第六十二条第四項の規 する課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴 る法令の適用」とあるのは「納付を命じようと の並びに公正取引委員会の認定した事実に対す 五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なも の内容、公正取引委員会の認定した事実及び第 第五十四条第一項中「予定される排除措置命令 の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」と、 引委員会の認定した事実」とあるのは「課徴金 用」とあり、及び第五十二条第一項中「公正取 会の認定した事実及びこれに対する法令の適 課徴金の額」と、同項第二号中「公正取引委員 令の内容」とあるのは「納付を命じようとする 五十条第一項第一号中「予定される排除措置命 命令について準用する。この場合において、第 第四十九条から第六十条までの規定は、納付

変更しなければならない。ただし、当該納付命 変更しなければならない。ただし、当該納付命 全額の二分の一に相当する金額を控除した額に する確定裁判があつたときは、公正取引委員会 は、決定で、当該納付命令に係る課徴金の額 ない、決定で、当該納付命

い。
の額が百万円未満となるときは、この限りでなの額が百万円未満となるときは、この限りでな相当する金額を超えないとき、又は当該変更後令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に

付命令を取り消さなければならない。七条の九第一項若しくは第二項の規定による納員会は、決定で、当該第七条の二第一項又は第前項ただし書の場合においては、公正取引委

て、その効力を生ずる。 名宛人に決定書の謄本を送達することによつ第一項及び第二項の規定による決定は、その

第六十四条 第八条の四第一項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)は、文書によつて行い、競争回復措置命令書には、独占的状態に係る商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置並びに公正取引委員会でした事実及び次条第一項の規定による命意は出席した事員及び次条第一項の規定による命令に出席した委員がこれに記名押印しなければない。

の効力を生ずる。 措置命令書の謄本を送達することによつて、そ 競争回復措置命令は、その名宛人に競争回復

ることができない。 競争回復措置命令は、確定しなければ執行す

回復措置命令について準用する。 第四十九条から第六十条までの規定は、競争

求めなければならない。
立工中条第一項の規定による通知をしようとする
五十条第一項の規定による通知をしようとする
に協議し、かつ、公聴会を開いて一般の意見を
ときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣

四十八条の七第三項の認定並びにこの節の規定措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第第六十五条排除措置命令、納付命令、競争回復

合議によらなければならない。 定を除く。以下同じ。)は、委員長及び委員のによる決定(第七十条第二項に規定する支払決

は、前項の合議について準用する。 第三十四条第一項、第二項及び第四項の規定

で、三人以上の意見が一致しなければならなず、三人以上の意見が一致しなければならな準用する第三十四条第二項の規定にかかわら競争回復措置命令をするには、前項において

第六十六条 公正取引委員会の合議は、公開しな

ラス・人を、 この上で食べた、等日・人をつた。 会に対して意見を述べることができる。 会に対して意見を述べることができる。 会に対して意見を述べることができる。 のようになった。 会に対して意見を述べることができる。

第六十八条 公正取引委員会は、第四十八条の三第六十八条 公正取引委員会は、第四十八条の五第一項各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をした後においても、特に必要があるときは、第四十七条の規定により、第四十八条の方は、第四十七条の規定により、第四十八条の方は、第四十七条の規定により、第四十八条の方は、第四十七条の規定により、第四十八条の方は、第四十七条の規定により、第四十八条の方を確かめるために必要な処分をしているかどうかをさせることができる。

公正取引委員会は、排除措置命令をした後又できる。

第六十九条 公正取引委員会は、課徴金をその納ばならない。

円未満であるときは、この限りでない。
中未満であるときは、この限りでない。
にたときは、その督促に係る課徴金の額が千年十四・五パーセントを超えない範囲内におい年十四・五パーセントを超えない範囲内におい年十四・五パーセントを超えない範囲内においたときは、その督促に係る課徴金の額につきの表演を表演した。

未満の端数があるときは、その端数は、切り捨前項の規定により計算した延滞金の額に百円

は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効
前項の規定による徴収金の先取特権の順位
の例により、その督促に係る課徴金及び第二項
の例により、その督促に係る課徴金及び第二項
を受けた者がその指定する期限までにその納付
公正取引委員会は、第一項の規定による督促

(第七条の九第三頁皆しくよ第四頁又よ第二十**第七十条** 公正取引委員会は、第七条の八第四項については、国税の例による。

(十十条 公正取引多員会に 第七条の八第四項 (第七条の九第三項若しくは第四項又は第二十 条の七において読み替えて準用する場合を含 か。)の規定により第七条の二第一項、第七条 の九第一項若しくは第二項又は第二十条の二か ら第二十条の六までの規定による課徴金の納付 合令に基づき既に納付された金額で、還付す できものがあるとき(第六十三条第五項に規定 する場合を除く。)は、遅滞なく、金銭で還付 する場合を除く。)は、遅滞なく、金銭で還付 する場合を除く。)は、遅滞なく、金銭で還付 する場合を除く。)は、遅滞なく、金銭で還付 する場合を除く。)は、遅滞なく、金銭で還付

公正取引委員会は、前項の金額を還付する場合には、当該金額の納付があつた日の翌日からその還付でに、その金額に年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合を乗じてない範囲内において政令で定める割合を乗じてない範囲内において政令で定める割合を乗じてから、その金額をその還付すべき金額に加算した金額をその還付すべき金額に加算した金額をその還付すべき金額に取引委員会は、前項の金額を還付する場ければならない。

る。 電の規定により加算する金額について準用す 項の規定により加算する金額について準用す 前条第二項ただし書及び第三項の規定は、前

第六十三条第三項及び第四項の規定は、第一請があつた場合について準用する。第四十五条第二項の規定は、前項の認可の申

項の規定による決定について準用する。 第六十三条第三項及び第四項の規定は、第一

る決定について準用する。 条第三項及び第四項の規定は、前項の規定によ 第四十九条から第六十条まで並びに第六十三

事由により、排除措置命令又は競争回復措置命公正取引委員会は、経済事情の変化その他の

またことのでは、 は、決定でこれを取り消し、又は変更することとなる場ができる。 ただし、排除措置命令又は競争回復ができる。 ただし、排除措置命令又は競争回復 は、決定でこれを取り消し、又は変更すること

七十条の四 裁判所は、緊急の必要があると認の規定による決定について準用する。 第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項

第七十条の四 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、第三条、第六条、第十五条の二第一項、第十五条の二第一項、第十七条又は第二項、第十五条の三第一項、第十七条又は第十五条の三第一項、第十七条又は第十五条第一項、第十一条第一項、第十七条又は第十五条第一項、第十一条第一項、第十七条又は第十五条第一項、第十七条又は第十五条第一項、第十七条の三第一項、第十七条の三第一項、第十七条の三第一項、第十七条の四、裁判所は、緊急の必要があると認為できる。

前項の規定による裁判は、非訟事件手続法 は 一年の規定による裁判は、非訟事件手続法 は 一年の規定による裁判につまれて同じ。)を供託して、その執行を免れるこれで同じ。)を供託して、その執行を免れるこれで同じ。)を供託して、その執行を免れるこれで同じ。)を供託して、その執行を免れるこれで同じ。)を供託して、その執行を免れることができる。

一部を没取することができる。
り、供託に係る保証金又は有価証券の全部又はは、裁判所は、公正取引委員会の申立てによは、裁判所は、公正取引委員会の申立てによ前条第一項の規定により供託をした場合において、前項の規定により供託をした場合において、

判について準用する。 前条第二項の規定は、前二項の規定による裁

定するもののほか、公正取引委員会規則で定め 第七十条の六 送達すべき書類は、この法律に規

第七十条の七 書類の送達については、民事訴訟 第七十条の七 書類の送達については、民事訴訟 所工、同法第九十九条第一項中「裁判所」とあるのは「公正取引委員会の職員」と、同法第 あるのは「公正取引委員会の職員」と、同法第 あるのは「公正取引委員会の職員」と、同法第 かるのは「公正取引委員会の職員」と、同法第 かるのは「公正取引委員会の職員」と、同法第 かるのは「公正取引委員会の職員」と、第百八条中「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と、第百八条中「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と、第14年のは、

合には、公示送達をすることができる。 第七十条の八 公正取引委員会は、次に掲げる場

| 「下国において」と「大陸をよっていた、竹では、「下の見ぎにているだった」という1912分(第12達をすべき場所が知れない場合 | 令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの | 送達を受けるべき者の住所、居所その他送 | 第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命

会の掲示場に掲示することにより行う。べき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員公示送達は、送達すべき書類を送達を受ける

第七十条の九 報通信技術を活用した行政の推進等に関する法 り行うこととしているものに関する事務を、情 録しなければならない。 出力装置を含む。)に備えられたファイルに記 する事項を記載した書面の作成及び提出に代え する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関 ときは、第七十条の七において読み替えて準用 に規定する電子情報処理組織を使用して行つた 律第七条第一項の規定により同法第六条第一項 正取引委員会規則の規定により書類の送達によ (平成十四年法律第百五十一号) 第三条第九号 信技術を活用した行政の推進等に関する法律 達にあつては、前項の期間は、六週間とする。 て公正取引委員会の使用に係る電子計算機(入 に規定する処分通知等であつてこの法律又は公 て、当該事項を当該電子情報処理組織を使用し 外国においてすべき送達についてした公示送 公正取引委員会の職員が、情報通 第七十三条 削除

第七十条の十 この法律に定めるものを除くほの、公正取引委員会の調査に関する手続その他の処理及び第七十条の五第一項の供託に関か、公正取引委員会の調査に関する手続その他

第七十条の十一 公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令及び第三章処分(第四十七条第二項の規定によつて指定職員がする処分を含む。)については、行政手続法がする処分を含む。)については、行政手続法がする処分を含む。)については、行政手続法がする処分を含む。)については、行政手続法でいる。

第三節 雑則

第七十一条 公正取引委員会は、特定の事業分野第七十一条 公正取引委員会は、特定の事業を営定の取引方法を用いる事業者と言は、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聴き、かつ、公聴会を開いてむ事業者の意見を聴き、かつ、公聴会を開いてした上で、これをしなければならない。

定は、告示によつてこれを行う。 第七十二条 第二条第九項第六号の規定による指

か、この法律の規定に違反する犯罪があると思公正取引委員会は、前項に定めるもののほさは、検事総長に告発しなければならない。きは、検事総長に告発しなければならない。 第七十四条 公正取引委員会は、第十二章に規定

料するときは、検事総長に告発しなければなら

告しなければならない。
ちしなければならない。
ちしなければならない。
ちしなければならない。
ちしなければならない。

第七十五条 第四十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により出頭又は鑑定を命ころにより、旅費及び手当を請求することがでせられた参考人又は鑑定と分出頭又は鑑定を命まる。

第七十六条 公正取引委員会は、その内部規律、第七十六条 公正取引委員会は、その内部規律、

前項の規定により事件の処理手続について規 りれるよう留意しなければならない。 を定めるに当たつては、排除措置命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三 で確保されること等当該手続の適正の確保が回 関を定めるに当たつては、排除措置命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三 で確保されること等当該手続の適正の確保が図 関を定めるに当たつては、排除措置命令、納付 別を定めるに当たつては、排除措置命令、納付 別を定めるに当たつては、排除措置命令、納付

第九章 訴訟

第七十七条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟 第七十七条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟

第七十八条 第二十四条の規定による侵害の停止 知所は、被告の申立てにより、決定で、相当の 担保を立てるべきことを原告に命ずることがで きる。

第七十九条 裁判所は、第二十四条の規定によるい。 い。 によるものであることを疎明しなければならない。

が不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に

公正取引委員会に対し、当該事件に関するこのとする。
裁判所は、前項の訴えが提起されたときは、その旨を公正取引委員会に通知するものとする。

る。 な要な事項について、意見を述べることができ 必要な事項について、意見を述べることができ し、当該事件に関するこの法律の適用その他の たときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対 公正取引委員会は、第一項の訴えが提起され を求めることができる。

法律の適用その他の必要な事項について、

意見

第八十条 裁判所は、第二十四条の規定による侵事があるときは、この限りでない。 第の停止又は予防に関する訴訟において正当な 音の停止又は予防に関する訴訟に対し、当該侵害 者においてその提出を拒むことについて正当な 者においてその提出を拒むことについて正当な

できない。できない。前項ただし書に規定する正当な理裁判所は、前項ただし書に規定するため必要がある由があるかどうかの判断をするため必要がある由があるかどうかの判断をするため必要がある由があるかどうかの判断をする正当な理裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理

表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補(当事者(法人である場合にあつては、その代ことが必要であると認めるときは、当事者等いて前項後段の書類を開示してその意見を聴くし書に規定する正当な理由があるかどうかにつし書に規定する正当な理由があるかどうかにつ

佐人を除く。)、使用人その他の従業者をいう。 佐人に対し、当該書類を開示することができ 次条第一項において同じ。)、訴訟代理人又は補

害行為について立証するため必要な検証の目的 の提示について準用する。 害の停止又は予防に関する訴訟における当該侵 前三項の規定は、 第二十四条の規定による侵

侵害の停止又は予防に関する訴訟において、それ十一条 裁判所は、第二十四条の規定による し、又は保有していた場合は、この限りでなは開示以外の方法により当該営業秘密を取得 の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しく 代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟 開示してはならない旨を命ずることができる。 この項の規定による命令を受けた者以外の者に 以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係る に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的 き疎明があつた場合には、当事者の申立てによ 次に掲げる事由のいずれにも該当することにつ 定する営業秘密をいう。以下同じ。)について、 の当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) 第二条第六項に規 決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人

備書面に当事者の保有する営業秘密が記載さ既に提出され、若しくは提出されるべき準 保有する営業秘密が含まれること。 開示された書類を含む。)の内容に当事者の れ、又は既に取り調べられ、若しくは取り調 べられるべき証拠(前条第三項の規定により

令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を前項の規定による命令(以下「秘密保持命 り、これを防止するため当該営業秘密の使用当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあ 外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開一 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以 又は開示を制限する必要があること。 示されることにより、当該営業秘密に基づく

定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなけれ秘密保持命令が発せられた場合には、その決三 前項各号に掲げる事由に該当する事実 記載した書面でしなければならない。 特定するに足りる事実 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を 秘密保持命令を受けるべき者

> 対する決定書の送達がされた時から、 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に 効力を生

第八十二条 秘密保持命令の申立てをした者又は 秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する をした者及び相手方に送達しなければならな 判があつた場合には、その決定書をその申立て 持命令の取消しの申立てをすることができる。 あつては、秘密保持命令を発した裁判所)に対 裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合に ては、即時抗告をすることができる。 これを欠くに至つたことを理由として、秘密保 し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又は 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁

ればその効力を生じない 判に対しては、即時抗告をすることができる。 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなけ 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁

裁判をした旨を通知しなければならない。 の者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す 秘密保持命令を受けている者があるときは、そ が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令 た場合において、秘密保持命令の取消しの申立 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をし

第八十三条 秘密保持命令が発せられた訴訟 く。第三項において同じ。)に対し、その請求申立てをした当事者(その請求をした者を除 く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九べての秘密保持命令が取り消された訴訟を除 ばならない。 後直ちに、その請求があつた旨を通知しなけれ ない者であるときは、 者が当該訴訟において秘密保持命令を受けてい の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた 事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等 十二条第一項の決定があつた場合において、当 裁判所書記官は、同項の す

方裁判所又は広島地方裁判所

項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならな るまでの間)、その請求の手続を行つた者に同 あつては、その申立てについての裁判が確定す 保持命令の申立てがその日までにされた場合に の間(その請求の手続を行つた者に対する秘密 の請求があつた日から二週間を経過する日まで 前項の場合において、裁判所書記官は、同項

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対し 当事者のすべての同意があるときは、適用しな 項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについ て民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同

第八十四条 第二十五条の規定による損害賠償に 関する訴えが提起されたときは、裁判所は、公 ることができる。 によつて生じた損害の額について、意見を求め 正取引委員会に対し、同条に規定する違反行為

場合に、これを準用する。 賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された 前項の規定は、第二十五条の規定による損害

第八十四条の二 第二十四条の規定による侵害の 法第四条及び第五条の規定により次の各号に掲停止又は予防に関する訴えについて、民事訴訟 れ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提 げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞ 起することができる。

方裁判所、名古屋地方裁判所、広島地方裁判方裁判所(東京地方裁判所を除く。)、大阪地 地方裁判所又は高松地方裁判所 東京地方裁 所、福岡地方裁判所、仙台地方裁判所、札幌 東京高等裁判所の管轄区域内に所在する地

方裁判所 (大阪地方裁判所を除く。) 方裁判所又は大阪地方裁判所 大阪高等裁判所の管轄区域内に所在する地 東京地

方裁判所 (広島地方裁判所を除く。) 京地方裁判所又は名古屋地方裁判所 地方裁判所(名古屋地方裁判所を除く。) 広島高等裁判所の管轄区域内に所在する地 名古屋高等裁判所の管轄区域内に所在する 東京地 東

方裁判所(仙台地方裁判所を除く。) 方裁判所又は福岡地方裁判所 方裁判所(福岡地方裁判所を除く。) 福岡高等裁判所の管轄区域内に所在する地 仙台高等裁判所の管轄区域内に所在する地 東京地 東京地

方裁判所(札幌地方裁判所を除く。) 方裁判所又は札幌地方裁判所 方裁判所又は仙台地方裁判所 札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地 東京地

む数個の請求をする場合における民事訴訟法第 方裁判所又は高松地方裁判所 方裁判所(高松地方裁判所を除く。) 一の訴えで第二十四条の規定による請求を含 高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地 東京地

よる侵害の停止又は予防に関する訴えが提起さ

れた場合において、

他の裁判所に同一又は同

保に関する法律第八十四条の二第一項」とす 除く。)及び私的独占の禁止及び公正取引の確 のは、「第四条から前条まで(第六条第三項を から前条まで (第六条第三項を除く。)」とある 七条の規定の適用については、同条中「第四条

第八十四条の三 第八十九条から第九十一条まで の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、 所に属する。 地方裁判

第八十四条の四 前条に規定する罪に係る事件に の事件を管轄することができる。 には、それぞれ当該各号に定める裁判所も、 十一号)第二条の規定により第八十四条の二第 ついて、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三 項各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合 そ

第八十五条 次に掲げる訴訟及び事件は、 方裁判所の管轄に専属する。 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三 京地

条第一項に規定する抗告訴訟 第七十条の四第一項、第七十条の五第一項

第八十五条の二 第二十五条の規定による損害賠 規定する事件 及び第二項、第九十七条並びに第九十八条に

第八十六条 東京地方裁判所は、第八十五条各号 訟については、三人の裁判官の合議体で審理及 に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴 び裁判をする。 判所に属する。

償に係る訴訟の第一審の裁判権は、東京地方裁

の合議体ですることができる 官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をそ は、同項の訴訟及び事件について、五人の裁判 前項の規定にかかわらず、東京地方裁判

合議体に加わり、又は裁判長となることができ 前項の場合には、判事補は、同時に三人以上

第八十七条 東京地方裁判所がした第八十五条第 第八十七条の二 裁判所は、第二十四条の規 る旨の決定をその合議体ですることができる。 定に対する抗告が提起された東京高等裁判所に おいては、当該控訴又は抗告に係る事件につい は第八十五条第二号に掲げる事件についての決 定する訴訟についての終局判決に対する控訴又 て、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をす 一号に掲げる訴訟若しくは第八十五条の二に規 %定に

法第三条第一項に規定する抗告訴訟について第八十八条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟 第百九十四号)第六条の規定は、適用しない。大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律 その他の事情を考慮して、相当と認めるとき は、国の利害に関係のある訴訟についての法務 を有する他の裁判所に移送することができる。 つき第八十四条の二第一項の規定により管轄権 受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性 いるときは、当事者の住所又は所在地、尋問を の行為に係る同条の規定による訴訟が係属して 一部について、当該他の裁判所又は当該訴えに 申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は Ŧi.

第八十八条の二 この法律に基づき、政令又は公 断される範囲内において、所要の経過措置(罰で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判においては、その政令又は公正取引委員会規則 則に関する経過措置を含む。)を定めることが 正取引委員会規則を制定し、又は改廃する場合

t

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するもの は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金 に処する。

な取引制限をした者 第三条の規定に違反して私的独占又は不当

第九十条 次の各号のいずれかに該当するもの 分野における競争を実質的に制限したもの 前項の未遂罪は、罰する。 第八条第一号の規定に違反して一定の取引

は、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金

二 第八条第三号又は第四号の規定に違反した 国際的協定又は国際的契約をしたもの 不当な取引制限に該当する事項を内容とする 第六条又は第八条第二号の規定に違反して

三 排除措置命令又は競争回復措置命令が確定 した後においてこれに従わないもの

第九十一条 七条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑 れらの規定による禁止若しくは制限につき第十 二項の規定に違反して株式を所有した者又はこ 式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第 第十一条第一項の規定に違反して株

第九十一条の二 次の各号のいずれかに該当する 又は二百万円以下の罰金に処する。 二百万円以下の罰金に処する

- 出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出 第九条第四項の規定に違反して報告書を提
- ず、又は虚偽の記載をした届出書を提出し一 第九条第七項の規定に違反して届出をせ
- ず、又は虚偽の記載をした届出書を提出し一 第十条第二項の規定に違反して届出をせ
- をした者 第十条第八項の規定に違反して株式の取得
- ず、又は虚偽の記載をした届出書を提出し 第十五条第二項の規定に違反して届出をせ
- 六 第十五条第三項において読み替えて準用す 設立又は変更の登記をした者 る第十条第八項の規定に違反して合併による
- 出書を提出した者 反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届第十五条の二第二項及び第三項の規定に違
- 設分割による設立の登記又は吸収分割による用する第十条第八項の規定に違反して共同新八 第十五条の二第四項において読み替えて準 変更の登記をした者
- 九 第十五条の三第二項の規定に違反して届出 をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出
- 式移転による設立の登記をした者用する第十条第八項の規定に違反して共同株 第十五条の三第三項において読み替えて準
- せず、又は虚偽の記載をした届出書を提出し十一 第十六条第二項の規定に違反して届出を
- 十三 第二十三条第六項の規定に違反して届出 十二 第十六条第三項において読み替えて準用 をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出 第一項第一号又は第二号に該当する行為をし する第十条第八項の規定に違反して第十六条
- を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金第九十二条 第八十九条から第九十一条までの罪 した者
- 第九十三条 第三十九条の規定に違反した者は、 る。 を併科することができる。 一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処す
- 第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者 は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金 に処する。

- 偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚 偽の報告をした者 による事件関係人又は参考人に対する処分に 第四十七条第一項第一号又は第二項の規定
- 三 第四十七条第一項第三号又は第二項の規定 二 第四十七条第一項第二号又は第二項の規定 物件を提出しない者 ず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者 による物件の所持者に対する処分に違反して による鑑定人に対する処分に違反して出頭せ
- 第九十四条の二 第四十条の規定による処分に違 兀 による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 第四十七条第一項第四号又は第二項の規定
- 第九十四条の三 秘密保持命令に違反した者は、 出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を 反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提 に処し、又はこれを併科する。 五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金 提出した者は、三百万円以下の罰金に処する。
- ことができない。 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起する
- 犯した者にも適用する。 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を
- 代理人、使用人その他の従業者が、その法人又第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の るほか、その法人又は人に対しても、当該各号 る規定の違反行為をしたときは、行為者を罰す は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げ に定める罰金刑を科する。
- 第八十九条 五億円以下の罰金刑
- 一 第九十四条 二億円以下の罰金刑した場合を除く。) 三億円以下の罰金刑 行為の差止めを命ずる部分に限る。) に違反 の二第一項若しくは第三項の規定による命令 (第三条又は第八条第一号の規定に違反する 第九十条第三号(第七条第一項又は第八条
- 第九十一条、第九十一条の二又は第九十四条 条第一号の規定に違反する行為の差止めを命 の二 各本条の罰金刑 ずる部分に限る。)に違反した場合に限る。)、 は第三項の規定による命令(第三条又は第八 (第七条第一項又は第八条の二第一項若しく 第九十条第一号、第二号若しくは第三号
- 使用人その他の従業者がその団体の業務又は財 産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、

に対しても、 をしたときは、 当該各号に定める罰金刑を科す 行為者を罰するほか、その団体

- 第八十九条 五億円以下の罰金刑
- 行為の差止めを命ずる部分に限る。) に違 の二第一項若しくは第三項の規定による命令 した場合を除く。) 三億円以下の罰金刑 (第三条又は第八条第一号の規定に違反する 第九十四条 二億円以下の罰金刑 第九十条第三号(第七条第一項又は第八条
- 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業 て三億円以下の罰金刑を、その人に対して同 務に関し、前条第一項の違反行為をしたとき は、その行為者を罰するほか、その法人に対し ずる部分に限る。) に違反した場合に限る。) 条第一号の規定に違反する行為の差止めを命 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 又は第九十四条の二 各本条の罰金刑 は第三項の規定による命令(第三条又は第八 (第七条第一項又は第八条の二第一項若しく 第九十条第一号、第二号若しくは第三号

罪についての時効の期間による。 刑を科する場合における時効の期間は、同条 第一項又は第二項の規定により第八十九条の罰金刑を科する。 違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰

か、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟 が、その訴訟行為につきその団体を代表するほ 第二項の場合においては、代表者又は管理

時効の期間は、同項の罪についての時効の期間 による。 行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。 つき法人又は人に罰金刑を科する場合における 第三項の規定により前条第一項の違反行為に

第九十五条の二 第八十九条第一項第一号、 しても、各本条の罰金刑を科する。 者団体に該当するものを除く。) の代表者に対 号の違反があつた場合における当該法人で事業 じなかつた当該法人(第九十条第一号又は第三 の違反行為を知り、その是正に必要な措置を講 知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はそ 反があつた場合においては、その違反の計画を 十条第一号若しくは第三号又は第九十一条の違

第九十五条の三 第八十九条第一項第二号又は第 ず、又はその違反行為を知り、その是正に必要 九十条の違反があつた場合においては、その違 反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜ

それぞれ各本条の罰金刑を科する。 場合には、当該事業者を含む。)に対しても、 で業員、代理人その他の者が構成事業者である で業員、代理人その他の者が構成事業者の他の役員若しくは管理人又はその構成事業者 の他の役員若しくは管理人又はその構成事業者

第4の世界では、同項に掲げる事業者団体の理事をの他の役員若しくは管理人又はその構成事事をの他の役員者しくは管理人又はその構成事事をの他の役員若しくは管理人又はその構成事事をの他の役員若しくは管理人又はその構成事

は、他の法令の規定又は定款その他の定めにか前項の規定により解散が宣告された場合に団体の解散を宣告することができる。団体の解散を宣告することができる。

は、公正取引委員会の告発を待つて、これを論第九十六条第八十九条から第九十一条までの罪する。

載することができる。

載することができる。

載することができる。

が項の告発は、文書をもつてこれを行う。前項の告発は、文書をもつてこれを行う。

これを取り消すことができない。第一項の告発は、公訴の提起があつた後は、

い。

・
の
は
の
は
の
に
つ
き
刑
を
科
す
る
べ
き
と
き
は
、
こ
の
限
り
で
な
・
方
円
以
下
の
過
料
に
処
す
る
。
た
だ
し
、
そ
の
行
為
第
九
十
七
条
排
除
措
置
命
令
に
違
反
し
た
も
の
は
、
五

第九十八条 第七十条の四第一項の規定による裁

第九十九条 削除

犯人に属している場合に限る。
犯人に属している場合に限る。
な、第一号の宣告をするのは、その特許権又はに、次に掲げる宣告をするのは、その特許権又はに、数判所は、情状により、刑の言渡しと同時の表別所は、情状により、刑の言渡しと同時の場合を

り消されるべき旨 許発明の専用実施権若しくは通常実施権は取 一 違反行為に供せられた特許権の特許又は特

こ 判決確定後六月以上三年以下の期間、政府 出決確定後六月以上三年以下の期間、政府 との間に契約をすることができない旨 との間に契約をすることができない旨 との間に契約をすることができない旨 との間に契約をすることができない旨

り消さなければならない。
ち消さなければならない。
ち消さなければならない。
が項の規定による判決の謄本の送付があつた

第十二章 犯則事件の調査等

第百一条 公正取引委員会の職員(公正取引委員第百一条 公正取引委員会の職員(公正取引委員等に提出し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等に対して「委員会職員」という。)に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等しとがの。)に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等」という。)に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等」という。)に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは意き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等においる。

告を求めることができる。 公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報委員会職員は、犯則事件の調査について、官

第百二条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地め必要があるときは、公正取引委員会の所在地では認識することができない方式で作られるつては認識することができない方式で作られるつては認識することができない方式で作られることができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体を差しさせ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差しさせ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差しさせ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差しさせ、又は印刷させた上、当該記録媒体を満立を開きる。

のから、その電磁的記録を当該電子計算機又は大いるには、当該電子計算機で電気通信回線で接続したこととされている電磁的記録を保管するために大きとされている電磁的記録を保管するためには、当該電子計算機であつて、当該電子計算機で作のから、その電磁的記録を出るにというによりであるとができる。その電磁的記録を当該電子計算機であると差し押さえるべき物件が電子計算機であると差し押さえるべき物件が電子計算機であると

る。 は当該他の記録媒体を差し押さえることができ 他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又

状により、これらの項の処分をすることができ物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷は、委員会職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件、差し押さえるべきは、委員会職員は、臨検すべき場所、捜索すべ

れる資料を提供しなければならない。場合においては、犯則事件が存在すると認めらの章においては、犯則事件が存在すると認めら百十四条の三第四項及び第五項を除き、以下こ百十四条のに第四項及び第五項を除き、以下に

事項をも記載しなければならない。 事項をも記載しなければならない。 この場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件、差しさせるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若じて氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員にし、自己の記名押印した許可状を委員会職員にし、自己の記名押印した許可状を委員会職員にし、自己の記名押印した許可状を委員会職員にし、自己の記名押印した許可状を委員会職員に担いては、地方裁判所の書業があった場合においては、地方裁判所の書業があった場合においては、地方裁判所の書業があった場合においては、地方表

囲を記載しなければならない。 り機に電気通信回線で接続している記録媒体で り機に電気通信回線で接続している記録媒体で 規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計 規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計

委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交

付して、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差第百三条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して、高、とができる。とができる。

物、信書便物又は電信についての書類で法令の委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便

押えは、

許可状に夜間でも執行することができ

ることができる。
り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえり、許可状の交付を受けて、これを差し押さえり、許可状の交付を受けて、これを差し押さえり、許可状の交付を受けて、犯則事件に関係又は所持するものについては、犯則事件に関係規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、

場合は、この限りでない。つて犯則事件の調査が妨げられるおそれがあるって犯則事件の調査が妨げられるおそれがあるに通知しなければならない。ただし、通知によた場合においては、その旨を発信人又は受信人を員会職員は、前二項の規定による処分をし

第百三条の二 委員会職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電信がし、その業務上記録している電気通信を行うための設備を他人の通信の形に供する。業を営む者又は自己の業務のために不特定は対し、その業務上記録している電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する。業を営む者の設備をしている者に対し、その業務上記録している書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録についる書面で求めることができる。この場合においる。

日を超えることができない。日を超えない範囲内で延長することができる。ただ超えない範囲内で延長することができる。ただについては、特に必要があるときは、三十日をについては、特に必要があるときは、三十日を

第百三条の三 差し押さえるべき物件が電磁的記する事項を漏らさないよう求めることができる。 第一項の規定による求めを行う場合におい

(H) 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員録に係る記録媒体であるときは、委員会職員

さえること。

さえること。

さえること。

さえること。

第百四条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差当該他の記録媒体を差し押さえること。に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、は、のでは、のでは、のでは、のでは、がでいる

間には、してはならない。 る旨の記載がなければ、日没から日の出までの

は、日没後まで継続することができる。 録命令付差押えは、必要があると認めるとき 日没前に開始した臨検、捜索、差押え又は記

押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提第百五条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差 第百六条 委員会職員は、この章の規定により質 示しなければならない。 命令付差押えをするときは、その身分を示す証問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録

第百七条 委員会職員は、臨検、捜索、差押え又 票を携帯し、関係者の請求があつたときは、こ をすることができる。 は記録命令付差押えをするため必要があるとき れを提示しなければならない。 錠をはずし、封を開き、その他必要な処分

命令付差押物件についても、することができ前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録

第百八条 委員会職員は、この章の規定により質 第百七条の二 臨検すべき物件又は差し押さえる 他の必要な協力を求めることができる。押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その 命令付差押えをする間は、何人に対しても、許問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録 きは、委員会職員は、臨検又は捜索若しくは差 べき物件が電磁的記録に係る記録媒体であると

第百九条 委員会職員は、人の住居又は人の看守 同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなけ者を含む。)又はこれらの者の使用人若しくは する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、 代表者、代理人その他これらの者に代わるべき は、その所有者若しくは管理者(これらの者の 捜索、差押え又は記録命令付差押えをするとき 可を受けないでその場所に出入りすることを禁 することができる。

ち会わせることができないときは、その隣人で前項の場合において、同項に規定する者を立 方公共団体の職員を立ち会わせなければならな 成年に達した者又はその地の警察官若しくは地

急速を要する場合は、この限りでない。 女子を立ち会わせなければならない。ただし、 女子の身体について捜索するときは、成年の

第百十条 委員会職員は、臨検、捜索、差押え又 は記録命令付差押えをするに際し必要があると 警察官の援助を求めることができる。

|第百十一条 委員会職員は、この章の規定により きは、その旨を付記すれば足りる。 押印せず、又は署名押印することができないと 録命令付差押えをしたときは、その処分を行つ の者とともにこれに署名押印しなければならな た年月日及びその結果を記載した調書を作成 い。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名 し、質問を受けた者又は立会人に示し、これら 検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記

第百十二条 委員会職員は、領置、差押え又は記 三条の三の規定による処分を受けた者を含む。) 付しなければならない。 又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交 押物件の所有者、所持者若しくは保管者(第百 録命令付差押えをしたときは、その目録を作成 し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差

前項の許可の請求は、委員会職員からこれを

|第百十三条 運搬又は保管に不便な領置物件、 押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者 又は所持者その他委員会職員が適当と認める者 ることができる。 に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させ 差

物件又は記録命令付差押物件について留置の必第百十四条 公正取引委員会は、領置物件、差押 ない場合においては、その旨を公告しなければ その他の事由によりこれを還付することができ 者の住所若しくは居所がわからないため、又は 件又は記録命令付差押物件の返還を受けるべき 者にこれを還付しなければならない。 要がなくなつたときは、その返還を受けるべき 公正取引委員会は、前項の領置物件、差押物

の物件は、国庫に帰属する。 を経過しても還付の請求がないときは、これら 録命令付差押物件について、公告の日から六月 ならない。 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記

第百十四条の二 公正取引委員会は、第百三条の させた上差し押さえた記録媒体について留置の 三の規定により電磁的記録を移転し、又は移転 た者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管 必要がなくなつた場合において、差押えを受け 記録の複写を許さなければならない。 対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的 者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に

又は複写について準用する。 前条第二項の規定は、前項の規定による交付

る公告の日から六月を経過しても前項の交付又

前項において準用する前条第二項の規定によ

は複写をさせることを要しない は複写の請求がないときは、その交付をし、 委員会職員は、犯則事件を調査

当該鑑定に係る物件を破壊することができる。 判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、 四項及び第五項において「鑑定人」という。) くは翻訳を嘱託することができる。 押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若し 者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差 するため必要があるときは、学識経験を有する は、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第

ばならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記行に着手することができずこれを返還しなけれ に交付しなければならない。 載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員 官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執 壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の 者の氏名(法人については、名称)、罪名、破 前項の請求があつた場合において、裁判官 なければならない。 当該請求を相当と認めるときは、 犯則嫌疑

第百十五条 委員会職員は、犯則事件の調査を終 えたときは、調査の結果を公正取引委員会に報 告しなければならない。 許可状を示さなければならない。

鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の

|第百十六条||公正取引委員会は、犯則事件の調査 引き継がなければならない。録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに 命令付差押物件があるときは、これを領置目 た場合において、領置物件、差押物件又は記録 の結果、第七十四条第一項の規定により告発し

該物件は、刑事訴訟法の規定によつて押収され 記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当 通知しなければならない。 のである場合においては、同条の保管証をもつ 押物件が第百十三条の規定による保管に係るも て引き継ぐとともに、その旨を同条の保管者に たものとみなす。 前二項の規定により領置物件、差押物件又は 前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差

第百十七条 この章の規定に基づいて公正取引委 規定は、 ついては、行政手続法第二章から第四章までの 員会又は委員会職員がする処分及び行政指導に 適用しない

又 | 第百十八条 この章の規定による公正取引委員会 又は委員会職員の処分又はその不作為について 審査請求をすることができない。

第一条 この法律の施行の期日は、各規定につ 第二条 各規定施行の際現に存する契約で、 て命令を以てこれを定める。 当

規定に違反するものは、当該規定の施行の日

カゝ

第三条 この法律の規定は、企業再建整備法 らその効力を失う。 為には、これを適用しない。 の規定による整備計画に基いて行う事業者の 定による決定整備計画又は金融機関再建整備法

を適用しない。 の株式を取得し、又は所有する場合には、 基いて金融業以外の事業を営む国内の他の会社 が企業再建整備法の規定による決定整備計画に 第十一条第二項の規定は、金融業を営む会社 これ

を準用する。 第十一条第五項の規定は、 前項の場合にこれ

第四条 第五条の規定施行の際現に存する法人そ は、命令を以てこれを定める。 給の統制又は資材若しくは製品の全部若しくは よる資材若しくは製品の全部若しくは一部の の他の団体で、一手買取及び一手販売の方法に 一部の配給の割当を行うものの処置について 配

第五条 第九条の規定施行の際現に存する持株会 る。 社の処置については、命令を以てこれを定め

第六条 金融業以外の事業を営む会社が、第十条 又は第十二条の規定施行の際現に当該規定に反 ついては、命令を以てこれを定める。 して所有する他の会社の株式又は社債の処置に

第七条 金融業を営む会社が、第十一条又は第十 は、命令を以てこれを定める。 する他の会社の株式又は社債の処置について 二条の規定施行の際現に当該規定に反して所有

第八条 第十三条の規定施行の際現に同条第一項 の規定に反して役員の地位を兼ねている者は、 一の地位を除いて他の地位を辞さなければなら 同条の規定施行の日から九十日以内に、何れか

役員の地位を占めている者は、同条の規定施 の日から九十日以内に、何れか三の地位を除 て他の地位を辞さなければならない。 第十三条の規定施行の際現に四以上の会社

第九条 第十四条の規定施行の際現に同条の規定 に反して所有されている株式の処置について 命令を以てこれを定める。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、 第十条 附則第三条第三項において準用する第十 一条第五項の規定に違反して株式を所有した者 一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処す 年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に

定に基づく命令に違反した者 附則第四条から第七条まで又は第九条の規附則第八条の規定に違反した者

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代 の罰金刑を科する。 するほか、その法人又は人に対しても、各本条 条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰 人の業務又は財産に関して、附則第十条又は前 理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

第十三条 公正取引委員会の第一期の委員の任期 は五年とし、 うちの四人については各々一年、二年、三年又 は、内閣総理大臣の定めるところにより、その 二人については四年とする。

(昭和二二年七月三一日法律第九

この法律は、 公布の日から、これを施行す

一九五号) 抄 則 (昭和二二年一二月一七日法律第

第十七条 この法律は、公布の後六十日を経過し た日から、これを施行する。

七号) 附則 (昭和二三年八月一日法律第二〇

第八条 この法律は、 公布の日から、 これを施行

二六八号) 抄 (昭和二三年一二月二三日法律第

条 この法律は、公布の日から施行する。 (昭和二四年五月二四日法律第一

施行する。 この法律は、 〇三号) 昭和二十四年五月二十五日か

附 則 昭和二四年六月一八日法律第二

第二条 この法律施行の際、金融業以外の事業を第一条 この法律は、公布の日から施行する。 営む会社(外国会社を含む。)が第十条第二項 一四号) 1

する。

この法律は、

昭和二十七年八月一日から施行

1

この法律は、

昭和三十七年十月一日から施

する。

株式又は社債の処置については、政令で定め の改正規定に反して所有する国内の他の会社の

2 月一日現在において国内の他の会社の株式又は以外の事業を営む外国会社は、昭和二十四年四 所有し、又は信託をしている株式又は社債に関改正規定にかかわらず、同日現在においてその 証券信託において、自己を受益者とする場合を 社債を所有している場合(株式又は社債の有価 その総資産が五百万円をこえるもの又は金融業 行使する場合に限る。)には、第十条第四項の 含む。但し、株式については、自己が議決権を で、公正取引委員会に提出しなければならな する報告書を公正取引委員会規則で定める日ま 金融業以外の事業を営む国内の会社であつて

に反して所有されている株式の処置について第三条 この法律施行の際、第十四条の改正規定 は、政令で定める。

金の範囲内で罰則の規定を設けることができ政令には、一年以下の懲役又は五万円以下の罰第四条 附則第二条第一項又は前条の規定に基く る。

|第五条 | 附則第二条第二項の規定に違反して報告 は、二十万円以下の罰金に処する。 書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者

第六条 法人の代表者又は法人の代理人、使用人 その他の従業者が、その法人の業務又は財産に 刑を科する。 を罰する外、その法人に対しても、同条の罰金 関して、前条の違反行為をしたときは、行為者

第七条 この法律施行前に公訴の提起のあつた事 後も、 件の管轄は、第八十五条第三号の改正規定施行 なお改正前の規定による。

第八条 この法律施行前にした行為に対する罰則 適用については、なお従前の例による。 附 則 (昭和二六年七月一〇日政令第二

行する。 この政令は、 六一号) 昭和二十六年七月十一日から施

1

この法律は、 **五七号)** 附 則 (昭和二七年七月三一日法律第1 昭和二十七年八月一日から施行

する。 六 附 八 号 則 (昭和二七年七月三一日法律第1 抄

附 則 (昭和二八年九月一日法律第二五

2 事業者団体法(昭和二十三年法律第百九十一 公布の日から施行する。

3 関する法律(以下「旧法」という。)及び旧事改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に 号) は、廃止する。 業者団体法の規定を適用する。 この法律の施行前に生じた事項については、

4 この法律の施行の際、公正取引委員会の審決 既に行つた手続の効力を妨げない。 取引方法であるものに関する事項を除き、前項 (以下「新法」という。) の規定による不公正な 的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 による不公正な競争方法であつて、改正後の私が確定していない事項については、旧法の規定 の規定にかかわらず、新法を適用する。 但し、 5

5 この法律の施行に際し、公正取引委員会が、 十一条の規定は、適用しない。 公正な競争方法について新法第二条第七項の規 旧法第七十二条第一項の規定により告示した不 定による指定をしようとするときは、新法第七

6 適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

四号) 抄 (昭和三一年六月六日法律第一三

第一条 この法律は、昭和三十一年七月一日から 施行する。 (施行期日) (昭和三二年五月二八日法律第一

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこ (施行期日) 四門号則 抄

えない範囲内において政令で定める日から施行

この法律は、中小企業団体の組織に関する法 一八七号) 則 (昭和三二年一一月二五日法律第

律の施行の日から施行する。 この法律は、 二九号) 附 則 (昭和三四年四月一三日法律第一 昭和三十五年四月一日から施

四 附 〇号 則 抄 (昭和三七年五月一六日法律第一

2 律による改正前の規定によつて生じた効力を妨 前に生じた事項にも適用する。ただし、この 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行 この法律による改正後の規定は、この附則に

法

わらず、なお従前の例による。 旨を定めるこの法律による改正後の規定にか 旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかついては、当該訴訟を提起することができない この法律の施行の際現に係属している訴

この法律の施行の際現に係属している訴

なお従前の例による。 のこの法律による改正後の規定にかかわらず、 管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨

る。 正前の規定による出訴期間より短い場合に限正後の規定による出訴期間がこの法律による改お従前の例による。ただし、この法律による改 は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な 前の規定による出訴期間が進行している処分又 この法律の施行の際現にこの法律による改正

6 する。 出訴期間が定められることとなつたものについ する当事者訴訟で、この法律による改正により ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関

による。ただし、裁判所は、原告の申立てによ り、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変 係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律に は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関 更することを許すことができる。 よる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例 この法律の施行の際現に係属している処分又

8 での規定を準用する。 十八条後段及び第二十一条第二項から第五項ま 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第

(施行期日) 号) 附 則 抄 (昭和三七年九月八日法律第一五

第一条 この法律は、昭和三十七年十二月 (以下「施行日」という。) から施行する。 日日

六 附 一 号 則 則 (昭和三七年九月一五日法律第一

する。 この法律は、昭和三十七年十月一日から施

2 特別の定めがある場合を除き、この法律の施 前にされた行政庁の処分、 この法律による改正後の規定は、この附則に この法律の施行前に

生じた効力を妨げない。 ただし、この法律による改正前の規定によつて 律の施行前に生じた事項についても適用する。 された申請に係る行政庁の不作為その他この法

にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願前に提起された訴願等につきこの法律の施行後 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 等についても、同様とする。 (以下「裁決等」という。) 又はこの法律の施行 行後も、なお従前の例による。この法律の施行 請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下 「訴願等」という。)については、この法律の施 この法律の施行前に提起された訴願、審査の

よる不服申立てとみなす。 外の法律の適用については、行政不服審査法に ができることとなる処分に係るものは、同法以 は行政不服審査法による不服申立てをすること 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後

不服申立てをすることができない ての裁決等については、行政不服審査法による る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ

間が定められていなかつたものについて、行政ることができるものとされ、かつ、その提起期 る期間は、この法律の施行の日から起算する。 不服審査法による不服申立てをすることができ この法律による改正前の規定により訴願等をす この法律の施行前にされた行政庁の処分で、 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。 八項に定めるもののほか、この法律の施行

に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(昭和三九年三月二七日法律第一

定は、昭和三十九年七月一日から施行する。 する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行

抄 (昭和三九年七月六日法律第一五

「施行日」という。)から施行する。

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日

议

(施行期日)

(昭和四〇年九月一日法律第 四

1 2 適用については、 この法律の施行前にした行為に対する罰則 この法律は、公布の日から施行する。 なお従前の例による。 0

五号) 附 則

定は、同年七月一日から施行する。 する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行

号) (昭和四一年七月一日法律第一一

(施行期日)

をこえない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

則 (昭和四二年六月二日法律第三一

附

四十二年七月一日から施行する。 この法律は、公布の日から施行する。 第三十五条の六第一項の改正規定は、 ただ 昭和

Ļ

則 (昭和四九年四月二日法律第二三

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月をこ

号 附 則 (昭和五二年六月三日法律第六三

(施行期日)

| ・を超えない範囲内において政令で定める日から| 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 (経過措置)

確保に関する法律(以下「旧法」という。)の第二条 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の 関する法律(以下「新法」という。)の規定に 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に 規定によつてした処分、手続その他の行為は、 よつてしたものとみなす。

条の三において準用する場合を含む。) の規定 含む。)及び新法第七条の二第一項(新法第八 項及び第二十条第二項において準用する場合を う。) 前に既になくなつている行為には、 は、この法律の施行の日(以下「施行日」とい 新法第七条第二項(新法第八条の二第二 適用

2 としての事業活動がなくなる日までの期間を実 の適用については、施行日から当該行為の実行 条の三において準用する場合を含む。)の規定 行為に対する新法第七条の二第一項(新法第八 行期間とみなす 施行日前に開始され、施行日以後に終わつた

《昭和四一年三月三一日法律第二| 第四条 新法第九条の二第一項第五号、第六号、 (昭和五十二年法律第六十三号)の施行後遅滞引の確保に関する法律の一部を改正する法律 より取得する場合にあつては、取得後遅滞な 第六号及び第九号の規定の適用については、同の規定の適用を受ける株式会社についての同項 施行日の前日までの間に取得した株式について く)」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取 九号中「あらかじめ(緊急やむを得ない事情に 項第六号中「あらかじめ」とあり、及び同項第 も適用する。この場合において、施行日に同項 を受ける株式会社が昭和五十二年一月一日から 第八号及び第九号の規定は、同項の規定の適用

社につき、第一号に掲げる額が施行日における第五条 新法第九条の二第一項に規定する株式会 加して特例基準額以上となつたときは、この限準額が基準額以下であるとき、又は基準額が増して、同項の規定を適用する。ただし、特例基 ら十年間は、次に掲げる額のいずれか少ない額じ。)を超えている場合においては、施行日か 基準額(同項に規定する基準額をいう。以下同 (以下「特例基準額」という。) を基準額とみな なく」とする。 りでない。

条の二第一項第五号、第六号、第八号又は第 に規定する取得価額をいう。以下同じ。)の同じ。)の取得価額(新法第九条の二第一項 する株式を除く。附則第七条第一項において 条第一項において同じ。)の株式(新法第九 国内の会社を除く。以下この項及び附則第七 の二第一項第一号から第四号までに規定する 九号の規定に該当する場合における当該所有 施行日に所有する国内の会社(新法第九条

第二号ロにおいて同じ。)の合計額 価額を含む。附則第七条第一項第一号ロ及び より消滅した会社が昭和五十一年十二月三十 み、当該株式会社がその間に行われた合併に た場合においては、当該新株の取得価額を含 割り当てられる新株を取得し、又は当該株式 から施行日の前日までに、当該株式について た国内の会社の株式の取得価額(同日の翌日 係るものである場合においては、当該合併に についての利益の配当としての新株を取得し 一日に所有していた国内の会社の株式の取得 昭和五十一年十二月三十一日に所有してい

2 つき、 新法第九条の二第一項に規定する株式会社に 前項第一号に掲げる額が特例基準額 同

> を適用する。 げる額を基準額とみなして、同条第一項の規定 項ただし書に該当する場合にあつては、基準 額)を超えている場合においては、施行日から 一年間は、同項の規定にかかわらず、同号に掲

第六条 前条の規定は、施行日後に新法第九条 とする。 用を受けることとなつた日」と読み替えるも となつた日の前日までの間」と、同条第二項中 法第九条の二第一項の規定の適用を受けること ることとなつたものを除く。)について準用す 式会社(合併によつて同項の規定の適用を受け 二第一項の規定の適用を受けることとなつた株 間」とあるのは「昭和五十二年一月一日から新 る。この場合において、前条第一項中「施行日 の適用を受けることとなつた日に」と、「その に」とあるのは「新法第九条の二第一項の規定 「施行日」とあるのは「同条第一項の規定の

第七条 施行日から十年を経過する日までの間に とみなされる額以上となつたときは、この限り 準額とみなして、新法第九条の二第一項の規定 日から十年を経過する日までの間は、次の各号 法第九条の二第一項に規定する株式会社であ 続し、又は合併により設立された株式会社が新 会社の合併が行われた場合において、合併後存 を適用する。ただし、基準額が増加して基準 に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を基 所有することとなるときは、合併の時以後施行 り、かつ、基準額を超えて国内の会社の株式を でない。

いずれか少ない額 合併後存続する株式会社 次に掲げる額

国内の会社の株式の取得価額の合計額の和 より消滅した会社がそれぞれ所有していた 合併の時にその株式会社及び当該合併に

得価額の合計額の和 れぞれ所有していた国内の会社の株式の取 会社及び当該合併により消滅した会社がそ 昭和五十一年十二月三十一日にその株式

る額のいずれか少ない額 合併により設立された株式会社 次に掲げ

の取得価額の合計額の和 がそれぞれ所有していた国内の会社の株式 合併の時に当該合併により消滅した会社

口 により消滅した会社がそれぞれ所有して 昭和五十一年十二月三十一日に当該合併

の和 た国内の会社の株式の取得価額の合計額

第八条 金融業を営む会社(新法第十一条第一項第八条 金融業を営む会社(新法等二号イに掲げる額を基準額とみなして、新法等二号イに掲げる額を基準額とみなして、新法第二号イに掲げる額であるが同項第一号ロ又は第二号ロに掲げる額であるが同項第一号ロ又は第二号ロに掲げる額である。 前項の場合において、基準額とみなされる額

第八条 金融業を営む会社 (新法第十一条第一項 基準株式数以上となつたときは、この限りでな 下であるとき、又は基準株式数が増加して特例 する。ただし、特例基準株式数が基準株式数以 株式数とみなして、新法第十一条の規定を適用 数(以下「特例基準株式数」という。)を基準 年間は、次に掲げる株式の数のいずれか少ない 株式の取得又は所有については、施行日から十 におけるその金融会社による当該国内の会社の 号の一に該当して所有している場合に限る。) 可を受け、又は同条第一項第一号若しくは第一 十一条第一項ただし書若しくは同条第二項の認 を超えて所有している場合にあつては、旧法第 該国内の会社の発行済の株式の総数の百分の十 数」という。)を超えて所有している場合(当 済の株式の総数の百分の五(以下「基準株式 除く。以下この条において同じ。)をその発行 号に規定する場合における当該所有する株式を う。) が施行日に国内の会社の株式 (同項第三 社以外のものをいい、以下「金融会社」とい に規定する金融業を営む会社で保険業を営む会 5 3

- の数 施行日に所有する当該国内の会社の株式
- 一 施行日における当該国内の会社の発行済のた当該国内の会社の株式の数一 昭和五十一年十二月三十一日に所有してい
- 一年十二月三十一日に所有していた当該国内のの各号に掲げる事由が生じたときは、昭和五十前項第二号に規定する株式につき、昭和五十株式の総数の百分の十 株式の総数の百分の十
- いた株式の数に、それぞれ当該各号に定めるいた株式の数に、それぞれ当はの数とみなす。 ないた株式の数を加えた数(第四号に掲げる事由が生株式の数を加えた数(第四号に掲げる事由が生株式の数を加えた数(第四号に掲げる事由が生
- つたとき 同日に所有していた株式について 新株の発行又は株式による利益の配当があ

- 会社の株式の数の株式について割り当てられた当該存続するの株式について割り当てられた当該存続するの株式にからの会社が合併して存続するとき
- した株式の数所有していた株式の併合又は消却により減少所有していた株式の併合又は消却があつたとき 同日に
- 同項第二号に掲げる株式の数とみなす。 お高僧により設立された会社の株式の数の和を 消滅した会社の株式について割り当てられた当 第一項の規定の適用については、昭和五十一年 第一項の規定の適用については、昭和五十一年
- ・ 昭和五十二年一月一日から施行日の前日まで の数を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。 大当該合併により消滅した会社の株式について た当該合併により消滅した会社の株式について た当該合併により消滅した会社の株式について た当該合併により消滅した会社の株式について た当該合併により消滅した会社の株式について が数を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。 の数を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。 の数を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。 の数を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。 の数を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。 の数を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。 の数を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。
- 5 金融会社が施行日に所有する国内の会社の株式数となる場合を除く。)においては、基準株式数となる場合を除く。)においては、基準株式数となる場合を除く。)においては、施行日から一年間は、施行日に所有する株式の数が特例基準株式数とみなして、新法第十一条の規定を適用する。この場合においては、第七項の定を適用する。
- 6 第一項の規定により同項第三号に掲げる株式の数を特例基準株式数を超えて所有することとは第二号に該当して所有するものがある場合には第二号に該当して所有するものがある場合には第二号に該当して所有するものがある場合になった日とみなして、新法第十一条第一項の規定により同項第三号に掲げる株式を適用する。
- 加減した株式の数を特例基準株式数とみなす。は、特例基準株式数に、同項の規定の例により以後に第二項各号に掲げる事由が生じたとき項の規定の適用を受けるものについて、施行日項の規定の適用を受けるものについて、施行日の規定の適用を受ける国内の会社の株式で第一

限る。

現る。

現得の日から二年以内において所有する場合にで割り当てられた新株を除く。)については、で割り当てられた新株を除く。)については、れる株式(準備金の資本への組入れにより無償ただし、同項第二号の規定の適用により加算さ

- 8 金融会社の所有する国内の会社の株式で第一項の規定の適用を受けるものを発行する国内の兵社が合併により消滅した場合において、その金融会社が次の各号に掲げる国内の会社の株式は、当該国内の会社の株式について、当該国内の会社の株式とかなす。ただし、当該合併後存続する会社の株式は、当該国内の会社の株式について前項の規定の適用があるときは、こ式について前項の規定の適用があるときは、これに対している。
- 当該合併後存続する会社 合併の時に所有していた当該合併により消滅した会社の株有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併後存続する会社の株式の数に加えた数
- り設立された会社の株式の数の和の株式について割り当てられた当該合併により消滅した会社に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた会社 合併の時

については、なお従前の例による。 第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用

号) 抄 明 (昭和五三年五月一日法律第三六分)では、 だま従前の係にしる

(施行期日)

条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則合に 九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八は、 条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十二無償 の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二無償 の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二

九号) 抄附 則 (昭和五七年七月二三日法律第六

第一条ただし書の政令で定める日から施

行す

(施行期日等)

当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前、次の各号に掲げるものについては、それぞれ(経過措置) この法律は、公布の日から施行する。

3

の例による。

- 取引の確保に関する法律第六条第二項規定による改正後の私的独占の禁止及び公正律の施行前にしたものに係る届出(第一条の国際的協定又は国際的契約であつてこの法)
- 則の適用については、なお従前の例による。
 した行為並びに附則第一項第二号の規定には、当該各規定との法律(附則第一項第二号の規定によりした行為並びに附則第三項第一号の規定によりした行為並びに附則第三項第一号の規定によりした行為並びに附則第三項第一号の規定によりした行為並びに附則第一項第四号及び第五号に掲取引の確保に関する法律第六条第二項取引の適用については、当該各規定)の施行前には係るこの法律(附則第一項第四号及び第五号に掲載の適用については、なお従前の例による。

こう 〉 の 別 (昭和五七年八月二四日法律第八

三号)抄

(施行期日)

施行する。 第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から

八号)附別(昭和五八年一二月二日法律第七

- 年七月一日から施行する。
 ・ この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律によ行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ「関係政令」という。)の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定に基づく政令(以下に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

二号) 抄附 則 (昭和五八年一二月三日法律第八

3

第一条 この法律は、 (施行期日)

施行する。 昭和五十九年四月一日 から

附 則 五号) 抄 (昭和六一年四月一八日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十月八日まで の間において政令で定める日から施行する。

附 則 三号) (昭和六一年一二月四日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、 昭和六十二年四月一日 から

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこ に対する罰則の適用については、なお従前の例される事項に係るこの法律の施行後にした行為 の法律の規定によりなお従前の例によることと

(政令への委任)

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるも ののほか、この法律の施行に関し必要な事項 政令で定める。

則 (平成二年六月二九日法律第六五

施行の日から施行する。 この法律は、商法等の一部を改正する法律の

(平成三年四月二六日法律第四二

(施行期日)

えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、 公布の日から起算して三月を超

- なっている行為については、なお従前の例によ れた行為について適用し、施行日前に既になく の日(以下「施行日」という。)以後に開始さ は、次項に定めるものを除き、この法律の施行に関する法律(以下「新法」という。)の規定改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保
- の場合において、当該行為の実行としての事業係るものについては、なお従前の例による。こ 活動を行った日から当該行為の実行としての事 のについて適用し、当該行為のうち施行日前に 以後に終わった行為のうち施行日以後に係るも 新法の規定は、施行日前に開始され、施行日

ときは、当該行為の実行としての事業活動がな 業活動がなくなる日までの期間が三年を超える くなる日からさかのぼって三年間を実行期間と

第七条の二第一項本文又は第二項(新法第八条 禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下 以下同じ。) ただし書及び改正前の私的独占の るときは、その納付を命ずることができない。 徴金に相当する額の合計額が五十万円未満であ 第七条の二第一項本文の規定により計算した課 条の三において準用する場合を含む。以下同 の三において準用する場合を含む。)及び旧法 じ。)ただし書の規定の適用については、新法 「旧法」という。)第七条の二第一項(旧法第八 (新法第八条の三において準用する場合を含む。 前項の場合において、新法第七条の二第一項

号) 抄 則 (平成四年六月二六日法律第八七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

〇七号) 則 (平成四年一二月一六日法律第一

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して三十日を

九附号則 (平成五年一一月一二日法律第八

る。

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 利益処分の手続に関しては、この法律による改 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続 第八十八号)の施行の日から施行する。 の例による。 正後の関係法律の規定にかかわらず、 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場 その他の意見陳述のための手続に相当する手続 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置) なお従前

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

|第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処

規定により行われたものとみなす。 続は、この法律による改正後の関係法律の相当 分に係るものを除く。)又はこれらのための手 (政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措

(平成八年六月一四日法律第八二

(施行期日) 号附

第一条 この法律は、 する。 号 附 平成九年四月一日から施行

抄 (平成八年六月一四日法律第八三

(施行期日等)

第二条 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 法律の施行後に任命される委員長及び委員から RIA 改正後の第三十条第三項の規定は、この 適用する。

号 附 則 (平成八年六月二一日法律第九五

(施行期日)

第一条 この法律は、 する。 平成九年四月一日から施行 第一条 この法律は、金融監督庁設置法

0号) 則 (平成八年六月二六日法律第一一

この法律は、新民訴法の施行の日から施行す

則 (平成九年六月一八日法律第八七

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 める部分に限る。)並びに次条及び附則第四条号、第二号」を「第九十一条の二第二号」に改 除く。)」を加える部分に限る。)、第九十五条第正規定(「第九十一条の二」の下に「(第一号を 一号の改正規定、第九十五条第一項第二号の改第一項、第九十条第一号及び第九十一条の二第 改正規定(「第六条第一項若しくは第二項」を 定、第四十八条第一項及び第五十四条第一項の定、第七条第一項及び第八条第一項の改正規 施行する。ただし、第六条第二項を削る改正規 を超えない範囲内において政令で定める日から の規定は、公布の日から施行する。 二項第二号の改正規定(「第九十一条の二第一 「第六条」に改める部分に限る。)、第六十七条 (施行期日)

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関 する法律第六条第二項を削る改正規定の施行前

> 関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係 等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関

の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する る不正行為を助長する行為等の防止を図るため 約に係る届出については、なお従前の例によ にした同項に規定する国際的協定又は国際的契

第三条 この法律の施行前にあった改正前の私的 お従前の例による。 為を排除するために必要な措置については、 第九条第一項若しくは第二項又は第九条の二第 第二項、第九条の二第一項又は第十七条(旧法(以下「旧法」という。)第九条第一項若しくは 独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 窓排除するために必要な措置については、な項に係る部分に限る。)の規定に違反する行

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定す る規定については、当該規定。以下この条にお 対する罰則の適用については、なお従前の例に る場合におけるこの法律の施行後にした行為に 条の規定によりなお従前の例によることとされ いて同じ。)の施行前にした行為及び附則第二

号 附 則 抄 (平成九年六月二〇日法律第一〇

(施行期日)

年法律第百一号)の施行の日から施行する。

(平成

法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀第二条 この法律による改正前の担保附社債信託 等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の 業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産に関する法律、外国証券業者に関する法律、預農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換 関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協 組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に 止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同 信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁 行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関 (大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置) 漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫 用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小 律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信 同組合法、協同組合による金融事業に関する法 法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、

に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体 の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関 蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認保附社債信託法等」という。)の規定により大る合併手続の特例等に関する法律(以下「旧担 禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協 託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、 行為は、この法律による改正後の担保附社債信可、承認、指定その他の処分又は通知その他の 法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係 組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行 等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同 機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同 関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融 金融制度及び証券取引制度の改革のための 特定債権等に係る事業の規制に関する法 金融機関の更生手続の特例

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法 担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、 等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対 れた申請、届出その他の行為とみなす。 閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してさ してされている申請、届出その他の行為は、新 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣 内

律の施行の日前にその手続がされていないもの他の手続をしなければならない事項で、この法 されていないものとみなして、新担保附社債信 の機関に対して報告、届出、提出その他の手続相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国 その他の国の機関に対し報告、届出、提出その 託法等の規定を適用する。 をしなければならない事項についてその手続が については、これを、新担保附社債信託法等の 2

(大蔵省令等に関する経過措置)

担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧 担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令と しての効力を有するものとする。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰 (罰則に関する経過措置)

則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 附則第二条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 は、政令で定める。 (平成九年一二月一二日法律第

二号)

(施行期日)

する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制 規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関 等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の

業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産

に関する法律、外国証券業者に関する法律、預 農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換 法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、 小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫 信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、 協同組合法、協同組合による金融事業に関する

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の (平成九年法律第百二十号)の施行の日から施解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律 行する。

附 号 則 (平成一〇年五月二九日法律第八

(施行期日)

行する。ただし、第十一条第一項及び第二項の第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施 る 分に限る。)、第九十一条第五号、第九十一条の を削る改正規定、第六十七条第一項の改正規定 改正規定、第十三条第三項及び第十四条第二項 七条及び第八条の規定は、公布の日から施行す 二号の改正規定並びに附則第三条、第四条、第 二第六号及び第七号並びに第九十五条第一項第 (「第十四条第一項」を「第十四条」に改める部

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」と 律(以下「旧法」という。)第十条第二項に規 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法 いう。) 前に終了した事業年度に係る改正前 前の例による。 定する株式に関する報告書については、 なお従

当該株式に関する報告書を公正取引委員会に提 めるところにより、施行日から三十日以内に、 場合又は議決権の行使について受託者に指図を 式を所有している場合(金銭又は有価証券の信施行の際現に同項に規定する株式発行会社の株 出しなければならない。 こととなったときは、公正取引委員会規則で定 て、同項に規定する政令で定める数値を超える の開始の日以後施行日の前日までの間におい の総数に占める割合が、施行日を含む事業年度 該株式の数の当該株式発行会社の発行済の株式 行うことができる場合を含む。)であって、当 は受益者となり議決権を行使することができる 第二項に規定する株式所有会社は、この法律の 託に係る株式について、自己が、委託者若しく に関する法律(以下「新法」という。)第十条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保

3 項中「第十条」とあるのは、「第十条、私的独 第一項、第四十八条第一項及び第五十四条第一 は、前項の規定に違反する行為がある場合に準 附則第二条第二項」と読み替えるものとする。 部を改正する法律 (平成十年法律第八十一号) 占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一 用する。この場合において、新法第十七条の二 新法第十七条の二及び第八章第二節の規定

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施 取引の確保に関する法律第十一条第一項又は第行前にあった改正前の私的独占の禁止及び公正 る会社以外の者による株式所有に係る届出又は る役員の兼任又は同法第十四条第二項に規定す 行前にした改正前の私的独占の禁止及び公正取 必要な措置については、なお従前の例による。 る。)の規定に違反する行為を排除するために 報告書の提出については、なお従前の例によ 引の確保に関する法律第十三条第三項に規定す 十七条(同法第十一条第一項に係る部分に限

第五条 旧法第十五条第二項 (旧法第十六条にお いて準用する場合を含む。) の規定によりされ

処分又は通知その他の行為とみなす

保附社債信託法等」という。)の相当規定に基 る合併手続の特例等に関する法律(以下「新担 法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行 等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同 事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同 関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融 律、金融制度及び証券取引制度の改革のための法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法 の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する る不正行為を助長する行為等の防止を図るため関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係 等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に

る合併の無効の訴えについては、なお従前の例項の規定に違反して会社が合併した場合におけ による。

る規定については、当該規定。以下同じ。) お従前の例による。 ることとされる場合におけるこの法律の施行後 四条及び第五条の規定によりなお従前の例によ 施行前にした行為並びに附則第二条第一項、 にした行為に対する罰則の適用については、 第の な

(政令への委任)

第八条 は、政令で定める。 ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置 附則第二条から前条までに定めるもの

附 則 (平成一〇年六月三日法律第九〇

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日から起算して六月

附則 〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施 第一条 この法律は、金融再生委員会設置法 成十年法律第百三十号)の施行の日から施 行する。 (経過措置) (施行期日) 一三一号 則

派行す 伞 縮され、若しくは延長された期間を経過してい おいて準用する場合を含む。)の規定により短 旧法第十五条第三項ただし書(旧法第十六条に る場合を含む。) に規定する三十日の期間又は 五条第三項本文(旧法第十六条において準用す た届出であって、 この法律の施行の際旧法第十

第六条 施行日前に旧法第十五条第二項又は第三 ないものについては、なお従前の例による。

第七条 この法律 (附則第一条ただし書に規定す

(平成一〇年六月一五日法律第一

平成十年十二月一日から施

(平成一〇年一〇月一六日法律第

法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀第二条 この法律による改正前の担保附社債信託 関する法律、 組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に 止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同 信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁 行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の 水産業協同組合法、 中小企業等協

証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障 法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保

農業信用保証保険法、地震保険に関する法

外国証券業者に関する法律、

金融機関の合併及び転換に

法人に関する法律、 組合法、地方税法、

合による金融事業に関する法律、船主相互保険 業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組 法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産 確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引 に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の 化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等 林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素 よる改正後の担保附社債信託法、信託業法、農 他の処分又は通知その他の行為は、この法律に 機関がした免許、許可、認可、承認、指定その う。)の規定により内閣総理大臣その他の国の する法律(以下「旧担保附社債信託法等」とい 融システム改革のための関係法律の整備等に関 社による特定資産の流動化に関する法律又は金

証券投資信託及び証券投資 信用金庫法、長期信用銀行

関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係 る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会 行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係 同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀 例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協 事業法、保険業法、 機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融 法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法 の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する る不正行為を助長する行為等の防止を図るため 等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制 規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関 等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の 業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制 する法律、 合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関 保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の 資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動 法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融 信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫 同組合法、協同組合による金融事業に関する法 金融制度及び証券取引制度の改革のための 船主相互保険組合法、地方税法、証券投資 農村地域工業等導入促進法、農水産 金融機関等の更生手続の特

業法、 定その他の処分又は通知その他の行為とみなの国の機関がした免許、許可、認可、承認、指 資産の流動化に関する法律又は金融システム改特例等に関する法律、特定目的会社による特定 規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当 革のための関係法律の整備等に関する法律(以 株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持 法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会 及び証券取引制度の改革のための関係法律の整 助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を 律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、 融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法 保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法 地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金 下「新担保附社債信託法等」という。)の相当 資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険 備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出 権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度 精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債 る法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金 金融機関等の更生手続の特例等に関する

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法 に対してされている申請、届出その他の行為等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関 対してされた申請、届出その他の行為とみな て、金融再生委員会その他の相当の国の機関に 新担保附社債信託法等の相当規定に基づい

3 の手続をしなければならない事項についてその当の国の機関に対して報告、届出、提出その他 その他の手続をしなければならない事項で、こ 大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理 社債信託法等の規定を適用する。 手続がされていないものとみなして、 等の相当規定により金融再生委員会その他の相 ものについては、これを、新担保附社債信託法 の法律の施行の日前にその手続がされていない

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧 則の適用については、 担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令と 担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新 しての効力を有するものとする。 なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 0号) (平成一一年六月二三日法律第八

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月 を経過した日から施行する。 (施行期日)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第 三条第一項の規定によりなお従前の例によるこ 前の例による。 た行為に対する罰則の適用については、 ととされる場合におけるこの法律の施行後にし (罰則に関する経過措置) なお従

〇二号) 則 (平成一一年七月一六日法律第一 抄

(施行期日)

律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日か第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法 ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。

三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十一 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第略 条の規定 公布の日

第三十条 第二条から前条までに規定するものの ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措 置は、別に法律で定める。 (別に定める経過措置)

〇 附 四 号 則 (平成一一年七月一六日法律第一 抄

(施行期日)

律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日か第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法 ら施行する。

(施行期日) 二五号) (平成一一年八月一三日法律第一 抄

を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 則 (平成一一年一二月三日法律第

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する (施行期日) 抄

第三条 第三条の規定による改正後の私的独占の

法律の一部改正に伴う経過措置)

禁止及び公正取引の確保に関する法律

(次項に

号

なくなっている行為については、なお従前の例始された行為について適用し、施行日前に既に この条において「施行日」という。)以後に開 めるものを除き、同条の規定の施行の日(以下 おいて「新法」という。)の規定は、同項に定

2 係るものについては、なお従前の例による。 のについて適用し、当該行為のうち施行日 以後に終わった行為のうち施行日以後に係るも (罰則に関する経過措置) 新法の規定は、施行日前に開始され、施

第十四条 この法律 (附則第一条ただし書に規定 則の規定によりなお従前の例によることとされおいて同じ。)の施行前にした行為及びこの附 よる。 対する罰則の適用については、なお従前の例に する規定については、当該規定。以下この条に る場合におけるこの法律の施行後にした行為に

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの 過措置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要となる経

五一号) 則 (平成一一年一二月八日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 行する。 (経過措置) 平成十二年四月一日から施

則の適用については、なお従前の例による。 則 (平成一一年一二月二二日法律第

一六〇号)

(施行期日)

|第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 は、平成十三年一月六日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

二 第三章 (第三条を除く。) 及び次条の規定 第千三百四十四条の規定 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物) -四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

平成十二年七月一日 (平成一二年五月一九日法律第七

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (施行期日)

六号) 則 抄 (平成一二年五月一九日法律第七

(施行期日)

確保に関する法律(以下「新法」という。) 第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の 算して六月を超えない範囲内において政令で定第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起 める日から施行する。ただし、第一条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日か

施行日前に係るものについては、なお従前の例 従前の例による。 後に係るものについて適用し、当該行為のうち 前に既になくなっている行為については、なお 以後に開始された行為について適用し、施行日 この法律の施行の日(以下「施行日」という。) 二十五条の規定は、次項に定めるものを除き、 新法第二十五条の規定は、施行日前に開始さ 施行日以後に終わった行為のうち施行日以

則 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日)

(平成十二年法律第九十号) の施行の目から施この法律は、商法等の一部を改正する法律

号) 則 抄 (平成一二年五月三一日法律第九

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して三月

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条ただし書に規 に対する罰則の適用については、なお従前の例 れる場合におけるこの法律の施行後にした行為 附則の規定によりなお従前の例によることとさ において同じ。)の施行前にした行為及びこの 定する規定については、当該規定。以下この条

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十条 附則第二条から第十七条まで及び前条 要な経過措置は、政令で定める。 に定めるもののほか、この法律の施行に際し必

則 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十二月一日 下「施行日」という。)から施行する。 (処分等の効力) 以

第四十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる のそれぞれの法律の規定によってした処分、手 規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前 れぞれの法律の相当の規定によってしたものと 則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそ 法律の規定に相当の規定があるものは、この附 続その他の行為であって、改正後のそれぞれの

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任)

第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前 必要な経過措置は、政令で定める。 条に定めるもののほか、この法律の施行に際し

号 附 則 (平成一三年六月八日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施 行する。

〇 附 号 訓 則 (平成一三年六月二九日法律第八

行する。 この法律は、 商法等改正法の施行の日から施

附 一二九号) 則 (平成一三年一一月二八日法律第

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行す る。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の 則の適用については、なお従前の例による。おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰 規定により従前の例によることとされる場合に

五号) (平成一四年五月二九日法律第四

(施行期日)

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、 公布の日から起算して一年を超

七附号訓 則 (平成一四年五月二九日法律第四

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二 の改正規定、次条の規定、附則第九条中水産業 施行する。ただし、第七条第二項、第八条の二 て一月を経過した日から施行する。 条及び第十四条の規定は、公布の日から起算し 定、第九十五条第一項第一号及び第二項第一号 正規定、第六十九条の次に一条を加える改正規 三とする改正規定、同条の次に一条を加える改 第五十四条第二項、第五十八条第一項並びに第 第二項、第四十八条第二項、第四十八条の二第 を超えない範囲内において政令で定める日から 号)第九十五条の四の改正規定並びに附則第十 六十九条の二の改正規定、同条を第六十九条の 三項及び第五項、第五十条第一項及び第四項、

確保に関する法律(以下「新法」という。) 第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の 用する場合を含む。)の規定は、前条ただし書七条第二項(新法第八条の二第二項において準 第三号の規定に違反する行為については、適用 に規定する規定の施行の日前に既になくなって いる新法第六条並びに第八条第一項第二号及び しない。

第三条 新法第九条第五項(第二号及び第三号に 業年度については、なお従前の例による。 る事業年度から適用し、施行日前に終了した事 の日(以下「施行日」という。)以後に終了す 係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行

止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧第四条 施行日前にあった改正前の私的独占の禁 排除するために必要な措置については、なお従 の二第一項又は第十一条第一項若しくは第二項一項若しくは第二項又は第十七条(旧法第九条 法」という。) 第九条の二第一項、第十一条第 に係る部分に限る。)の規定に違反する行為を

第五条 この法律の施行の際現に旧法第九条の二 会社」という。)が同項に規定する株式発行会 第一項に規定する金融業を営む会社であって新 いては、同項中「取得し、又は所有する場合 所有金融会社についての同項の規定の適用につ 社の株式を所有している場合における当該株式 するもの(以下この条において「株式所有金融 法第十条第二項に規定する株式所有会社に該当 (」とあるのは「所有している場合

法律の一部を改正する法律の施行の日」とす と、「その超えることとなつた日」とあるのは 受けている場合を除き、」と、「当該取得し、 を改正する法律 (平成十四年法律第四十七号) は所有する」とあるのは「当該所有している」 十一条第一項ただし書又は同条第二項の認可を の施行の日前に同法による改正前のこの法律第 の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 又

第六条 この法律 (附則第一条ただし書に規定す る規定については、当該規定)の施行の日前に 従前の例による。 した行為に対する罰則の適用については、 なお

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもの ほか、この法律の施行に関して必要な経過措置 は、政令で定める。 則 (平成一四年六月一二日法律第六

(施行期日) 五号) 抄

行する。 (罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施

第八十四条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 規定にあっては、当該規定。以下この条にお る罰則の適用については、なお従前の例によ て同じ。) の施行前にした行為及びこの附則

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

八号) 附 則 抄 (平成一四年七月三一日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、 する。 公社法の施行の日から施行

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律 有することとされる場合における施行日以後に 場合及びこの附則の規定によりなおその効力を の規定によりなお従前の例によることとされる 従前の例による。 した行為に対する罰則の適用については、

一五二号) 則 (平成一四年一二月一三日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 第百五十一号)の施行の日から施行する。ただ 信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律1一条 この法律は、行政手続等における情報通 る日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 (罰則に関する経過措置) だし書に定める日又はこの法律の施行の日の(平成十四年法律第四十七号)附則第一条た 引の確保に関する法律の一部を改正する法律 いずれか遅い日 第七条の規定 私的独占の禁止及び公正取

則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (その他の経過措置の政令への委任)

号) 抄 則 (平成一五年四月九日法律第二三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現に総務省の外局 性をもって存続するものとする。 基づいて置かれる公正取引委員会となり、同一 の確保に関する法律第二十七条第一項の規定に 律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引 として置かれている公正取引委員会は、この法

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施 行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、 平成十六年四月一日 から施

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例によ

第三十九条 この法律に規定するもののほか、こ

(その他の経過措置の政令への委任)

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、

政令で

定める。 九号) 則 (平成一五年七月一六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成 十五年法律第百十八号)の施行の日から施行す

四附号副 則 抄 (平成一六年四月二一日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。ただし、附則第十二条の規定は、 布の日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公

(政令への委任)

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定第十二条 この附則に規定するもののほか、この める。

号 則 (平成一六年六月二日法律第七六

附

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第 法」という。)の施行の日から施行する。 項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、 七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八 第八条第三項並びに第十三条において「新破産 (罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条 なお従前の例によることとされる場合における 項並びに第六条第一項及び第三項の規定により 第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一 いては、なお従前の例による。 施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ 項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一 (政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するも ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措 1は、政令で定める。

附 号)抄 則 (平成一六年六月九日法律第八八

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して五年 を超えない範囲内において政令で定める日 下「施行日」という。) から施行する。 (罰則の適用に関する経過措置) 议

第百三十五条 この法律(附則第一条ただし書に この附則の規定によりなお従前の例によること 条において同じ。)の施行前にした行為並びに 規定する規定については、当該規定。以下この とされる場合及びなおその効力を有することと

> 為に対する罰則の適用については、なお従前の される場合におけるこの法律の施行後にした行 例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 で定める。

一六五号) 則 (平成一六年一二月一〇日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規 定は、公布の日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

五号) 則 (平成一七年四月二七日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

調的引上げ」を削る部分に限る。)、第四章の目次の改正規定(「第四章の二 価格の同 公布の日から起算して一月を経過した日 条第十二号を同条第十一号とする改正規定 規定及び第九十一条の二第十一号を削り、同 削る改正規定、第八十四条の二第二項の改正 二を削る改正規定、第四十四条第一項後段を

二 第七十九条を削る改正規定、第七十八条を 過措置) (施行日前に勧告等があった場合についての経 法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 条第一号に係る部分に限る。) 行政事件訴訟 第七十九条とし、第七十七条の次に一条を加 又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 八十四号)附則第一条本文の政令で定める日 える改正規定及び第八十五条の改正規定(同

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」と 法律(以下「旧法」という。)第四十八条第一 事業者を含む。)の全部又は一部に対し改正前 成事業者(構成事業者が他の事業者の利益のた 為をした事業者又は事業者団体若しくはその構 いう。)前に一の違反行為について当該違反行 項若しくは第二項の規定による勧告、旧法第四 の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する めにする行為を行うものである場合には、その 十八条の二第四項の規定による意見を述べ、

> 例による。 続その他これらに類するものとして公正取引委 該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手 の計算並びにその納付を命ずる要件及び手続、 るために必要な措置を命ずる手続、課徴金の額 第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送 び証拠を提出する機会の付与又は旧法第五十条 員会規則で定めるものについては、なお従前 員会規則で定める事項に係るものを除く。)、当 審判手続(速記者の立会いその他の公正取引委 達があった場合における当該違反行為を排除す

(既往の違反行為に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際旧法第四十八条第一 第七条第二項に規定する措置を命ずることがで 条において同じ。)の規定にかかわらず、新法 条第二項(新法第八条の二第二項及び第二十条 保に関する法律(以下「新法」という。)第七 た日から一年を経過している違反行為について 五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄 項若しくは第二項の規定による勧告又は旧法第 第二項において準用する場合を含む。以下この は、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確 本の送達がされることなくその行為がなくなっ

(課徴金に関する経過措置)

第四条 新法第七条の二第一項 (新法第八条の三 用する場合を含む。) に規定するものを除く。) 第一項(旧法第八条の三において読み替えて準 は第二項に規定する違反行為(旧法第七条の二 において読み替えて準用する場合を含む。)又 であって施行日前に既になくなっているものに ついては、課徴金の納付を命ずることができな

2 規定の適用については、同項ただし書中 場合における新法第七条の二第一項ただし書 条の二第八項及び第九項の規定による減額を除 る場合を含む。)に規定するものに限る。)であ 項(旧法第八条の三において読み替えて準用す 二項に規定する違反行為(旧法第七条の二第一 いて読み替えて準用する場合を含む。)又は第 円」とあるのは、「五十万円」とする。 く。)については、なお従前の例による。この する場合における課徴金の額の計算(新法第七 する新法第四十九条第五項の規定による通知を て新法第五十条第六項において読み替えて準用 って施行目前に既になくなっているものについ 新法第七条の二第一項(新法第八条の三に

第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関 付を命ずることができない。 うち同日前に係るものについては、課徴金の納 なくなったものであるときは、当該違反行為の 平成十八年一月四日前に開始され、同日以後に による通知をする場合において当該違反行為が 用する新私的独占禁止法第五十条第一項の規定 禁止法第六十二条第四項において読み替えて準 に規定するものを除く。)について新私的独占 三において読み替えて準用する場合を含む。) 反行為(旧法第七条の二第一項(旧法第八条の 用する場合を含む。)又は第二項に規定する違 的独占禁止法第八条の三において読み替えて準 占禁止法」という。)第七条の二第一項(新私 びに附則第七条及び第八条において「新私的独 び公正取引の確保に関する法律(以下この条並 法律第百号)による改正後の私的独占の禁止及 する法律の一部を改正する法律(平成二十五年 6 5

なお従前の例による。 ち同日前に係るものについての課徴金の額の計 くなったものであるときは、当該違反行為のう 成十八年一月四日前に開始され、同日以後にな よる通知をする場合において当該違反行為が平 する新私的独占禁止法第五十条第一項の規定に 止法第六十二条第四項において読み替えて準用 規定するものに限る。) について新私的独占禁 において読み替えて準用する場合を含む。) に 行為(旧法第七条の二第一項(旧法第八条の三 する場合を含む。)又は第二項に規定する違反 独占禁止法第八条の三において読み替えて準用 新私的独占禁止法第七条の二第一項(新私的 (売上額に乗ずる率に限る。) については、

での期間とを合算した期間(当該合算した期 該行為の実行としての事業活動がなくなる日ま の前日までの期間と平成十八年一月四日から当 (当該期間」とあるのは、「平成十八年一月四日 行としての事業活動がなくなる日までの期間 の適用については、同項本文中「当該行為の実 いて読み替えて準用する場合を含む。)の規定 の二第一項(新私的独占禁止法第八条の三にお 前項の場合における新私的独占禁止法第七条 2

4 の規定の適用については、これらの規定中「そ ち平成十八年一月四日以後に係るものに対応す の額」とあるのは「その額中当該違反行為のう 条の二第十九項本文及び第六十三条第一項本文 第二項の場合における新私的独占禁止法第七 3

る部分の金額との合計額」とする。 当該違反行為のうち同日前に係るものに対応す 罰金額の二分の一を下回る場合には、零円)と る部分の金額」と、「控除した額」とあるのは 「控除した額(当該対応する部分の金額が当該

とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の る金額を超えないとき、又は当該控除後の額」 り計算した額が当該罰金額の二分の一に相当す 項まで、第十一項若しくは第十二項の規定によ 条の二第十九項ただし書の規定の適用について 定により読み替えて適用されるこの項本文に規 確保に関する法律の一部を改正する法律(平成 は、同項ただし書中「第一項、第四項から第九 定する合計額」とする。 十七年法律第三十五号)附則第五条第四項の規 第二項の場合における新私的独占禁止法第七

合計額」とする。 り読み替えて適用されるこの項本文に規定する 法律第三十五号)附則第五条第四項の規定によ 関する法律の一部を改正する法律(平成十七年 を超えないとき、又は当該変更後の額」とある 金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額 のは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に は、同項ただし書中「当該納付命令に係る課徴 十三条第一項ただし書の規定の適用について 第二項の場合における新私的独占禁止法第六

(審決及び納付命令に関する経過措置)

第七条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三 又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定に 置を命ずるものを除く。)が確定した場合にお よる審決(旧法第八条の四第一項に規定する措 新法の規定により確定した排除措置命令とみな に損害賠償の請求がされるときは、当該審決を いて、当該審決を受けた者に対して施行日以後 して、新法第二十六条の規定を適用する。

定した納付命令とみなして、新法第二十六条の けた者に対して施行日以後に損害賠償の請求が 条の二第一項の規定による審決(旧法第八条第 規定を適用する。 されるときは、当該審決を新法の規定により確 く。) が確定した場合において、当該審決を受 した事業者団体の構成事業者に対するものを除 一項第一号又は第二号の規定に違反する行為を 前項に規定する審決がされず、旧法第五十四

審決 第五十四条第一項若しくは第二項の規定による 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又は (旧法第八条の四第一項に規定する措置を

討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講

ずるものとする。

的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 当該審決を受けた者が平成十八年一月四日以後 十五条の三の規定を適用する。 。)並びに第五項、第九十五条の二並びに第九 第二号及び第四号(独占禁止法第九十条第三号 九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項 定した排除措置命令とみなして、独占禁止法第 においてこれに従わないときは、当該審決を私 (独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る に係る部分に限る。)、第二項第二号及び第四号 (以下「独占禁止法」という。) の規定により確

第八条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三 除措置命令とみなして、独占禁止法第九十七条ときは、当該審決を独占禁止法の規定による排 八年一月四日以後においてこれに違反している 又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定に 置を命ずるものを除く。)を受けた者が平成十 よる審決(旧法第八条の四第一項に規定する措 の規定を適用する。

|第九条||前三条に規定するもののほか、旧法の規|(処分、手続等に関するもののほか、旧法の規|の財気を消圧。 正取引委員会規則で定めるところにより、新法 の相当の規定によってしたものとみなす。 う経過措置) (東京高等裁判所の専属管轄事件の見直しに伴

第十条 この法律の施行の際現に東京高等裁判所 までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権について に係属している旧法第八十九条から第九十一条 は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

改正規定については、当該改正規定)の施行前第十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる お従前の例による。 にした行為に対する罰則の適用については、な (政令への委任)

第十三条 政府は、この法律の施行後二年以内 第十二条 附則第二条から前条までに定めるもの 手続の在り方、審判手続の在り方等について検為を排除するために必要な措置を命ずるための を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行 (検討) 置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措 に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等

(権限の委任)

号 附 (平成一七年五月二日法律第三八

命ずるものを除く。)が確定した場合において、

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一 下「施行日」という。) から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 (内閣府令等への委任) () 年

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この め必要な事項は、内閣府令又は主務省令で定め 手続、書類の提出その他この法律を実施するた 附則の規定による認可又は承認に関する申請の

第三十四条の二 この附則 用する保険業法における行政庁は、次の各号に を除く。)及びこの附則において読み替えて準 掲げる法人の区分に応じ、 (行政庁等) (附則第十五条第四 当該各号に定める者

を行う行政機関) りなお従前の例により当該法人の業務の監督 機関(同日以前にあっては、同条の規定によ より当該法人の業務の監督を行っていた行政 備法第九十五条の規定によりなお従前の例に た法人 移行登記をした日の前日において整 ていた民法第三十四条の規定により設立され この法律の公布の際現に特定保険業を行っ

前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理

2 この附則及びこの附則において読み替えて準 に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令 用する保険業法における主務省令は、内閣総理 大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律の施行前にした行為及びこ 為に対する罰則の適用については、なお従前 される場合におけるこの法律の施行後にした行 例による。 の附則の規定によりなお従前の例によることと

2 第三十六条 内閣総理大臣は、この附則及びこの 用する保険業法による行政庁 る権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令 附則において読み替えて準用する保険業法によ で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任す この附則及びこの附則において読み替えて準 (都道府県の知事

定めるところにより、 せることができる。 その他の執行機関を除く。)の権限は、政令で 地方支分部局の長に行わ

ことができる。 その一部を財務局長又は財務支局長に委任する 権限については、政令で定めるところにより、 第一項の規定により金融庁長官に委任された

(政令への委任)

第三十七条 この附則に定めるもののほ 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定紀二十七条 この附則に定めるもののほか、この 則 (平成一七年七月二六日法律第八

この法律は、会社法の施行の日から施行す 七号)

号に定める日から施行する。 第二百四十二条の規定 この法律の公布の日 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

一〇二号) 則 (平成一七年一〇月二一日法律第 抄

ら施行する。ただし、第六十二条中租税特別措第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日か 法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日か条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化 に附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第則第八十一条の次に一条を加える改正規定並び 法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条か第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同 六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七 ら第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附 めの関係法律の整備等に関する法律附則第一条 券決済制度等の改革による証券市場の整備のた 条に一項を加える改正規定、第百二十四条中証 置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同 (施行期日)

ら施行する。 六号) 則 抄 (平成一八年六月一四日法律第六

施行の日から施行する。 この法律は、平成十八年証券取引法改正法の

一〇九号) (平成一八年一二月一五日法律第

この法律は、新信託法の施行の日から施行す

号) 則 抄 (平成二一年六月一〇日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日 公布の日から起算して一 议 年 3

に係る部分を除く。)及び第九十五条第三項中 二第一号」を削る部分(第九十一条の二第一号 号 (第四号に係る部分に限る。)、第九十一条の 規定、第九十一条の二の改正規定(同条第一号 後段を加える改正規定、同条に一項を加える改 条第四項の改正規定(「第八条第一項」を「第 及び第二十六条第一項の改正規定、第四十三条 部分に限る。)、第二十四条、第二十五条第一項 条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める た日から施行する。 の規定は、公布の日から起算して一月を経過し 改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条 第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の 協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号) 条、第十四条、第十六条から第十九条まで及び 「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次 項第三号中「、第九十一条第四号若しくは第五 中「(第三号を除く。)」を削る部分、同条第二 びに第九十五条の改正規定(同条第一項第三号 を削る部分に限る。)、第九十三条の改正規定並 九条第一項第二号の改正規定、第九十条の改正 正規定、第八十四条第一項の改正規定、第八十 条」に改める部分に限る。)、第七十条の十五に 第一項の改正規定(「第八条第一項」を「第八 八条」に改める部分に限る。)、第七十条の十三 八条第一号」に改める部分に限る。)、第六十六 項の改正規定(「第八条第一項第一号」を「第 項の改正規定、第八条の三の改正規定(「第八 第八条の改正規定、第八条の二第一項及び第二 下「施行日」という。)から施行する。ただし、 第二十条第一項の規定、附則第二十一条中農業 に二項を加える部分を除く。)並びに附則第九 の次に一条を加える改正規定、第五十九条第二

(排除措置に関する経過措置)

第二条 う。)第二条第九項各号に該当する行為であっ するために必要な措置については、なお従前の 確保に関する法律(以下「旧独占禁止法」とい 施行日前に既になくなっている行為を排除 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の

2 になくなった行為のうち施行日前に係るものを 為であって、施行日前に開始され、施行日以後 排除するために必要な措置については、なお従 旧独占禁止法第二条第九項各号に該当する行

為であって、 旧独占禁止法第二条第九項各号に該当する行 施行日前に開始され、 施行日以後

> も行われている行為のうち施行日前に係るもの を排除するために必要な措置については、なお

第三条 この法律の施行の際その行為がなくなっ た日から三年を経過している違反行為について にかかわらず、新独占禁止法第七条第二項に規 合を含む。以下この条において同じ。) の規定 第二項及び第二十条第二項において準用する場 う。) 第七条第二項 (新独占禁止法第八条の二 保に関する法律(以下「新独占禁止法」とい は、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確

(課徴金に関する経過措置)

は、適用しない。

併により設立された会社以外の法人について り消滅した場合における合併後存続し、又は合

新私的独占禁止法第七条の二第二十五項(新

独占禁止法第七条の二第二十七項の規定にかか第八条の三に規定する違反行為については、新 占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項又は 。) の終了した日から三年を経過している旧独 わらず、課徴金の納付を命ずることができな する場合を含む。)に規定する実行期間をいう 独占禁止法第八条の三において読み替えて準用

第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関 課徴金の納付を命ずることができない。 の規定による課徴金の納付を命ずる場合におい 条の六までに規定する違反行為についてこれら 第七条の二第四項又は第二十条の二から第二十 二項において「新私的独占禁止法」という。) 反行為のうち施行日前に係るものについては、 日以後になくなったものであるときは、当該違 第八条まで、附則第十五条及び附則第十六条第 法律第百号)による改正後の私的独占の禁止及 する法律の一部を改正する法律(平成二十五年 て、当該違反行為が施行日前に開始され、施行 び公正取引の確保に関する法律(次条から附則

第六条 新私的独占禁止法第七条の二第一項の規 行為がなくなっている場合における当該行為に 相当する行為をし、かつ、施行日前に既に当該 当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に 定により課徴金の納付を命ずる場合において、 係る違反行為についての課徴金の額の計算につ いては、 同項及び同条第九項の規定を適用しな

2 より課徴金の納付を命ずる場合において、当該 事業者が同条第八項各号に規定する行為に該当 新私的独占禁止法第七条の二第一項の規定に

ち施行日前に係るものについての課徴金の額 限る。) における当該行為に係る違反行為のう する行為をした場合(施行日以後にした場合に

定する措置を命ずることができない。 事業者(会社に限る。)が施行日前に合併によ 以外の法人に限る。) が施行日前に合併により 第二項に規定する違反行為をした事業者(会社 定は、旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは 適用しない。 計算については、同項及び同条第九項の規定を により設立された法人及び当該違反行為をした 消滅した場合における合併後存続し、又は合併 新私的独占禁止法第七条の二第二十四項の規

第四条 この法律の施行の際その実行期間 (旧独 占禁止法第七条の二第一項(同条第二項及び旧

第七条 新私的独占禁止法第七条の二第一項 条第二項において読み替えて準用する場合を含 第百二条第一項に規定する処分が最初に行わ 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は同 的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 四項に規定する違反行為に係る事件について私 規定により課徴金の納付を命ずる場合にお 承継子会社等について適用する。 止法第七条の二第二十五項に規定する特定事業 う。)が行われた場合)における新私的独占禁 み替えて準用する新私的独占禁止法第五十条第 る違反行為に係る事件について私的独占の禁止 法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項又 じ。)の規定は、施行日以後に新私的独占禁止 私的独占禁止法第二十条の七において読み替え む。以下この項において同じ。)又は第四項 (審決及び納付命令に関する経過措置) 新私的独占禁止法第六十二条第四項において読 行われなかったときは、当該違反行為について 及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第 は第二十条の二から第二十条の六までに規定す 一項の規定による通知(以下「事前通知」とい 項に規定する処分が行われた場合(当該処分が て準用する場合を含む。以下この項において同 て、当該事業者が、同条第一項、第二項又は第 項第四号に掲げる処分又は同法第百二条第一

律の一部を改正する法律 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法 た日から遡り十年以内(当該処分が行われなか て事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、 ったときは、当該事業者が当該違反行為につい (平成十七年法律第三

場合における当該課徴金の額の計算について 通知若しくは審決を受けたことがある者である 若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、 第七条の二第六項第一号に規定する命令、通知 受けた日から遡り十年以内)に、旧独占禁止法 当該事業者が当該違反行為について事前通知を 十年以内(当該処分が行われなかったときは、 項に規定する処分が最初に行われた日から遡り 及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第 該違反行為に係る事件について私的独占の禁止 納付を命ずる場合において、当該事業者が、当項の規定は、同条第四項の規定により課徴金の による命令であって確定しているものとみなし 決を新私的独占禁止法第七条の二第一項の規定 定している場合に限る。)は、当該命令又は審 る審決を受けたことがあるとき(当該審決が確 前独占禁止法第五十四条の二第一項の規定によ ている場合に限る。)又は平成十八年一月改正 第四十八条の二第五項に規定する期間を経過し することなく平成十八年一月改正前独占禁止法 第一項の規定による命令を受けたことがあると 正取引の確保に関する法律(以下「平成十八年 十五号)による改正前の私的独占の禁止及び公 新私的独占禁止法第七条の二第七項及び第九 一月改正前独占禁止法」という。)第七条の二 項第四号に掲げる処分又は同法第百二条第一 (当該命令についての審判手続の開始を請求 同条第七項及び第九項の規定を適用する。 適用する。 2

第八条 新私的独占禁止法第二十条の二の規定の 独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新 四条の規定による審決を受けたことがあるとき 十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十 反する行為(新私的独占禁止法第二条第九項第 八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違 通知を受けた日から遡り十年以内)に、平成十 きは、当該事業者が当該違反行為について事前 ら遡り十年以内(当該処分が行われなかったと 及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第 る違反行為に係る事件について私的独占の禁止 適用については、当該事業者が、同条に規定す 私的独占禁止法第二条第九項第一号に規定する (当該審決が確定している場合に限る。) 又は旧 について平成十八年一月改正前独占禁止法第四 (審決及び排除措置命令に関する経過措置) 一号に規定する行為に相当するものに限る。) 項第四号に掲げる処分が最初に行われた日か 3

行為に相当するものに限る。)について旧独占行為に相当するものに限る。)おしくは旧独占禁止法第六十六条第四項る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場の規定による命令を新私的独占禁止法第二十条の規定による命令であって確定している場合に限る。)について旧独占行為に相当するものに限る。)について旧独占行為に相当するものに限る。)について旧独占行為に相当するものに限る。)について旧独占

の規定による審決(原処分の全部を取り消す場る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項 とみなす。 合のものに限る。)を受けたことがあるとき 条の規定による審決を受けたことがあるとき 三の規定による命令であって確定しているもの 該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の があるとき(当該命令が確定している場合に限 禁止法第二十条の規定による命令を受けたこと 行為に相当するものに限る。) について旧独占 私的独占禁止法第二条第九項第二号に規定する 独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新 号に規定する行為に相当するものに限る。) に 年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反 知を受けた日から遡り十年以内)に、平成十八 り十年以内(当該処分が行われなかったとき 第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡 公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項 反行為に係る事件について私的独占の禁止及び (当該審決が確定している場合に限る。) は、当 (当該審決が確定している場合に限る。) 又は旧 八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四 ついて平成十八年一月改正前独占禁止法第四十 する行為(新私的独占禁止法第二条第九項第二 は、当該事業者が当該違反行為について事前通 については、当該事業者が、同条に規定する違 新私的独占禁止法第二十条の三の規定の適用

→ 新私的独占禁止法第二条第九項第三年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反反行為に係る事件について私的独占の禁止及び反行為に係る事件について私的独占の禁止及び反行為に係る事件について私的独占の禁止及び反行為に係る事件について和前組上不等第一項公正前別の確保に関する法律第四十七条第一項公正財別の確保に関する法律第四十七条第一項公正財別の確保に関する法律第四十七条第一項公正財別の確保に関する法律第四十七条第一項公司を受けた日から遡り十年以内。
 → 新私的独占禁止法第二十条の四の規定の適用する行為(新私的独占禁止法第二十条の四の規定の適用する行為(新私的独占禁止法第二十条の四の規定の適用する行為(新私的独占禁止法第二十条の四の規定の適用する行為(新私的独占禁止法第二十条の四の規定の適用する行為(新私的独占禁止法第二十条の四の規定の適用する行為(新私的独占禁止法第二十条の四の規定の適用する行為(新私的独占性法第二条第九項第三

号に規定する行為に相当するものに限る。)に 号に規定する行為に相当するものに限る。)ないて平成十八年一月改正前独占禁止法第四十 (当該審決が確定している場合に限る。) ない 大海第四項、第五十三条の規定に違反する行為(新私的独占禁止法第十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。) 若しくは旧独占禁止法第二条第九項第三号に規定する私的独占禁止法第二条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。) を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。) だいる場合に限る。) たったの規定による審決(原処分の全部を取り消す場の規定による審決(原処分の全部を取り消す場の規定による審決(原処分の全部を取り消す場の規定による審決(原処分の全部を取り消す場の規定による審決(原処分の全部を取り消す場の規定による審決(原処分の全部を取り消す場の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合に限る。) に

4 新私的独占禁止法第二十条の五の規定の適用 公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項 反行為に係る事件について私的独占の禁止及び 五の規定による命令であって確定しているもの 該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の 合のものに限る。)を受けたことがあるとき の規定による審決(原処分の全部を取り消す場 る。) 若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項 があるとき(当該命令が確定している場合に限 禁止法第二十条の規定による命令を受けたこと 私的独占禁止法第二条第九項第四号に規定する 独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新 条の規定による審決を受けたことがあるとき 号に規定する行為に相当するものに限る。) に 年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反 知を受けた日から遡り十年以内)に、平成十八 り十年以内(当該処分が行われなかったとき 第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡 については、当該事業者が、同条に規定する違 とみなす。 (当該審決が確定している場合に限る。) は、当 行為に相当するものに限る。)について旧独占 (当該審決が確定している場合に限る。) 又は旧 八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四 ついて平成十八年一月改正前独占禁止法第四十 する行為(新私的独占禁止法第二条第九項第四 は、当該事業者が当該違反行為について事前通

第九条 附則第一条ただし書に規定する規定の施(事業者団体届出に関する経過措置)

行の日前に生じた旧独占禁止法第八条第二項か

ては、なお従前の例による。出に係る事項の変更及び解散に係る届出についら第四項までに規定する事業者団体の成立、届

(株式の取得又は所有に関する経過措置)ては、なお従前の例による。

第十条 新独占禁止法第十条第二項及び第八項の第十条 新独占禁止法第十条第二項及び第八項の第十条 新独占禁止法第十条第二項及び第八項の第十条 新独占禁止法第十条第二項及び第八項の

措置) 信件、分割又は事業等の譲受けに関する経過

第十一条 お従前の例による。 五項において読み替えて準用する場合を含む。) る場合を含む。)又は第十六条第二項(同条第 の規定を同条第六項において読み替えて準用す 四項において読み替えて準用する場合を含む。) れた期間を経過していないものについては、 五条第五項ただし書(旧独占禁止法第十五条の 六項において読み替えて準用する場合を含む。) 施行の際旧独占禁止法第十五条第五項本文(旧 の規定によりされた届出であって、この法律の て準用する場合を含む。)の規定により短縮さ に規定する三十日の期間又は旧独占禁止法第十 独占禁止法第十五条の二第七項又は第十六条第 一第七項又は第十六条第六項において読み替え 第十五条の二第二項若しくは第三項(これら 旧独占禁止法第十五条第二項 (同条第 な

(共同株式移転に関する経過措置)

第十二条 新独占禁止法第十五条の三第二項及び第十二条 新独占禁止法第十条第八項の規定は、施行日から起算同条第三項において読み替えて準用する新独占

第十三条 施行日前に旧独占禁止法第十五条第二 同条第七項において読み替えて準用する旧独占 項及び第三項(これらの規定を同条第六項にお (利害関係人の閲覧謄写請求手続に関する経過 の訴えについては、なお従前の例による。 おける合併、共同新設分割又は吸収分割の無効 合併、共同新設分割又は吸収分割をしたときに 禁止法第十五条第五項の規定に違反して会社が いて読み替えて準用する場合を含む。) 並びに 合を含む。)及び第五項又は第十五条の二第二 項(同条第四項において読み替えて準用する場 (合併又は分割の無効の訴えに関する経過措置)

第十四条 附則第一条ただし書に規定する規定の 施行の日前に旧独占禁止法第七十条の十五の規 に対する処分については、なお従前の例によ 定によりされた事件記録の閲覧又は謄写の求め

(文書提出命令の特則についての経過措置)

第十五条 新私的独占禁止法第八十条から第八十 については、なお従前の例による。 えについて適用し、施行日前に提起された訴え 三条までの規定は、施行日以後に提起された訴 (求意見制度についての経過措置) 2

は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行第十六条 新独占禁止法第八十四条第一項の規定 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法 た訴えにおいて相殺のために裁判上主張された し書に規定する規定の施行の日以後に提起され 準用する同条第一項の規定は、附則第一条ただ する訴えについては、なお従前の例による。 前に提起された同条の規定による損害賠償に関 る損害賠償に関する訴えについて適用し、同日 取引の確保に関する法律第二十五条の規定によ の日以後に提起された私的独占の禁止及び公正 新私的独占禁止法第八十四条第二項において 第二条

る損害賠償の請求については、なお従前の例に 相殺のために裁判上主張された同条の規定によ いて適用し、同日前に提起された訴えにおいて 律第二十五条の規定による損害賠償の請求につ

(処分、手続等に関する経過措置)

第十七条 この法律 (附則第一条ただし書に規定 の行為であって、新独占禁止法又はこれに基づ づく命令の規定によってした処分、手続その他 同じ。)の施行前に旧独占禁止法又はこれに基 する規定については、当該規定。次条において

附則に別段の定めがあるものを除き、新独占禁 止法又はこれに基づく命令の相当の規定によっ く命令の規定に相当の規定があるものは、この てしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及び附則 の施行後にした行為に対する罰則の適用についの例によることとされる場合におけるこの法律 第九条から第十一条までの規定によりなお従前 なお従前の例による。

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、政令で定める。 のほか、この法律の施行に関して必要な経過措 (政令への委任)

(検討)

第二十条 政府は、私的独占の禁止及び公正取引 合において、新独占禁止法の施行の状況を勘案 の規定について検討を加え、その結果に基づいし、必要があると認めるときは、新独占禁止法 十一年度中に検討を加え、その結果に基づいていて、全面にわたって見直すものとし、平成二 の確保に関する法律の審判手続に係る規定につ 所要の措置を講ずるものとする。 政府は、この法律の施行後五年を経過した場

て所要の措置を講ずるものとする。 五 附 一 則 (平成二二年一一月一九日法律第 抄

(施行期日)

| ・ を超えない範囲内において政令で定める日から| 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

(経過措置)

6 この法律の施行前にした行為及び前各項の規 る罰則の適用については、なお従前の例によ合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 定によりなおその効力を有することとされる場

7 1関し必要な経過措置は、政令で定める。 前各項に定めるもののほか、この法律の施行

三号) 附 則 (平成二三年五月二五日法律第五

施行する。 この法律は、 三号) 附 則 (平成二四年三月三一日法律第1 新非訟事件手続法の施行の日 カ:

抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から (施行期日)

> 則第三十三条の三の改正規定、同法附則第三 則第三十三条の二第一項の改正規定、 規定、同法附則第十五条の改正規定、 条の二の表第三百条第一項第八号の項の改正 で及び第二十一項の改正規定、同法附則第四 から第十五項まで、第十七項から第十九項ま び第四十六号の項の改正規定、同条第十二項 三百三十三条第一項第十三号、第四十五号及 項の次に次のように加える改正規定、同表第 分に限る。)、同項の表第百三十七条第五項の 険業法の規定」を「同法の規定」に改める部 二編第七章第一節」に改める部分及び「新保 険業法第二編第七章第一節」を「保険業法第 改正規定、同条第十一項の改正規定(「新保 を除く。)、同条第三項、第五項及び第六項の の表第百条の二の項を次のように改める部分 項の改正規定、同条第二項の改正規定(同項 く。)、同法附則第四条の見出し及び同条第一 第五項及び第百三十八条」に改める部分を除

十四条の二並びに第三十六条第一項及び第二

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

お育可に100mのは第百三十八条の改正規定、同法第百三十八条の改正規定、同法第百三十五条第三項の10mのは10mのでは、同法第百三十五条第三項の10mのでは、10mの 定、同法第三百十一条の三第一項第二号の改同法第二百七十一条の二十二第一項の改正規 定、同法第百七十三条の五の改正規定、同法 法第百七十三条の四第二項第二号ロの改正規 及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改 項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項 業法等の一部を改正する法律附則第二条第一 第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険 号及び第四十六号の改正規定並びに同法附則 正規定、同法第三百三十三条第一項第三十三 第二百七十一条の二十一第一項の改正規定、 入機構」と、「第百三十五条第一項」とある 八条第一項中「移転先会社」とあるのは「加 分及び「第百三十九条第二項」を「第百三十 を「(次条第一項、第百四十条」に改める部 法第百七条の改正規定、同法第百二十七条第 十九条第二項」に改める部分に限る。)、同法 のは「第二百七十条の四第八項」と、第百三 十条の四第九項の改正規定 (「(第百四十条」 第二百十条第一項の改正規定、同法第二百七 第一条中保険業法第百六条の改正規定、

第十二条 この法律(附則第一条第二号に掲げ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 規定にあっては、当該規定。以下この条にお て同じ。) の施行前にした行為及びこの附則 (罰則の適用に関する経過措置) 公布の日から起算して六月を超えない範囲る。)並びに第九条から第十三条までの規定 内において政令で定める日 律第九十五号)第三百二条の改正規定に限 更生手続の特例等に関する法律(平成八年法 項、第四条、第五条、第八条(金融機関等の 項及び第三項、附則第三条第一項及び第二 項の改正規定、第三条の規定並びに次条第一 なお従前の例によ

0)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この 経過措置(罰則に関する経過措置を含む。) 定にあっては、当該規定)の施行に関し必要な 法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規 る罰則の適用については、 政令で定める。 (政令への委任) 附 則 (平成二四年六月二七日法律第四

正規定(「第百三十八条」を「第百三十七条 第一条 この法律は、 施行する。 (施行期日) 二号) 抄 平成二十五年四月一日から

は、

一〇〇号) 則 (平成二五年一二月一三日法律第

(施行期日)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」と 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 いう。)前に一の違反行為について当該違反行 通知があった場合についての経過措置) 六条の規定は、公布の日から施行する。 から施行する。ただし、附則第十五条及び第十 六月を超えない範囲内において政令で定める日 (施行日前に排除措置命令又は納付命令に係る

者である場合には、当該事業者を含む。附則第 う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業 成事業者(事業者の利益のためにする行為を行 為をした事業者又は事業者団体若しくはその構 み替えて準用する場合を含む。)の規定による 十九条第五項(旧法第五十条第六項において読 保に関する法律(以下「旧法」という。)第四 対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の 七条第一項において同じ。)の全部又は一部に

則で定めるものについては、なお従前の例によ 他これらに類する手続として公正取引委員会規 手続による審決の取消しの訴えに係る手続その 次条及び附則第四条において同じ。)、当該審判 手続、審判手続(審判官の指定の手続を含む。 付を命ずる手続、課徴金を徴収し又は還付する るために必要な措置を命ずる手続、課徴金の納 し又は当該違反行為が排除されたことを確保す 通知があった場合における当該違反行為を排除 2

の謄本の送達があった場合についての経過措(施行日前に独占的状態に係る審判開始決定書

ついては、なお従前の例による。 手続として公正取引委員会規則で定めるものに 取消しの訴えに係る手続その他これらに類する る手続、審判手続、当該審判手続による審決の いて競争を回復させるために必要な措置を命ず 合における独占的状態に係る商品又は役務につ による審判開始決定書の謄本の送達があった場 施行日前に旧法第五十五条第三項の規定

始した場合についての経過措置) (施行日前に認可の取消しに係る審判手続を開

判手続、当該審判手続による審決の取消しの訴規定により審判手続を開始した場合における審 なお従前の例による。 公正取引委員会規則で定めるものについては、 えに係る手続その他これらに類する手続として 施行日前に旧法第七十条の十二第一項の

(審決を受けたことがある者に対する納付命令 に関する規定の適用関係)

第五条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の 知」という。)を受けた日)をいう。第三項に 項において読み替えて準用する新法第五十条第 者が当該違反行為について新法第六十二条第四 条第一項に規定する処分が最初に行われた日 七条第一項第四号に掲げる処分又は同法第百二 の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十 日(当該違反行為に係る事件について私的独占 定する違反行為に係る事件についての調査開始 事業者が、同条第一項、第二項又は第四項に規 より課徴金の納付を命ずる場合において、当該 て準用する場合を含む。)又は第四項の規定に 七条の二第一項(同条第二項において読み替え 確保に関する法律(以下「新法」という。)第 (当該処分が行われなかったときは、当該事業 項の規定による通知(次条において「事前通

第七項及び第九項の規定を適用する。 の規定による決定とみなして、新法第七条の二 あるときは、当該審決を新法第六十三条第二項 十一条第二項の規定による審決を受けたことが おいて同じ。)から遡り十年以内に、旧法第五

きは、当該法人が受けた旧法第五十一条第二項 合において、当該法人が合併により消滅したと 規定する違反行為をした事業者が法人である場 十四項の規定を適用する。 定による決定とみなして、新法第七条の二第二 の規定による審決を新法第六十三条第二項の規 新法第七条の二第一項、第二項又は第四項に

3 係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会社 三項第一号に規定する子会社等をいう。以下こ しくは二以上の子会社等(新法第七条の二第十 件についての調査開始日以後においてその一若 合において、当該法人が当該違反行為に係る事 規定する違反行為をした事業者が法人である場 法第六十三条第二項の規定による決定とみなし た旧法第五十一条第二項の規定による審決を新 の事由により消滅したときは、当該法人が受け に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外 上の子会社等に対して分割により当該違反行為 の調査開始日以後においてその一若しくは二以 に限る。) が当該違反行為に係る事件について の項において同じ。) に対して当該違反行為に て、 新法第七条の二第一項、第二項又は第四項に 新法第七条の二第二十五項の規定を適用す 3

第六条 新法第二十条の二の規定の適用について りなお従前の例によることとされる場合におけ 係る事件について私的独占の禁止及び公正取引 審決を新法第二十条の二の規定による命令であ 該審決が確定している場合に限る。)は、当該 るものを含む。)を受けたことがあるとき(当 消す場合のものに限り、附則第二条の規定によ 第四項の規定による審決(原処分の全部を取り 当するものに限る。) について旧法第六十六条 日から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定 業者が当該違反行為について事前通知を受けた 内(当該処分が行われなかったときは、当該事 掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以 の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に って確定しているものとみなす。 に違反する行為(同法第二条第九項第一号に該 当該事業者が、同条に規定する違反行為に 4

2 当該事業者が、 新法第二十条の三の規定の適用については、 同条に規定する違反行為に係る

> る処分が最初に行われた日から遡り十年以内保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げ て確定しているものとみなす。 決を新法第二十条の三の規定による命令であっ 審決が確定している場合に限る。) は、 ものを含む。)を受けたことがあるとき(当該 なお従前の例によることとされる場合における 四項の規定による審決(原処分の全部を取り消 違反する行為(同法第二条第九項第二号に該当 から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定に するものに限る。)について旧法第六十六条第 者が当該違反行為について事前通知を受けた日 (当該処分が行われなかったときは、当該事業 **,場合のものに限り、附則第二条の規定により** 当該審

(当該処分が行われなかったときは、当該事業る処分が最初に行われた日から遡り十年以内 事件について私的独占の禁止及び公正取引の確 当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る 決を新法第二十条の四の規定による命令であっ 審決が確定している場合に限る。)は、当該審 ものを含む。)を受けたことがあるとき(当該 なお従前の例によることとされる場合における す場合のものに限り、附則第二条の規定により 四項の規定による審決(原処分の全部を取り消 するものに限る。) について旧法第六十六条第 違反する行為(同法第二条第九項第三号に該当 から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定に 者が当該違反行為について事前通知を受けた日 保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げ 新法第二十条の四の規定の適用については、

当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る 審決が確定している場合に限る。)は、 ものを含む。)を受けたことがあるとき(当該 す場合のものに限り、附則第二条の規定により 四項の規定による審決(原処分の全部を取り消 するものに限る。)について旧法第六十六条第 違反する行為(同法第二条第九項第四号に該当 から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定に 者が当該違反行為について事前通知を受けた日 る処分が最初に行われた日から遡り十年以内 保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げ 事件について私的独占の禁止及び公正取引の確 て確定しているものとみなす。 なお従前の例によることとされる場合における (当該処分が行われなかったときは、当該事業 新法第二十条の五の規定の適用については、

決を新法第二十条の五の規定による命令であっ て確定しているものとみなす。

事件について私的独占の禁止及び公正取引の確

賠償に関する訴えに関する経過措置) (排除措置命令等が確定した場合における損害

第七条 施行日前に確定した旧法第四十九条第 なお従前の例による。 規定による損害賠償に関する訴えについては、 及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の よる審決に係る違反行為に係る私的独占の禁止 第二号の規定に違反する行為をした事業者団体 項に規定する排除措置命令(排除措置命令がさ の構成事業者に対するものを除く。次項におい 項に規定する納付命令(旧法第八条第一号又は れなかった場合にあっては、旧法第五十条第一 て同じ。)) 又は旧法第六十六条第四項の規定に

こととされる場合における施行日以後に確 損害賠償に関する訴えについては、なお従前 引の確保に関する法律第二十五条の規定による 係る違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取 又は旧法第六十六条第四項の規定による審決に 令(排除措置命令がされなかった場合にあって た旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命 例による。 は、旧法第五十条第一項に規定する納付命令) 附則第二条の規定によりなお従前の例による 能定し

(審判官に関する経過措置)

第八条 附則第二条から第四条までの規定により した事務を除く。)」とする。 こととされる審判官の指定の手続により、公正 ら第四条までの規定によりなお従前の例による 法律(平成二十五年法律第百号)附則第二条か 務」とあるのは、「局務(私的独占の禁止及び 第三項の規定の適用については、同項中「局 る事務が終了するまでの間は、新法第三十五条 なお従前の例によることとされる審判手続に係 取引委員会が審判官を指定して行わせることと 公正取引の確保に関する法律の一部を改正する

事務が終了するまでの間は、 お従前の例によることとされる審判手続に係る は、附則第二条から第四条までの規定によりな 旧法第三十五条第七項から第九項までの規定 なおその効力を有

審決に関する規定の適用関係 (競争を回復させるために必要な措置を命ずる

第九条 旧法第六十五条又は第六十七条第一項 規定による審決(当該審決が確定した場合に る。) については、 新法第六十四条第一項に規 限

当該審

とみなして、新法第六十八条及び第七十条の三 定する競争回復措置命令であって確定したもの

施行日以後においてこれに従わないときは、当 第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を 五条第一項第二号、第二項第二号及び第五項、 て、新法第九十条第三号、第九十二条、第九十 回復措置命令であって確定したものとみなし 該審決を新法第六十四条第一項に規定する競争 確定した場合において、当該審決を受けた者が 十五条又は同項の規定による審決を含む。) が の例によることとされる場合における旧法第六 による審決(附則第三条の規定によりなお従前旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定

(緊急停止命令に係る事件の手続に関する経過

第十条 この法律の施行の際現に裁判所に係属し 条の七第一項に規定する事件の手続について 十条の十四第二項において準用する旧法第七十 ている旧法第七十条の十三第一項及び旧法第七 なお従前の例による。

者に対する抗告訴訟に関する経過措置) (施行日前に認可申請の却下等の審決を受けた

る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条及び 第八十八条の規定を適用する。 て、新法第七十七条、第八十五条(第一号に係 新法第七十六条第二項に規定する決定とみなし 条の十二第二項の規定による審決については、 旧法第七十条の十一第一項及び第七十

2 この法律の施行の際現に旧法第七十七条第一 なお従前の例による。 る審決の取消しの訴えの出訴期間については、 項に規定する期間が進行している前項に規定す

る行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十の際現に係属している同項に規定する審決に係 ては、なお従前の例による。 九号)第三条第一項に規定する抗告訴訟につい 第一項の規定にかかわらず、この法律の施行

2 第十二条 施行日前にした旧法第四十九条第一項 裁判の手続については、なお従前の例による。 規定による裁判及び附則第十条の規定によりな 置命令に違反する行為に対する過料についてのおける施行日以後にした同項に規定する排除措 によりなお従前の例によることとされる場合に に規定する排除措置命令及び附則第二条の規定 (過料についての裁判の手続に関する経過措置) 施行日前にした旧法第七十条の十三第一項の

行日以後にした同項の規定による裁判に違反す いては、なお従前の例による。 る行為に対する過料についての裁判の手続につ お従前の例によることとされる場合における施

(処分、 手続等に関する経過措置)

第十三条 があるものを除き、新法又はこれに基づく命令 当の規定があるものは、この附則に別段の定め あって、新法又はこれに基づく命令の規定に相 の規定によってした処分、手続その他の行為で の相当の規定によってしたものとみなす。 (罰則に関する経過措置) 施行日前に旧法又はこれに基づく命令

第十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規 適用については、なお従前の例による。 定によりなお従前の例によることとされる場合 (政令への委任) における施行日以後にした行為に対する罰則の

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定第十五条 この附則に規定するもののほか、この める。

(検討)

第十六条 政府は、公正取引委員会が事件につい 点から検討を行い、この法律の公布後一年を目 件関係人が十分な防御を行うことを確保する観 所要の措置を講ずるものとする。 途に結論を得て、必要があると認めるときは、 ける他の行政手続との整合性を確保しつつ、事 て必要な調査を行う手続について、我が国にお

七号) 附 則 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部 日から施行する。 号。以下「通則法改正法」という。)の施行の を改正する法律(平成二十六年法律第六十六

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこ とされる場合におけるこの法律の施行後にした 行為に対する罰則の適用については、 の附則の規定によりなおその効力を有すること 例による。 なお従前

九号) 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十 る。 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法ついての不服申立てであってこの法律の施行前 がある場合を除き、なお従前の例による。 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 (訴訟に関する経過措置) に係るものについては、この附則に特別の定め

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できなり不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その第六条 この法律による改正前の法律の規定によ べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す される場合にあっては、当該他の不服申立てを 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ すべき期間を経過したもの(当該不服申立てがを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 起については、なお従前の例による。 の他の行為を経た後でなければ提起できないと いこととされる事項であって、当該不服申立て

2 この法律の規定による改正前の法律の規定 取消しの訴えの提起については、なお従前の例を提起することができないこととされるもののに対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え 規定による改正後の法律の規定により審査請求された処分その他の行為であって、この法律のされる場合を含む。)により異議申立てが提起 による。 (前条の規定によりなお従前の例によることと

3

第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 後にした行為に対する罰則の適用については、

第十条 附則第五条から前条までに定めるものの 政令で定

(平成二八年一二月一六日法律第

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ に関する包括的及び先進的な協定が日本国につ

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に (罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

施行前に提起されたものについては、なお従前他の行為の取消しの訴えであって、この法律の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その の例による。

なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置)

める。 (その他の経過措置の政令への委任) (罰則に関する経過措置を含む。) は、

一〇八号)

(施行期日)

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 日」という。)から施行する。ただし、次の各 いて効力を生ずる日(第三号において「発効

附則第九条の規定

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規 (政令への委任) 適用については、なお従前の例による。 における施行日以後にした行為に対する罰則 定によりなお従前の例によることとされる場合

第九条 この附則に規定するもののほか、この 経過措置を含む。)は、政令で定める。 律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

号 附 則 抄 (平成三〇年七月六日法律第七〇

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から施行する。 号 附 則 抄 (令和元年五月三一日法律第一六

(施行期日)

施行する。

Iから

号) 抄 則 (令和元年六月一四日法律第三七

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行 を経過した日から施行する。ただし、次の各号 する。 (施行期日)

及び第六条の規定 律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及 第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法 百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、 規定に限る。)、第八十五条、第百二条、第百 び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条 十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第 っせんに係る児童の保護等に関する法律第二 七条(民間あっせん機関による養子縁組の 十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正 第四十条、第五十九条、第六十一条、 公布の日 あ

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別 方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定 域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。) 第二章第二節及び第四節、第四十一条 第四十二条から第四十八条まで、 地

起算して六月を経過した日 条から第二十九条までの規定 公布の日から 並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第 第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。) 使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 条、第百七十条、第百七十二条(フロン類の 六十三条まで、第百六十六条、第百六十九 八条、第百三十九条、第百六十一条から第百 条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十 で、第百四条、第百八条、第百九条、第百十 五条、第九十六条、第九十八条から第百条ま 九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十 第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十 条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、 まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の 条、第六十二条、第六十六条から第六十九条 第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十 十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三 二条、第百十三条、第百十五条、第百十六 一十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七 七条、第七十九条、第八十条、第八十二 第百十九条、第百二十一条、第百二十三

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっ 他の行為及び当該規定により生じた失職の効力 については、なお従前の例による。 に限る。) に基づき行われた行政庁の処分その 項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの 前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条 同じ。)の施行の日前に、この法律による改正 ては、当該規定。以下この条及び次条において (罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十 その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす 討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除 人であることを理由に制限する旨の規定についる法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐 する法律(平成十八年法律第四十八号)におけ 六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関 て、この法律の公布後一年以内を目途として検

則 (令和元年六月二六日法律第四五

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 六月を超えない範囲内において政令で定める日

> から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。

- の規定 公布の日から起算して一月を経過し 並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条 う。) 第七条の二第七項、第九十四条の二並 びに第九十五条第一項及び第二項の改正規定 保に関する法律(以下「独占禁止法」とい 第一条中私的独占の禁止及び公正取引の確
- (延滞金に関する経過措置) 二 第一条(前号に掲げる改正規定を除く。) を超えない範囲内において政令で定める日 及び次条の規定 公布の日から起算して九月

第二条 第一条の規定による改正後の独占禁止法 に対応するものについては、なお従前の例によ 第六十九条第二項の規定は、延滞金のうち前条 第二号に定める日以後の期間に対応するものに ついて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間

(排除措置に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際その行為がなくなっ 二項及び第二十条第二項において準用する場合 う。) 第七条第二項(独占禁止法第八条の二第 という。)第七条第二項又は独占禁止法第八条 る改正前の独占禁止法(以下「旧独占禁止法」 後の独占禁止法(以下「新独占禁止法」とい 違反行為については、第二条の規定による改正 た日から五年を経過している第二条の規定によ する措置を命ずることができない。 かかわらず、新独占禁止法第七条第二項に規定 を含む。以下この条において同じ。)の規定に の二第二項若しくは第二十条第二項に規定する

(課徴金に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新独占禁 止法の規定は、施行日前違反行為(この法律の 条において同じ。)についての課徴金の納付を ら第二十条の六までに規定する違反行為のうち 施行の日(以下「施行日」という。)前に行わ 命ずる手続についても、適用する。 いずれかの違反行為をいう。次条及び附則第六 れた旧独占禁止法第七条の二第一項、第二項若 しくは第四項、第八条の三又は第二十条の二か

第五条 この法律の施行の際その実行期間(旧独 。)の終了した日から五年を経過している施行 する場合を含む。)に規定する実行期間をいう 独占禁止法第八条の三において読み替えて準用 占禁止法第七条の二第一項(同条第二項及び旧

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法 を受けた日)の十年前の日前であるとき、又は 前通知(第六項に規定する事前通知を ときは、当該事業者が当該違反行為について事

いう。)

三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日

(当該事業者に対し当該処分が行われなかつた

日前違反行為(旧独占禁止法第七条の二第一項 ができない。 規定にかかわらず、課徴金の納付を命ずること 第八条の三において準用する場合を含む。) の 八第六項(新独占禁止法第七条の九第三項及び 若しくは第二項又は第八条の三に規定するもの .限る。) については、新独占禁止法第七条の

2 この法律の施行の際その違反行為期間(旧独 徴金の納付を命ずることができない。 止法第七条の八第六項の規定にかかわらず、 九第四項において読み替えて準用する新独占禁 に限る。) については、新独占禁止法第七条の ている施行日前違反行為(同項に規定するもの 期間をいう。)の終了した日から五年を経過し 占禁止法第七条の二第四項に規定する違反行為 課

3 この法律の施行の際旧独占禁止法第二十条の 準用する新独占禁止法第七条の八第六項の規定 行為(旧独占禁止法第二十条の二から第二十条 なった日から五年を経過している施行日前違反 七条の二第二十七項に規定する当該行為がなく 七において読み替えて準用する旧独占禁止法第 にかかわらず、課徴金の納付を命ずることがで 新独占禁止法第二十条の七において読み替えて の六までに規定するものに限る。)については、 きない。

|第六条 施行日前に既になくなっている施行日前 違反行為についての課徴金の額の計算について は、なお従前の例による。

2 るものに限る。) として開始された行為であっ 第一項若しくは第二項又は第八条の三に規定す の規定にかかわらず、なお従前の例による。こ 用に係る部分に限る。)及び第七条の九第一項 占禁止法第七条の二及び第七条の三の規定の適 条の八第四項(新独占禁止法第七条の九第三項 おいて読み替えて準用する場合を含む。)、第七 第七条の三(新独占禁止法第七条の九第三項に 三において読み替えて準用する場合を含む。)、 金の額(施行日前違反行為に係る部分に限る。) 七条の九第一項又は第八条の三に規定する違反 の場合において、 において読み替えて準用する場合を含み、新独 の計算については、新独占禁止法第七条の二 行為に該当するものに限る。) についての課徴 において、新独占禁止法第七条の二第一項、第 て、施行日以後になくなったもの(施行日以後 (新独占禁止法第七条の九第三項又は第八条の 施行日前違反行為(旧独占禁止法第七条の一 旧独占禁止法第七条の二第一

とあるのは、「(当該事業活動を行つた日が、当 する処分又は第百三条の三各号に掲げる処分が る処分、第百二条第一項若しくは第二項に規定 条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げ 該事業者に対し当該違反行為について第四十七 なくなる日からさかのぼつて三年間とする。」 るときは、当該行為の実行としての事業活動 なくなる日までの期間(当該期間が三年を超 項中「から当該行為の実行としての事業活動

3 行日の前日までの期間(」とする。 該三年前の日のいずれか遅い日)から改正法施 施行日前違反行為(旧独占禁止法第七条の二

前の日前であるときは、当該十年前の日又は当

項において「改正法施行日」という。)の三年

和元年法律第四十五号)の施行の日(以下この

の確保に関する法律の一部を改正する法律(令

であるとき、又は私的独占の禁止及び公正取引前通知をいう。)を受けた日)の十年前の日前

反行為について事前通知(第六項に規定する事が行われなかつたときは、当該事業者が当該違 最初に行われた日(当該事業者に対し当該処分

さかのぼつて三年間とする。」とあるのは、 年を超えるときは、当該行為がなくなる日から 反行為に係る部分に限る。)の計算については、 の(施行日以後において、新独占禁止法第七条 れた行為であって、施行日以後になくなったも 第四項に規定するものに限る。)として開始さ 第一項若しくは第二項に規定する処分又は第百 第三号若しくは第四号に掲げる処分、第百二条 該違反行為について第四十七条第一項第一号、 らず、なお従前の例による。この場合にお 定の適用に係る部分に限る。)の規定にかか 七条の二、第七条の三及び第七条の八第四 項において読み替えて準用する新独占禁止法第 新独占禁止法第七条の九第二項並びに同条第四 に限る。) についての課徴金の額(施行日前違 の九第二項に規定する違反行為に該当するもの (当該行為を行つた日が、当該事業者に対し当 該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三 て、旧独占禁止法第七条の二第四項中「から当 (新独占禁止法第七条の二及び第七条の三の わ規 項

期間(」とする。 ずれか遅い日)から改正法施行日の前日までの きは、当該十年前の日又は当該三年前の日のい 法施行日」という。)

の三年前の日前であると 五号)の施行の日(以下この項において「改正 律の一部を改正する法律(令和元年法律第四十

いて第四十七条第一項第一号、 つた日が、当該事業者に対し当該違反行為につ 三年間とする。)」とあるのは「(当該行為を行 きは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて なる日までの期間(当該期間が三年を超えると り、及び第二十条の六中「から当該行為がなく がなくなる日から遡つて三年間とする。)」とあ 間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為 の規定中「から当該行為がなくなる日までの期 期間」と、第二十条の三から第二十条の五まで ずれか遅い日)から改正法施行日の前日までのきは、当該十年前の日又は当該三年前の日のい 法施行日」という。) の三年前の日前であると 五号)の施行の日(以下この章において「改正 律の一部を改正する法律(令和元年法律第四十 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法 を受けた日)の十年前の日前であるとき、又は る事前通知をいう。以下この章において同じ。) について事前通知(第七条の二第六項に規定す れなかつたときは、当該事業者が当該違反行為 行われた日(当該事業者に対し当該処分が行わ 対し当該違反行為について第四十七条第一項第 のは「(当該行為を行つた日が、当該事業者に なくなる日から遡つて三年間とする。)」とある の二中「から当該行為がなくなる日までの期間 る。この場合において、旧独占禁止法第二十条 る。)の規定にかかわらず、なお従前の例によ 独占禁止法第七条の二の適用に係る部分に限 占禁止法第七条の二及び第七条の八第四項(新 第二十条の七において読み替えて準用する新独 止法第二十条の二から第二十条の六まで並びに る部分に限る。) の計算については、新独占禁 についての課徴金の額(施行日前違反行為に係 でに規定する違反行為に該当するものに限る。) 新独占禁止法第二十条の二から第二十条の六ま 以後になくなったもの(施行日以後において、 る。)として開始された行為であって、施行日 二から第二十条の六までに規定するものに限 (当該期間が三年を超えるときは、当該行為が 施行日前違反行為(旧独占禁止法第二十条の 号、第三号又は第四号に掲げる処分が最初に 第三号又は第四 3 2 5 一号(旧独占禁止法第八条の三において読み替

法施行日の三年前の日前であるときは、当該十 けた日)の十年前の日前であるとき、又は改正 日)から改正法施行日の前日までの期間」とす 年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い 該事業者が当該違反行為について事前通知を受 者に対し当該処分が行われなかつたときは、当 号に掲げる処分が最初に行われた日(当該事業 施行日前に旧独占禁止法第七条の二第十項第

|第七条 新独占禁止法第七条の二第一項に規定す る違反行為をした事業者が、私的独占の禁止及 る行為をし、かつ、平成二十一年独占禁止法改 の項及び次条第三項において「平成二十一年独 る法律(平成二十一年法律第五十一号。以下こ び公正取引の確保に関する法律の一部を改正す 告及び資料の提出を行った事業者の課徴金の額 準用する場合を含む。)の規定により事実の報 ら第三号まで(旧独占禁止法第八条の三におい えて準用する場合を含む。)、第十一項第一号か いての課徴金の額の計算については、同項及び いる場合における当該行為に係る違反行為につ 正法の施行の日前に既に当該行為がなくなって は第三号イ若しくはロに規定する行為に相当す 独占禁止法第七条の三第二項第一号、 占禁止法改正法」という。) の施行の日前に新 かわらず、なお従前の例による。 読み替えて準用する場合を含む。)の規定にか れらの規定を新独占禁止法第八条の三において 独占禁止法第七条の四から第七条の六まで(こ の減額及び課徴金の納付の免除については、新 二項第一号(旧独占禁止法第八条の三において て読み替えて準用する場合を含む。)又は第十 第二号又

三第二項第三号ハ又はニに規定する行為に相当 は、同項及び同条第三項の規定は、適用しな 違反行為についての課徴金の額の計算について がなくなっている場合における当該行為に係る する行為をし、かつ、施行日前に既に当該行為 反行為をした事業者が、新独占禁止法第七条の 新独占禁止法第七条の二第一項に規定する違

限る。)における当該行為に係る違反行為のう 三第二項第三号ハ又はニに規定する行為に該当 する行為をした場合(施行日以後にした場合に 反行為をした事業者が、新独占禁止法第七条の 新独占禁止法第七条の二第一項に規定する違

|第八条 新独占禁止法第七条の二第一項又は第七 為をした事業者が、当該違反行為に係る事件に 条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行 額の計算については、同項及び同条第三項の規 ち施行日前に行われたものについての課徴金の 第十五項に規定する調査開始日をいう。以下こ 定は、適用しない。 ついての調査開始日(新独占禁止法第二条の一

同条第三項の規定は、適用しない。 第一項の規定による審決を受けたことがあると は平成十七年改正前独占禁止法第五十四条の二 規定する期間を経過している場合に限る。)、又 命令を受けたことがあるとき(当該命令につい 法」という。) 第七条の二第一項の規定による 及び次条において「平成十七年改正前独占禁止 五号) による改正前の独占禁止法 (以下この項 七年改正前独占禁止法第四十八条の二第五項に の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十 ての審判手続の開始を請求することなく平成十 (当該審決が確定している場合に限る。) は、

第二条第三項に規定する完全子会社をいう。以する。当該事業者の完全子会社(新独占禁止法 定の適用についても、同様とする。 新独占禁止法第七条の三第一項及び第三項の規 又は審決(当該譲渡又は分割については、当該 ての調査開始日から遡り十年以内に、当該命令 者たる法人が、当該違反行為に係る事件につい 事業の全部若しくは一部を承継させた他の事業 事業者に対して分割により当該違反行為に係る 相手方である他の事業者たる法人、当該事業者 会社である場合に限る。)、当該事業者の合併の は審決を受けた日において当該事業者の完全子 次項において同じ。) 及び第三項の規定を適用 み替えて準用する場合を含む。以下この項及び 禁止法第七条の九第三項又は第四項において読 当該命令又は審決を新独占禁止法第七条の二第 を受けた場合における、当該事業者についての 譲渡又は分割がされた事業に係るものに限る。) は一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該 下この条及び次条において同じ。)(当該命令又 して、新独占禁止法第七条の三第一項(新独占 定による命令であって確定しているものとみな に対して当該違反行為に係る事業の全部若しく 項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規

2 九第一項若しくは第二項に規定する違反行為を 新独占禁止法第七条の二第一項又は第七条の

的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 の条において同じ。)から遡り十年以内に、私 ける、当該事業者についての同条第一項及び第 又は分割については、当該譲渡又は分割がされ 始日から遡り十年以内に、当該審決(当該譲渡 場合に限る。)、当該事業者の合併の相手方であ た事業に係るものに限る。)を受けた場合にお が、当該違反行為に係る事件についての調査開 若しくは一部を承継させた他の事業者たる法人 渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対 該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲 る他の事業者たる法人、当該事業者に対して当 けた日において当該事業者の完全子会社である する。当該事業者の完全子会社(当該審決を受 止法第七条の三第一項及び第三項の規定を適用 第二項の規定による決定とみなして、新独占禁 るときは、当該審決を新独占禁止法第六十三条 を改正する法律(平成二十五年法律第百号)に の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部 して分割により当該違反行為に係る事業の全部 よる改正前の独占禁止法(次条において「平 ての調査開始日から遡り十年以内に、私的独 した事業者が、当該違反行為に係る事件につい 一十五年改正前独占禁止法」という。)第五 条第二項の規定による審決を受けたことがあ

業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若 併の相手方である他の事業者たる法人、当該事 知又は審決を受けた日において当該事業者の完 受けたことがあるときは、当該命令を新独占禁 項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を 独占禁止法(次条において「平成二十一年改正 平成二十一年独占禁止法改正法による改正前の 件についての調査開始日から遡り十年以内に、 反行為をした事業者が、当該違反行為に係る事 三項の規定の適用についても、同様とする。 全子会社である場合に限る。)、当該事業者の合 する。当該事業者の完全子会社(当該命令、 る新独占禁止法第七条の三第一項の規定を適用 法第七条の九第四項において読み替えて準用す 通知と、当該審決を新独占禁止法第六十三条第 の四第七項又は第七条の七第三項の規定による 止法第七条の二第一項又は第七条の九第一項若 前独占禁止法」という。)第七条の二第六項第 しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は ているものと、当該通知を新独占禁止法第七条 しくは第二項の規定による命令であって確定し 一項の規定による決定とみなして、新独占禁止 一号に規定する命令、通知若しくは審決又は同 新独占禁止法第七条の九第二項に規定する違 通

当該事業者に対して分割により当該違反行為に 当該事業者に対して分割により当該違反行為に 場合のに限る。)を受けた場合における、当該事業 のに限る。)を受けた場合における、当該事業 のに限る。)を受けた場合における、当該事業 のに限る。)を受けた場合における、当該事業 者についての同項の規定の適用についても、同 様とする。

第九条 新独占禁止法第二十条の二の規定の適用 が確定している場合に限る。) は、当該審決又に限る。) を受けたことがあるとき (当該審決 年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定にに該当するものに限る。) について平成二十五 る。)、平成二十一年改正前独占禁止法第十九条あるとき(当該審決が確定している場合に限 者についての同条の規定の適用についても、 審決又は命令を受けた場合における、当該事業 ついての調査開始日から遡り十年以内に、当該 場合に限る。)が、当該違反行為に係る事件に けた日において当該事業者の完全子会社である 該事業者の完全子会社(当該審決又は命令を受 る命令であって確定しているものとみなす。当 は命令を新独占禁止法第二十条の二の規定によ よる審決(原処分の全部を取り消す場合のもの 占禁止法第十九条の規定に違反する行為(同号 いる場合に限る。)、又は平成二十五年改正前独 を受けたことがあるとき(当該審決が確定して 独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決 る場合に限る。)、若しくは平成二十一年改正前 受けたことがあるとき(当該命令が確定してい 改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を 相当するものに限る。)について平成二十一年 の規定に違反する行為(同号に規定する行為に は第五十四条の規定による審決を受けたことが 止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しく のに限る。) について平成十七年改正前独占禁 第十九条の規定に違反する行為(独占禁止法第 遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法 始日をいう。以下この条において同じ。)から 占禁止法第十八条の二第二項に規定する調査開 反行為に係る事件についての調査開始日(新独 については、当該事業者が、同条に規定する違 (原処分の全部を取り消す場合のものに限る。) 二条第九項第一号に規定する行為に相当するも 同 3

いては、当該事業者が、同条に規定する違反行|2 新独占禁止法第二十条の三の規定の適用につ|

する。 限る。)、若しくは平成二十一年改正前独占禁止 とがあるとき(当該命令が確定している場合に 日において当該事業者の完全子会社である場合 業者の完全子会社(当該審決又は命令を受けた 令であって確定しているものとみなす。当該事 令を新独占禁止法第二十条の三の規定による命 定している場合に限る。)は、当該審決又は命 る。) を受けたことがあるとき (当該審決が確 決(原処分の全部を取り消す場合のものに限 前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審 するものに限る。) について平成二十五年改正 法第十九条の規定に違反する行為(同号に該当 合に限る。)、又は平成二十五年改正前独占禁止 の全部を取り消す場合のものに限る。)を受け 法第六十六条第四項の規定による審決(原処分 占禁止法第二十条の規定による命令を受けたこ ものに限る。)について平成二十一年改正前独 違反する行為(同号に規定する行為に相当する き(当該審決が確定している場合に限る。)、平 四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五 る。) について平成十七年改正前独占禁止法第 九項第二号に規定する行為に相当するものに限 条の規定に違反する行為(独占禁止法第二条第 年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九 ついての同条の規定の適用についても、同様と 又は命令を受けた場合における、当該事業者に に限る。)が、当該違反行為に係る事件につい たことがあるとき(当該審決が確定している場 成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に 十四条の規定による審決を受けたことがあると 為に係る事件についての調査開始日から遡り十 ての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決

> 定している場合に限る。)は、当該審決又は命る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確 とがあるとき(当該命令が確定している場合に 又は命令を受けた場合における、当該事業者に 日において当該事業者の完全子会社である場合 業者の完全子会社(当該審決又は命令を受けた 令であって確定しているものとみなす。当該事 令を新独占禁止法第二十条の四の規定による命 決(原処分の全部を取り消す場合のものに限 前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審 するものに限る。)について平成二十五年改正 法第十九条の規定に違反する行為(同号に該当 法第六十六条第四項の規定による審決 限る。)、若しくは平成二十一年改正前独占禁止 ついての同条の規定の適用についても、 ての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決 に限る。)が、当該違反行為に係る事件につい 合に限る。)、又は平成二十五年改正前独占禁止 たことがあるとき(当該審決が確定している場 の全部を取り消す場合のものに限る。)を受け (原処分 同様と

4 新独占禁止法第二十条の五の規定の適用につ 限る。)、若しくは平成二十一年改正前独占禁止とがあるとき(当該命令が確定している場合に 九項第四号に規定する行為に相当するものに限 条の規定に違反する行為(独占禁止法第二条第 年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九 為に係る事件についての調査開始日から遡り十 いては、当該事業者が、同条に規定する違反行 定している場合に限る。) は、 る。) を受けたことがあるとき (当該審決が確 決(原処分の全部を取り消す場合のものに限 前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審 するものに限る。) について平成二十五年改正 法第十九条の規定に違反する行為(同号に該当 法第六十六条第四項の規定による審決(原処分 占禁止法第二十条の規定による命令を受けたこ ものに限る。) について平成二十一年改正前独 違反する行為(同号に規定する行為に相当する 成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に き (当該審決が確定している場合に限る。)、平 四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五 る。) について平成十七年改正前独占禁止法第 合に限る。)、又は平成二十五年改正前独占禁止 たことがあるとき(当該審決が確定している場 の全部を取り消す場合のものに限る。)を受け 十四条の規定による審決を受けたことがあると 当該審決又は命

令を新独占禁止法第二十条の五の規定による命令を新独占禁止法第二十条の五の規定による命令を新独占禁止といるものとみなす。当該事業者にての調査開始日から遡り十年以内に、当該事業者にに限る。)が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該事業者の完全子会社である場合に限る。)が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から適り十年の方のである。

第十条 お従前の例による。 該子会社等が命じられる課徴金については、 違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、 又は二以上の子会社等に対して分割により当該 当該法人(会社である場合に限る。)がその一 当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は 第七条の二第十三項第一号に規定する子会社等 若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条 をいう。以下この条において同じ。)に対して がその一又は二以上の子会社等(旧独占禁止法 の六までに規定する違反行為をした事業者が法 合併以外の事由により消滅した場合における当 人である場合において、施行日前に、当該法人 旧独占禁止法第七条の二第一項、第二項 な

6月日以後に新独占禁止法第七条の二 (加行日以後に新独占禁止法第七条の二 (加行日以後において同号に規定する行為に保る事実の (地行月以後において司号に規定する行為をし 会さむ。以下この項において同じ。)に規定 合を含む。以下この項において同じ。)に規定 合を含む。以下この項において同じ。)に規定 合を含む。以下この項において同じ。)に規定 でいない場合に限る。)における当該行為に保 で施行日以後において同号に規定する行為をし でいない場合に限る。)における当該行為に保 でかない場合に限る。)における当該行為に係る事実の 第一項若しくは第八条の三に規定する行為に係る事実の は行日以後に新独占禁止法第七条の二 の本(同号に係る部分に限る。)の規定は、 でいない場合に保る部分に限る。)の規定は、 でいない場合に保る部分に限る。)の規定は、 でいない場合に保る部分に限る。)の規定は、 でいない場合に保る部分に限る。)の規定は、 でいない場合に保る部分に限る。)の規定は、 でいない場合に保る部分に限る。)の規定は、 では、新独占禁止法第七条の二 の本に保る部分に限る。)の規定は、

(処分、手続等に関する経過措置)

第十二条 この法律 (附則第一条第二号に掲げる 規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前の独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この法律による改正後の独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この所則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の独占禁止法又はこれに基づく命の相当の規定によってしたものとみなす。令の相当の規定によってしたものとみなす。

1、2013年間は、政令で定める。 1、2013年間は、政令で定める。 2、2013年間によっては、当該規定)の施行に伴い必要ののほか、この法律(附則第一条各号に掲げる第十三条 附則第二条から前条までに規定するも

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過第十四条 政府は、この法律による改正後の独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基心法の起とさは、この法律による改正後の独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があるととは、この法律による改正後の独第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過

一号) 抄附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

該各号に定める日から施行する。行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、会社法改正法の施行の日から施

条の規定 公布の日の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五

号) 抄附 则 (令和四年五月二五日法律第四八

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して四年

条の規定 公布の日 第三条の規定 公布の日 第三条の規定並びに附則第百二十五十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五号)第五

(政令への委任)

号) 抄 別 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当ての法律は、刑法等一部改正法施行日から施

第五百九条の規定の公布の日

号) 抄附 則 (令和五年六月一六日法律第六三)

(施行期日)

政令で定める日 から起算して三年を超えない範囲内において 条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日 第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十 条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び 律第八条第二号の改正規定並びに第五十六 条中民間事業者による信書の送達に関する法 第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五 業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、 九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事 十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十 の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第 第一条及び第二条の規定並びに附則第七 一十一条中内航海運業法第六条第一項第二号 第十九条及び第二十条の規定 公布の日

第六条 この法律の施行前 (罰則に関する経過措置)

(政令への委任) 第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰

過措置を含む。) は、政令で定める。の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経第七条 この附則に定めるもののほか、この法律